

厚木市観光振興条例

(目的)

第1条 この条例は、観光の振興が本市の経済社会の持続的な発展のために重要であることに鑑み、観光の振興についての基本理念を定め、並びに市の責務及び観光事業者等の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより活力ある地域づくりを図り、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光事業者 観光に関連する事業を営む者をいう。
- (2) 観光関係団体 観光事業者で組織される団体その他の観光に関する活動を行う団体をいう。
- (3) 観光事業者等 観光事業者、観光関係団体及び市民をいう。
- (4) 観光資源 優れた自然の風景地、良好な景観、温泉、文化財、伝統行事、優れた食文化その他の観光の対象となる資源をいう。

(基本理念)

第3条 観光の振興は、健康でゆとりのある生活を実現する上で果たす観光の役割が重要であるという認識の下に推進されなければならない。

- 2 観光の振興は、観光地の自然環境を保全し、その特性を尊重することが持続可能な観光施策を行う上で重要であるという認識の下に推進されなければならない。
- 3 観光の振興は、その振興が多様な事業の分野における特色ある事業活動から構成され、多様な就業の機会を提供すること等により地域の経済社会において重要な役割を担っているとの認識の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、観光事業者等が相互に連携して観光の振興に関する取組を進められるよう必要な支援を行うものとする。

(観光事業者の役割)

第5条 観光事業者は、基本理念にのっとり、観光旅行に関する多様な需要に応え、良質なサービスを提供することにより、観光旅行者の満足度の向上に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 観光事業者は、市が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第6条 観光関係団体は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら、おもてなしの向上等を図ることにより観光旅行者の受入体制の整備を行い、その来訪の促進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、市が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民による観光振興)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、市及び観光事業者等が実施する観光の振興に関する取組に参加することにより魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすことができる。

(基本計画)

第8条 市長は、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 観光の振興に関する総合的かつ長期的な目標

(2) 観光の振興に関し、市が計画的に講ずべき施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、観光事業者等及び厚木市観光振興推進委員会の意見を聴かなければならない。

(魅力ある観光地の形成)

第9条 市は、魅力ある観光地の形成を図るため、観光資源の充実に資する活動に対する支援、旅行に関連する施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

(地域の特性をいかした観光地の形成)

第10条 市は、地域の特性をいかした観光地の形成を図るため、観光事業者等との連携及び協働により、観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講ずるものとする。

(交通利便性の向上)

第11条 市は、観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の整備その他の観光旅行者の交通の利便性の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第12条 市は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、企業、大学等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(広域的な連携)

第13条 市は、国及び神奈川県その他の地方公共団体と連携し、観光資源を有効に活用するために必要な広域的な施策の推進に努めるものとする。

2 市は、観光資源をいかした友好都市等との交流に必要な施策を講ずるものとする。

(旅行者の利便性の向上)

第14条 市は、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する観光旅行者の利便性の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第15条 市は、市内における観光旅行の安全の確保を図るため、観光地における事故、災害等に関する情報の提供その他の事故の発生の防止等に必要な施策を講ずるものとする。

(新たな観光旅行の分野の開拓)

第16条 市は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然、環境、産業等に関する体験活動を目的とする観光旅行、文化に関する事業をいかした観光旅行、スポーツに関する行事を活用した観光旅行その他の多様な観光旅行の形態の普及等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光情報に関する広報宣伝等)

第17条 市、観光事業者及び観光関係団体は、観光旅行者の来訪の促進を図るため、多様な媒体を通じた本市の観光情報に関する広報宣伝の充実に取り組むよう努めるものとする。

2 市は、観光の振興に関する取組への市民の参加を促進するため、広報、啓発及び情報の提供に努めるものとする。

(観光振興推進委員会)

第18条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市観光振興推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(評価等)

第19条 市長は、委員会の意見を踏まえ、3年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条並びに附則第3項及び第4項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている厚木市観光振興計画は、第8条の規定により策定された計画とみなす。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中第64号を第65号とし、第63号の次に次の1号を加える。

(64) 観光振興推進委員会の委員

第2条第1項中「第63号」を「第64号」に改め、同条第2項中「前条第64号」を「前条第65号」に改める。

第3条中「第1条第64号」を「第1条第65号」に改める。

第5条第1項中「第64号」を「第65号」に改める。

第6条第1項第1号中「第63号」を「第64号」に改める。

別表に次のように加える。

64	観光振興推進委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	7,800円

(調整規定)

- 4 この条例及び厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成24年厚木市条例第18号）、厚木市文化芸術振興条例（平成24年厚木市条例第28号）又は厚木市子ども育成条例（平成24年厚木市条例第31号）に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、厚木市セーフコミュニティ推進条例、厚木市文化芸術振興条例又は厚木市子ども育成条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

○厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和 43 年 7 月 17 日
条例第 16 号

注 昭和 49 年 4 月から改正経過を注記した。

(趣旨及び適用範囲)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項の規定により、次に掲げる者に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(1) 教育委員会の委員

(2) 選挙管理委員会の委員（地方自治法第 189 条第 3 項の規定により臨時に補充された委員を含む。）

(3) 公平委員会の委員

(4) 監査委員

(5) 農業委員会の委員

(6) 固定資産評価審査委員会の委員

(7) 投票所の投票管理者

(8) 期日前投票所の投票管理者

(9) 開票管理者

(10) 選挙長

(11) 投票所の投票立会人

(12) 期日前投票所の投票立会人

(13) 開票立会人

(14) 選挙立会人

(15) 社会教育委員

(16) 農地利用最適化推進委員

(17) スポーツ推進審議会の委員

(18) 総合計画審議会の委員

(19) 国民健康保険運営協議会の委員

(20) 民生委員推薦会の委員

(21) 住居表示審議会の委員

(22) 防災会議の委員

(23) 消防審議会の委員

(24) 市史編さん委員会の委員

(25) 青少年問題協議会の委員

(26) 特別職報酬等審議会の委員

(27) 下水道運営審議会の委員

(28) 都市計画審議会の委員

(29) 青少年教育相談センター運営協議会の委員

(30) 公務災害補償等認定委員会の委員

(31) 公務災害補償等審査会の委員

(32) 図書館協議会の委員

(33) 学校給食センター運営委員会の委員

(34) 学校事故審査委員会の委員

(35) 緑を豊かにする審議会の委員

(36) 地震災害警戒本部の本部員

- (37) 表彰審査委員会の委員
- (38) 教育支援委員会の委員
- (39) 小中学校通学区域再編成委員会の委員
- (40) 建築審査会の委員
- (41) 名誉市民選考委員会の委員
- (42) 行政改革調査委員会の委員
- (43) 環境審議会の委員
- (44) 旅館等建築審議会の委員
- (45) 情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会の委員
- (46) 保健福祉審議会の委員
- (47) 文化財保護審議会の委員
- (48) 住宅運営審議会の委員
- (49) 介護認定審査会の委員
- (50) 開発審査会の委員
- (51) 病院運営審議会の委員
- (52) まちづくり審議会の委員
- (53) 特定開発事業紛争調停委員会の委員
- (54) 国民保護協議会の委員
- (55) 障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員
- (56) 法令遵守審査会の委員
- (57) 自治基本条例推進委員会の委員
- (58) 退職手当審査会の委員
- (59) 市民協働推進委員会の委員
- (60) 労働報酬審議会の委員
- (61) セーフコミュニティ推進委員会の委員
- (62) 文化芸術振興委員会の委員
- (63) こども育成推進委員会の委員
- (64) 観光振興推進委員会の委員
- (65) 里地里山保全等促進委員会の委員
- (66) いじめ防止対策委員会の委員
- (67) いじめ問題調査委員会の委員
- (68) 久保奨学金奨学生選考委員会の委員
- (69) 行政不服審査会の委員
- (70) 空家等対策協議会の委員
- (71) 庁舎建設等検討委員会の委員
- (72) 公共施設最適化検討委員会の委員
- (73) 指定管理者選定評価委員会の委員
- (74) 地域包括ケア推進会議の委員
- (75) 高齢者支援検討会議の委員
- (76) 地域包括支援センター運営協議会の委員
- (77) 健康食育推進協議会の委員
- (78) 男女共同参画推進委員会の委員
- (79) 人権施策推進協議会の委員
- (80) 生涯学習推進会議の委員

- (81) 野生鳥獣等対策協議会の委員
- (82) 松川サク工業振興基金委員会の委員
- (83) 中心市街地商店街空店舗対策事業補助金審査会の委員
- (84) あつぎ食ブランド選定委員会の委員
- (85) 地域公共交通会議の委員
- (86) 市史編集専門委員会の委員
- (87) 教育振興基本計画審議会の委員
- (88) こどもアート展審査会の委員
- (89) 和田傳文学賞審査会の委員
- (90) 厚木こども科学賞審査会の委員
- (91) 教科用図書採択検討委員会の委員
- (92) あつぎ郷土博物館協議会の委員
- (93) 災害弔慰金等支給審査会の委員
- (94) 産業振興推進委員会の委員
- (95) 予防接種健康被害調査委員会の委員
- (96) 環境教育等推進協議会の委員
- (97) 廃棄物減量等推進審議会の委員
- (98) 農業振興推進委員会の委員
- (99) 新たな交流拠点検討委員会の委員
- (100) 前各号以外の非常勤の職員

(昭 49 条例 45・昭 50 条例 14・昭 51 条例 36・昭 53 条例 9・昭 53 条例 20・昭 53 条例 32・昭 54 条例 20・昭 54 条例 30・昭 55 条例 4・昭 57 条例 5・昭 57 条例 20・昭 58 条例 3・昭 58 条例 19・昭 59 条例 6・昭 59 条例 30・昭 60 条例 3・昭 60 条例 13・昭 61 条例 21・昭 62 条例 9・昭 62 条例 18・昭 63 条例 9・平 3 条例 10・平 4 条例 18・平 5 条例 6・平 7 条例 2・平 8 条例 4・平 10 条例 11・平 11 条例 15・平 12 条例 19・平 12 条例 34・平 13 条例 15・平 14 条例 6・平 14 条例 28・平 15 条例 6・平 15 条例 24・平 15 条例 30・平 17 条例 33・平 18 条例 1・平 19 条例 28・平 20 条例 20・平 22 条例 25・平 23 条例 5・平 22 条例 10・平 23 条例 19・平 24 条例 17・平 24 条例 29・平 24 条例 18・平 24 条例 28・平 24 条例 31・平 24 条例 33・平 25 条例 26・平 26 条例 16・平 26 条例 20・平 28 条例 4・平 28 条例 5・平 29 条例 6・平 30 条例 2・平 30 条例 6・平 30 条例 29・平 31 条例 4・令元条例 3・令元条例 11・令元条例 21・令 2 条例 3・令 2 条例 25・令 3 条例 3・令 3 条例 10・令 3 条例 14・令 4 条例 1・令 5 条例 4・令 6 条例 6・令 6 条例 21・令 7 条例 6・令 7 条例 8・令 7 条例 28・令 8 条例 7・一部改正)

(報酬)

第 2 条 前条第 1 号から第 99 号までに掲げる者の受ける報酬の額は、別表のとおりとする。

2 前条第 100 号に掲げる者の受ける報酬の額は、勤務 1 日につき 25,000 円を超えない範囲内とする。ただし、特に必要があるときは 404,800 円を超えない範囲内において月額又は年額で定めることができる。

3 前項に規定する職員の職及び報酬の額は、規則で定める。

(昭 49 条例 45・昭 49 条例 47・昭 50 条例 14・昭 51 条例 36・昭 53 条例 9・昭 53 条例 20・昭 54 条例 20・昭 54 条例 29・昭 54 条例 30・昭 55 条例 4・昭 55 条例 26・昭 56 条例 34・昭 57 条例 5・昭 57 条例 20・昭 58 条例 3・昭 59 条例

19・昭59条例6・昭59条例30・昭60条例3・昭61条例21・昭62条例9・昭62条例18・昭62条例23・昭63条例9・平元条例12・平3条例10・平4条例18・平5条例6・平8条例4・平11条例15・平12条例19・平12条例34・平14条例28・平15条例6・平15条例24・平15条例30・平17条例33・平18条例1・平19条例28・平20条例5・平20条例20・平22条例25・平23条例5・平22条例10・平24条例17・平24条例29・平24条例18・平24条例28・平24条例31・平24条例33・平25条例26・平26条例16・平26条例20・平28条例4・平28条例5・平30条例2・平30条例6・平30条例29・平31条例4・令元条例3・令元条例21・令2条例3・令2条例25・令3条例3・令3条例10・令3条例14・令4条例1・令5条例4・令6条例6・令6条例21・令7条例6・令7条例8・令7条例28・一部改正)

(報酬の減額)

第3条 第1条第100号に掲げる者(任命権者が勤務日又は勤務時間を定めている者に限る。)が勤務しないときは、勤務しないことについて特に承認があった場合を除き、任命権者が別に定めるところにより報酬を減額するものとする。

(平20条例5・追加、平22条例25・平23条例5・平22条例10・平24条例17・平24条例29・平24条例18・平24条例28・平24条例31・平24条例33・平25条例26・平26条例16・平26条例20・平28条例4・平28条例5・平30条例2・平30条例6・平30条例29・平31条例4・令元条例3・令元条例21・令2条例3・令2条例25・令3条例3・令3条例10・令3条例14・令4条例1・令5条例4・令6条例6・令6条例21・令7条例6・令7条例8・令7条例28・一部改正)

(報酬の支給時期)

第4条 日額又は半日額で定められている報酬は、その都度支給する。ただし、任命権者が必要と認めるときは、当月分の総額を翌月の末日までに支給することができる。
2 月額で定められている報酬は、その月の末日までに支給する。ただし、任命権者が必要と認めるときは、翌月の末日までに支給することができる。
3 年額で定められている報酬は、年度を四半期に分け、当該期分を各期末の月の末日までに支給する。ただし、任命権者が必要と認めるときは、各期末の月の翌月の末日まで又は年額を一括して当該年度の最終の月の翌月の末日までに支給することができる。
4 前3項に規定する報酬以外の報酬は、その都度支給する。ただし、任命権者が必要と認めるときは、その勤務の属する月の総額を翌月の末日までに支給することができる。

(平20条例5・追加、令7条例11・一部改正)

(報酬の支給方法)

第5条 第1条第1号から第5号まで、第16号及び第100号に掲げる者のうち月額で定められた者が月の中で新たに就職した場合にはその日から、退職、免職その他によりその職を失ったときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで報酬を支給する。
2 前項以外の者で報酬が年額で定められている者が年の中で中途において就職し、又は退職した場合は、月割計算により報酬を支給する。この場合、1箇月未満の端数があるときは、1箇月として計算する。
3 前2項以外の者で報酬で日額又は半日額により定められている場合は、その勤務日数に応じて報酬を支給する。

(昭49条例45・昭49条例47・昭50条例14・昭51条例36・昭53条例9・昭53条例20・昭54条例20・昭54条例30・昭55条例4・昭57条例5・昭57条例20・昭58条例3・昭58条例19・昭59条例6・昭59条例30・昭60条例3・昭61条例21・昭62条例9・昭62条例18・平3条例10・平4条例18・平5条例6・平8条例4・平11条例15・平12条例19・平12条例34・平14条例28・平15条例6・平15条例24・平15条例30・平17条例33・平18条例1・平19条例28・一部改正、平20条例5・旧第3条繰下・一部改正、平20条例

20・平 22 条例 25・平 23 条例 5・平 22 条例 10・平 24 条例 17・平 24 条例 29・平 24 条例 18・平 24 条例 28・平 24 条例 31・平 24 条例 33・平 25 条例 26・平 26 条例 16・平 26 条例 20・平 28 条例 4・平 28 条例 5・平 30 条例 2・平 30 条例 6・平 30 条例 29・平 31 条例 4・令元条例 3・令元条例 21・令 2 条例 3・令 2 条例 25・令 3 条例 3・令 3 条例 10・令 3 条例 14・令 4 条例 1・令 5 条例 4・令 6 条例 6・令 6 条例 21・令 7 条例 6・令 7 条例 8・令 7 条例 11・令 7 条例 28・一部改正)

(費用弁償)

第 6 条 第 1 条各号に掲げる者が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は、次に定めるところによる。

(1) 第 1 条第 1 号から第 99 号までに掲げる者にあつては、常勤特別職の職員の旅費の額に相当する額

(2) 前号に掲げる者以外の者にあつては、一般職の職員の旅費の額に相当する額

2 前項の規定による旅費の支給方法は、一般職の職員の旅費の例による。

(平 2 条例 5・全改、平 3 条例 10・平 4 条例 18・平 5 条例 6・平 8 条例 4・平 11 条例 15・平 12 条例 19・平 12 条例 34・平 14 条例 14・平 14 条例 28・平 15 条例 6・平 15 条例 13・平 15 条例 24・平 15 条例 30・平 17 条例 33・平 18 条例 1・平 19 条例 28・一部改正、平 20 条例 5・旧第 4 条繰下、平 20 条例 20・平 22 条例 25・平 23 条例 5・平 22 条例 10・平 24 条例 17・平 24 条例 29・平 24 条例 18・平 24 条例 28・平 24 条例 31・平 24 条例 33・平 25 条例 26・平 26 条例 16・平 26 条例 20・平 28 条例 4・平 28 条例 5・平 30 条例 2・平 30 条例 6・平 30 条例 29・平 31 条例 4・令元条例 3・令元条例 11・令元条例 21・令 2 条例 3・令 2 条例 25・令 3 条例 3・令 3 条例 10・令 3 条例 14・令 4 条例 1・令 5 条例 4・令 6 条例 6・令 6 条例 21・令 7 条例 6・令 7 条例 8・令 7 条例 28・一部改正)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 43 年 4 月 1 日から適用する。

2 厚木市の非常勤特別職職員の報酬等に関する条例（昭和 36 年厚木市条例第 3 号）および厚木市の非常勤嘱託員等の報酬等に関する条例（昭和 32 年厚木市条例第 5 号）は、廃止する。

3 昭和 49 年度に限り、第 6 条の規定による期末手当のほか、別に期末手当を支給する。
(昭 49 条例 28・追加)

4 前項の規定による期末手当の額、基準日、在職期間率等については、一般職の職員の例による。

(昭 49 条例 28・追加)

附 則（昭和 44 年条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 44 年条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 44 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 45 年条例第 1 号）

この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1.35 欄の改正規定については、昭和 44 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 45 年条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 45 年条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 46 年条例第 3 号）

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 46 年条例第 25 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 この条例施行前に改正前の厚木市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の規定に基づいてすでに支払われた昭和 46 年 6 月 1 日から、この条例の施行の日までの期間に係る報酬は、改正後の条例の規定による内払いとみなす。

附 則（昭和 47 年条例第 2 号）

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 47 年条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年条例第 42 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 47 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 この条例施行前に改正前の厚木市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の規定にもとづいて、すでに支払われた昭和 47 年 12 月 1 日から、この条例の施行の日までの期間に係る報酬および期末手当は、改正後の条例の規定による内払いとみなす。

附 則（昭和 48 年条例第 4 号）

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 48 年条例第 34 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 この条例施行前に改正前の厚木市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の規定に基づいて、すでに議会の議員に支払われた昭和 48 年 12 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係る報酬および期末手当は、改正後の条例の規定による内払いとみなす。

附 則（昭和 49 年条例第 8 号）

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 49 年条例第 45 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 49 年条例第 47 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 50 年条例第 14 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この条例施行前に改正前の厚木市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の規定に基づいて既に支払われた昭和 50 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係る報酬は、改正後の条例の規定による内払いとみなす。

附 則（昭和 51 年条例第 36 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の厚木市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例第 6 条第 3 項の規定は、昭和 51 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 51 年条例第 40 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の厚木市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例ならびに厚木市常勤特別職職員の給与および旅費に関する条例（以下単に「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 51 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 この条例の施行前に改正前の厚木市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例ならびに厚木市常勤特別職職員の給与および旅費に関する条例の規定に基づいて、既に支払われた昭和 51 年 12 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係る報酬および給与は、改正後の条例の規定による内払いとみなす。

附 則（昭和 52 年条例第 3 号）

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項および第 5 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年条例第 2 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例、厚木市常勤特別職職員の給与および旅費に関する条例ならびに厚木市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（第 2 条第 2 項の改正部分を除く。以下これらの条例を単に「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 52 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 この条例の施行前に改正前の厚木市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例、厚木市常勤特別職職員の給与および旅費に関する条例ならびに厚木市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて、既に支払われた昭和 52 年 12 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係る報酬および給与は、改正後の条例の規定による内払いとみなす。

附 則（昭和 53 年条例第 9 号）

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年条例第 20 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の厚木市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表（特別土地保有税審議会の委員を加える部分を除く。）の規定は、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この条例の施行前に改正前の厚木市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の規定に基づいて、既に支払われた昭和 53 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係る報酬は、改正後の条例の規定による内払いとみなす。

附 則（昭和 53 年条例第 32 号）抄

（施行期日等）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 54 年条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 54 年条例第 29 号）

- 1 この条例中第 1 条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例中第 2 条の規定は、公布の日から施行し、この条例による改正後の厚木市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条第 3 項および別表の規定は、昭和 54 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 非常勤特別職職員が、第 2 条の規定による条例の施行前に改正前の厚木市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の規定に基づいて、昭和 54 年 12 月 1 日以後の分として支給を受けた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（昭和 54 年条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年条例第 4 号）

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年条例第 26 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の厚木市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 55 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の厚木市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（昭和 56 年条例第 34 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和

56 年 12 月 1 日から適用する。

- 2 昭和 56 年 12 月 1 日（以下この項において「基準日」という。）に在職する議会の議員（基準日前 1 箇月以内に任期満了その他の事由により退職した者を含む。）に対して、昭和 56 年 12 月に支給する期末手当に関する改正後の条例第 7 条第 3 項の規定の適用については、同項中「報酬額」とあるのは「厚木市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（昭和 56 年厚木市条例第 34 号）の規定による改正前の厚木市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の規定による報酬額」とする。
- 3 昭和 57 年 3 月 1 日（以下この項において「基準日」という。）に在職する議会の議員（基準日前 1 箇月以内に任期満了その他の事由により退職した者を含む。）に対して、昭和 57 年 3 月に支給する期末手当に関する改正後の条例第 7 条第 3 項の規定の適用については、同項中「報酬額」とあるのは「厚木市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（昭和 56 年厚木市条例第 34 号）の規定による改正前の厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定が適用されているものとした場合に、改正前の条例の規定により受けるべきこととなる報酬額」とする。
- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（昭和 57 年条例第 5 号）

この条例は、厚木都市計画事業中町第 2－1 地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例（昭和 57 年厚木市条例第 1 号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和 57 年条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年条例第 19 号）

この条例は、昭和 58 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年条例第 6 号）

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 60 年条例第 3 号）

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年条例第 5 号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例中、第 1 条及び次項から附則第 8 項までの規定は公布の日から、第 2 条から第 4 条までの規定及び附則第 9 項から附則第 16 項までの規定は昭和 61 年 4 月 1 日（第 2 条中厚木市職員の給与に関する条例附則第 14 項の規定は昭和 61 年 3 月 30 日から、同条例第 7 条第 4 項の改正規定は昭和 61 年 6 月 1 日）から施行する。

附 則（昭和 61 年条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 62 年条例第 9 号）

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年条例第 18 号）

この条例は、昭和 62 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年条例第 23 号）

この条例は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年条例第 9 号）

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年条例第 12 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年条例第 5 号）

- 1 この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了する旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 年条例第 31 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成 3 年条例第 10 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項、第 4 条第 2 項及び別表（3 の項に係る部分に限る。）の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年条例第 18 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 3 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。

附 則（平成 3 年条例第 25 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 3 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成 4 年条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年条例第 6 号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年条例第 21 号）

この条例は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年条例第 2 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 4 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年条例第 11 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年条例第 19 号）

- 1 この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年3月に期末手当を支給される議会の議員のうち、平成11年12月に期末手当を支給された議会の議員に係る平成12年3月に支給される期末手当の額については、第1条の規定による改正後の厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第5条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による当該期末手当の額から、当該議会の議員が受けるべき報酬額及び報酬額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の25を乗じて得た額に、平成11年12月1日以前6箇月以内の期間における当該議会の議員の在職期間の区分に応じて同項の表に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則（平成12年条例第19号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第34号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第37号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成13年3月に支給する期末手当に係るこの条例による改正後の厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第5条第3項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「100分の50」とあるのは、「100分の30」とする。

附 則（平成13年条例第15号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成13年条例第21号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成14年3月に支給する期末手当に係るこの条例による改正後の厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第5条第3項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「100分の50」とあるのは、「100分の45」とする。

附 則（平成14年条例第6号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第14号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第28号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第30号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、同年4月1日から施行する。

（平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置）

- 2 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第5条第3項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

附 則（平成15年条例第6号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 13 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 24 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 36 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 30 号）

この条例は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 33 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 1 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 28 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 5 号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 5 条を第 7 条とし、第 4 条を第 6 条とする改正規定、第 3 条第 4 項を削り、同条を第 5 条とする改正規定及び第 2 条の次に 2 条を加える改正規定 公布の日

(2) 前号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成 20 年 4 月 1 日

附 則（平成 20 年条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年条例第 10 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 附則第 2 項の規定の適用がある間における廃止前の厚木市交通災害共済条例の規定による厚木市交通災害共済審査委員会の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年条例第 25 号）抄

(施行期日)

- 1 この自治基本条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年条例第 5 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年条例第 19 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 17 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成 24 年条例第 18 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条及び次項の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 28 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 12 条並びに附則第 3 項及び第 5 項の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(調整規定)

- 5 この条例及び厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成 24 年厚木市条例第 18 号）、厚木市子ども育成条例（平成 24 年厚木市条例第 31 号）又は厚木市観光振興条例（平成 24 年厚木市条例第 33 号）に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日施行されるときは、当該条例の規定は、厚木市セーフコミュニティ推進条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

附 則（平成 24 年条例第 29 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条、第 8 条並びに附則第 3 項及び第 4 項の規定は、同年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 31 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 13 条、第 14 条並びに附則第 3 項及び第 5 項の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(調整規定)

- 5 この条例及び厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成 24 年厚木市条例第 18 号）、厚木市文化芸術振興条例（平成 24 年厚木市条例第 28 号）又は厚木市観光振興条例（平成 24 年厚木市条例第 33 号）に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日施行されるときは、当該条例の規定は、厚木市セーフコミュニティ推進条例又は厚木市文化芸術振興条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

附 則（平成 24 年条例第 33 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 18 条並びに附則第 3 項及び第 4 項の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(調整規定)

- 4 この条例及び厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成 24 年厚木市条例第 18 号）、厚木市文化芸術振興条例（平成 24 年厚木市条例第 28 号）又は厚木市子ども育成条例（平成 24 年厚木市条例第 31 号）に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日施行されるときは、当該条例の規定は、厚木市セーフコミュニティ推進条例、厚木市文化芸術振興条例又は厚木市子ども育成条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

附 則（平成 25 年条例第 26 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 18 条、第 19 条及び附則第 2 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 16 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成 26 年条例第 20 号）抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 27 年度以後に高校等に進学し、若しくは在学し、又は中学校に在学する者に適用する。

附 則 (平成 27 年条例第 4 号)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 76 号。以下「改正法」という。) による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 16 条第 1 項に規定する教育委員会の教育長が改正法附則第 2 条第 1 項の規定により引き続き教育長として在職する間においては、第 2 条の規定による改正後の厚木市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例、第 4 条の規定による改正後の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例、第 5 条の規定による改正後の厚木市特別職報酬等審議会条例及び第 7 条の規定による改正後の厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、第 2 条、第 4 条、第 5 条及び第 7 条の規定による改正前の各条例の規定は、なおその効力を有する。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成 28 年条例第 4 号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年条例第 5 号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日に在任する厚木市農業委員会の委員の任期満了の日 (厚木市農業委員会の選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日) の翌日から施行する。

附 則 (平成 29 年条例第 6 号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年条例第 2 号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年条例第 6 号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(調整規定)

- 3 この条例及び厚木市空家等対策協議会条例 (平成 30 年厚木市条例第 2 号) に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、厚木市空家等対策協議会条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

附 則 (平成 30 年条例第 29 号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 1 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 31 年条例第 4 号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年条例第 3 号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年条例第 11 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年条例第 21 号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 3 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 25 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 3 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 10 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 14 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 1 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 20 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 22 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年条例第 4 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年条例第 6 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年条例第 21 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 6 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 8 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表市長の項厚木市西部地域
自然環境検討委員会の項を削る改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
（調整規定）

- 4 この条例及び厚木市公文書等の管理に関する条例の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（令和 7 年厚木市条例第 6 号）に同一の条例の規定についての改正規定がある
場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、厚木
市公文書等の管理に関する条例の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例によってま
ず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

附 則（令和 7 年条例第 11 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 28 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 31 号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年条例第 7 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

(平 8 条例 4 ・ 全改、平 10 条例 11 ・ 平 11 条例 15 ・ 平 12 条例 19 ・ 平 12 条例 34 ・ 平 13 条例 15 ・ 平 14 条例 6 ・ 平 14 条例 28 ・ 平 15 条例 6 ・ 平 15 条例 24 ・ 平 15 条例 30 ・ 平 17 条例 33 ・ 平 18 条例 1 ・ 平 19 条例 28 ・ 平 20 条例 5 ・ 平 20 条例 20 ・ 平 22 条例 25 ・ 平 23 条例 5 ・ 平 22 条例 10 ・ 平 23 条例 19 ・ 平 24 条例 17 ・ 平 24 条例 29 ・ 平 24 条例 18 ・ 平 24 条例 28 ・ 平 24 条例 31 ・ 平 24 条例 33 ・ 平 25 条例 26 ・ 平 26 条例 16 ・ 平 26 条例 20 ・ 平 27 条例 4 ・ 平 28 条例 4 ・ 平 28 条例 5 ・ 平 29 条例 6 ・ 平 30 条例 2 ・ 平 30 条例 6 ・ 平 30 条例 29 ・ 平 31 条例 4 ・ 令元条例 3 ・ 令元条例 21 ・ 令 2 条例 3 ・ 令 2 条例 25 ・ 令 3 条例 3 ・ 令 3 条例 10 ・ 令 3 条例 14 ・ 令 4 条例 1 ・ 令 4 条例 20 ・ 令 4 条例 22 ・ 令 5 条例 4 ・ 令 6 条例 6 ・ 令 6 条例 21 ・ 令 7 条例 6 ・ 令 7 条例 8 ・ 令 7 条例 11 ・ 令 7 条例 28 ・ 令 7 条例 31 ・ 令 8 条例 7 ・ 一部改正)

番号	職名		報酬額	
1	教育委員会の委員		月額	111,100 円
2	選挙管理委員会の委員	委員長	月額	44,600 円
		委員	月額	40,500 円
		補充員	日額	7,800 円
3	公平委員会の委員	委員長	日額	21,000 円
		委員	日額	19,000 円
4	監査委員	議会議員のうちから選任された者	月額	43,600 円
		識見を有する者のうちから選任された者	月額	152,600 円
5	農業委員会の委員	会長	月額	75,800 円
		会長代理	月額	45,700 円
		部会長	月額	45,700 円
		委員	月額	39,400 円
6	固定資産評価審査委員会の委員	委員長	日額	13,000 円
		委員	日額	10,900 円
7	投票所の投票管理者		1 選挙につき	30,100 円
8	期日前投票所の投票管理者		日額	15,100 円
9	開票管理者		1 選挙につき	15,100 円
10	選挙長		1 選挙につき	31,100 円
11	投票所の投票立会人		日額	14,000 円
			半日額	7,000 円
12	期日前投票所の投票立会人		日額	12,300 円
			半日額	6,150 円
13	開票立会人		1 選挙につき	14,000 円
14	選挙立会人		1 選挙につき	14,000 円
15	社会教育委員	議長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円

16	農地利用最適化推進委員		月額	39,400 円
17	スポーツ推進審議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
18	総合計画審議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
19	国民健康保険運営協議会の委員	会長	日額	11,000 円
		副会長	日額	10,600 円
		委員	日額	10,000 円
20	民生委員推薦会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
21	住居表示審議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
22	防災会議の委員		日額	10,000 円
23	消防審議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
24	市史編さん委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
25	青少年問題協議会の委員		日額	10,000 円
26	特別職報酬等審議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
27	下水道運営審議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
28	都市計画審議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
29	青少年教育相談センター運営協議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
30	公務災害補償等認定委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
31	公務災害補償等審査会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
32	図書館協議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
33	学校給食センター運営委員会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
34	学校事故審査委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
35	緑を豊かにする審議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
36	地震災害警戒本部の本部員		日額	10,000 円
37	表彰審査委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
38	教育支援委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円

39	小中学校通学区域再編成委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
40	建築審査会の委員	会長	日額	16,100 円
		委員	日額	15,100 円
41	名誉市民選考委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
42	行政改革調査委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
43	環境審議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
44	旅館等建築審議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
45	情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
		部会長	日額	16,100 円
		部会員	日額	15,100 円
46	保健福祉審議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
47	文化財保護審議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
48	住宅運営審議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
49	介護認定審査会の委員	会長	日額	25,000 円
		委員	日額	20,000 円 (合議体の長である委員にあっては、25,000 円)
50	開発審査会の委員	会長	日額	16,100 円
		委員	日額	15,100 円
51	病院運営審議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
52	まちづくり審議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
53	特定開発事業紛争調停委員会の委員	委員長	日額	16,100 円
		委員	日額	15,100 円
54	国民保護協議会の委員		日額	10,000 円
55	障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員	会長	日額	25,000 円
		委員	日額	20,000 円 (合議体の長及び医師である委員にあっては、25,000 円)
56	法令遵守審査会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
57	自治基本条例推進委員会の委員	委員長	日額	11,000 円

	員	委員	日額	10,000 円
58	退職手当審査会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
59	市民協働推進委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
60	労働報酬審議会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
61	セーフコミュニティ推進委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
62	文化芸術振興委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
63	こども育成推進委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
64	観光振興推進委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
65	里地里山保全等促進委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
66	いじめ防止対策委員会の委員	委員長	日額	11,000 円 (医師及び弁護士である委員長にあっては、24,000 円(2 時間を超えて調査審議を行った場合は、1 時間(1 時間未満の端数がある場合において、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てる。)につき 12,000 円を 24,000 円に加算して得た額)。次項において同じ。)
		委員	日額	10,000 円 (医師及び弁護士である委員にあっては、23,000 円(2 時間を超えて調査審議を行った場合は、1 時間(1 時間未満の端数がある場合において、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てる。)につき 11,500 円を 23,000 円に加算して得た額)。次項において同じ。)

67	いじめ問題調査委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
68	久保奨学金奨学生選考委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
69	行政不服審査会の委員	会長	日額	16,100 円
		委員	日額	15,100 円
70	空家等対策協議会の委員	委員	日額	10,000 円
71	庁舎建設等検討委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
72	公共施設最適化検討委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
73	指定管理者選定評価委員会の委員	委員長	日額	16,100 円
		委員	日額	15,100 円
74	地域包括ケア推進会議の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
75	高齢者支援検討会議の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
76	地域包括支援センター運営協議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
77	健康食育推進協議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
78	男女共同参画推進委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
79	人権施策推進協議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
80	生涯学習推進会議の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
81	野生鳥獣等対策協議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
82	松川サク工業振興基金委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
83	中心市街地商店街空店舗対策事業補助金審査会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
84	あつぎ食ブランド選定委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
85	地域公共交通会議の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
86	市史編集専門委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
87	教育振興基本計画審議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
				(部会の長である委員にあって

				は、11,000 円)
88	こどもアート展審査会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
89	和田傳文学賞審査会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
90	厚木こども科学賞審査会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
91	教科用図書採択検討委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
92	あつぎ郷土博物館協議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
93	災害弔慰金等支給審査会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
94	産業振興推進委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
95	予防接種健康被害調査委員会の委員	委員長	日額	25,000 円
		委員	日額	20,000 円
96	環境教育等推進協議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
97	廃棄物減量等推進審議会の委員	会長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
98	農業振興推進委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円
99	新たな交流拠点検討委員会の委員	委員長	日額	11,000 円
		委員	日額	10,000 円

備考 投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の報酬額について、日額は投票に立ち会った時間が投票時間（選挙の投票所を開く時刻から投票所を閉じる時刻までの時間をいう。以下同じ。）の2分の1を超える場合に、半日額は投票に立ち会った時間が投票時間の2分の1以下の場合に支給する。

厚木市観光振興推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市観光振興条例（平成24年厚木市条例第33号）第18条第4項の規定に基づき、厚木市観光振興推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 観光振興に関し、優れた識見を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、厚木市観光振興条例主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

厚木市観光振興推進委員会の会議等の公開に関するルール

(目的)

第1条 このルールは、厚木市観光振興推進委員会（以下「委員会」という。）の会議及び会議録の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の基準)

第2条 委員会の会議は、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号。以下「条例」という。）第26条の規定により公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 条例第7条各号に定める非公開情報に該当する事項を審議する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合

2 前項の規定により非公開とする場合は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が委員会に諮って決定する。

(公開の方法等)

第3条 委員会の会議の公開の方法等は、次のとおりとする。

(1) 委員会の会議を公開で行う場合は、会議会場（以下「会場」という。）に傍聴席を設けるものとする。

(2) 傍聴人の定員は、10人以内とする。

(3) 傍聴申出人が定員を超えた場合は、抽選で決定するものとする。

2 委員長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴人に退席を命ずることができる。

(開催日時等の周知)

第4条 委員会の会議は、会議の開催日時、場所、議題、傍聴者の定員等を市政情報コーナーに掲示するとともに、市ホームページに掲載し、周知に努めるものとする。

2 当該会議の開催の周知は、開催日のおおむね2週間前に行うものとする。

(資料の配布及び閲覧)

第5条 会議に提出した資料のうち、会議次第については、傍聴者に配布するものとする。その他の資料については、委員長があらかじめ認めた場合は、会議入場時に貸与し、退出時に返却させるものとする。

(遵守事項)

第6条 傍聴者の遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 委員長の許可なく会議の写真若しくはビデオの撮影又は録音をしないこと。

(2) 委員会委員等の発言に対し、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。

(3) その他委員会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。

(議事録の公開)

第7条 委員会の議事録の公開は、会議の概要を要点筆記した議事録を作成し、それを市政情報コーナーに備え置くことにより行うとともに、市ホームページに掲載し、周知に努めるものとする。なお、議事録には個人名を表示せずに作成するものとする。

2 市政情報コーナーに備え置く議事録には、会議資料を添付するものとする。ただし、厚木市情報公開条例に定める非公開情報に該当すると判断される部分については、所要の措置を講じるものとする。

3 議事録等の公開期間は、公開を始めた日から1年間とする。

(庶務)

第8条 委員会の公開に関する庶務は、観光振興主管課が行う。

附 則

このルールは、平成25年4月1日から適用し、厚木市観光振興推進委員会の廃止の日にその効力を失う。

第2次厚木市観光振興計画 進行管理票

No.	基本方針	基本施策	単位施策	事業名等	事業内容	観光振興 条例位置 付け	R 8 担当課	R07実施結果	予算	評価	R08実施計画		予算
									R07	R07			R08
1	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	1 魅力ある観光地の形成	①既存資源のブラッシュアップ	にぎわい爆発あつぎ国際大道芸事業	商業の活性化とまちのにぎわいを創出することを目的に、中心市街地の複数の会場で、市内外からの来街者が大道芸を鑑賞できるイベントを開催する。	第9条	商業観光課	大道芸を鑑賞できる事業として、次のとおり実施した。 ・開催日時：令和7年11月8日（土）・9日（日） ・開催場所：本厚木駅前北口広場ほか11か所 ・内容：開催期間中30,000人の来街者が中心市街地を回遊し、まちのにぎわいを創出した。	11,700	A	・開催日時：令和8年11月7日（土）・8日（日） ・開催場所：本厚木駅前北口広場、厚木中央公園、厚木公園ほか ・内容：中心市街地の複数の会場で市内外からの来街者が大道芸を鑑賞できるイベントを開催する。		11,700
2	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	1 魅力ある観光地の形成	①既存資源のブラッシュアップ	地域活性化推進事業補助金	飯山・七沢地区の地域活性化を目的に、新たな観光資源の創出を図るため、地域活性化団体へ補助金を交付し、活動を支援する。	第9条	商業観光課	次のとおり補助金を交付した。 ・みどりと清流のふるさと創造委員会（飯山）250千円 ・緑と清流のふるさと七沢委員会（七沢）250千円 ・飯山白山森林公園桜の広場周辺整備構想実行委員会（飯山）550千円	1,050	A	飯山及び七沢の地域活性化を目的に、地域活性化団体へ補助金を交付し、新たな観光資源を創出を図る。		500
3	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	1 魅力ある観光地の形成	①既存資源のブラッシュアップ	水辺ふれあい創出事業	本市における自然豊かな一級河川相模川及び中津川を対象として、市民や来訪者が集い、水辺と人とのふれあいをより身近にできる憩いと活動の場としての水辺交流拠点づくりを具現化していくことを目的とする。	第10条	河川下水道総務課	水辺ふれあい拠点創出事業は事業が延期となったが、事業区域内の用地処理を実施した。	0	B	水辺ふれあい拠点創出事業は事業が延期となったが、事業区域内の用地処理を引続き実施する。		0
4	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	1 魅力ある観光地の形成	①既存資源のブラッシュアップ	地域観光まつり事業補助金	各地域の観光客の誘致拡大に向け、まつりの充実と地域の活性化を図り、地域観光の振興を図る。	第9条	商業観光課	地域観光まつり事業に対し、次のとおり補助金を交付した。 ・厚木観光桜まつり 200千円 ・ローズガーデンフェスティバル 200千円 ・あつぎ七沢森のまつり 250千円 ・厚木南口ホコ天まつり 105千円 ※あつぎ飯山あやめまつり、あつぎ飯山秋の花まつりについては、事業実施母体の従事者数不足や花の不作により、まつりの実施がなかった。	900	A	地域観光の振興及び地域住民の交流促進並びに地域の活性化を図るため、地域観光まつり事業（厚木観光桜まつり、あつぎ七沢森のまつり、ローズガーデンフェスティバル、厚木南口ホコ天まつり、鯉のぼりまつり）が例年通り開催されるよう、補助金交付事務等を進める。		1,100
5	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	1 魅力ある観光地の形成	①既存資源のブラッシュアップ	里地里山保全等促進事業	里山保全活動を行う団体と連携し、ボランティア活動により継続的な里山機能の維持、回復を図る。	第10条	環境政策課	活動団体や市民ボランティア、大学等と連携し、里地里山の保全や活用に取り組んだ。 ・七沢地区：実施回数13回、延べ参加者数228人 ・荻野地区：実施回数5回、延べ参加者数80人	6,026	A	七沢地区の保全活動団体が令和7年度末で解散。令和8年度以降は荻野地区において里地里山を保全する活動団体と市民ボランティア、企業、大学など多様な主体と連携し、継続的な保全等の活動を行うことで、里地里山の機能の維持、回復を図る。		6,348
6	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	1 魅力ある観光地の形成	①既存資源のブラッシュアップ	景観形成推進事業	良好な景観の形成を図るため、厚木市景観計画及び厚木市景観条例に定める景観づくりの「方向性」や「規制・誘導」に関する啓発活動を実施する。	第4条	都市計画課	厚木市景観条例及び厚木市景観計画に定める景観づくりの「方向性」等について情報発信等を行い、啓発活動を実施した。 ・スマ報による厚木の魅力（まちの景観）投稿件数（136件） ・パンフレットの配布 ・景観の日に係る広報（広報あつぎ6月1日号）	45	A	厚木市景観条例及び厚木市景観計画に定める景観づくりの「方向性」等について、広報紙への掲載等を通じて啓発活動を行う。		41
7	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	1 魅力ある観光地の形成	②新たな資源の発掘	食ブランド推進事業費	飯山・七沢地区の新たな観光資源の創出や、本市の魅力となる優れた食を新たに「あつぎ食ブランド」として認定するなど観光資源の掘り起こしを図る。	第16条	商業観光課	①あつぎ食ブランド選定委員会を開催し、O E C フードの認定及び更新を行った。 ・新規認定品数 1品 ・更新認定品数 6品 ②O E C フードのリーフレットを増刷した。また、ミニのぼり旗を作成した。 ③あつぎ温泉郷ガストロノミーウォーク2025を開催した。	1,798	A	あつぎ食ブランド選定委員会を開催し、O E C フードの認定及び更新を行う。 また、リーフレットの作成やガストロノミーリズムの手法を用いたイベントを実施する。		1,552
8	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	1 魅力ある観光地の形成	②新たな資源の発掘	観光ルート創出事業	飯山・七沢に代表される自然豊かな環境に位置する本市の特性をいかすこと及び市内に数多く滞在するビジネス客を対象にした戦略を策定し、観光の振興を図る。	第10条	商業観光課						
9	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	1 魅力ある観光地の形成	②新たな資源の発掘	郷土博物館事業	厚木市の指定文化財となっている民家を保存するために、土地の賃借を行うとともに日常管理のための業務委託を執行し、文化財に関する市民の意識を高めるため公開を行う。	第9条	文化魅力創造課	文化財に関する市民の意識を高めるため、次の事業を実施した。 ①古民家岸邸を公開 見学者 2,228人 ②古民家岸邸保存・管理の業務委託 ③古民家特別利用 12件 ④古民家岸邸保存のための修繕 1件	6,801	A	文化財に関する市民の意識を高めるため、次の事業を実施する。 ①古民家岸邸を公開 ②古民家岸邸保存・管理の業務委託 ③古民家特別利用の実施 ④古民家岸邸保存のための修繕		7,922
10	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	1 魅力ある観光地の形成	②新たな資源の発掘	花の里創出事業	花の里山づくりや名所づくりを行い、地域資源を利用した地域の活性化を促進する。	第10条	商業観光課	季節の花の苗木や種子等を支給し、花の里整備を支援した。	477	A	飯山・七沢地区における花の里事業を支援する。		477

11	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	1 魅力ある観光地の形成	③ブランド化の推進	観光施設維持管理事業	厚木の魅力を多くの人に体感していただき、満足してもらうことができるよう、観光資源の掘り起こしやブラッシュアップによるブランド化を実施する（厚木観光のブランド化の推進）。	第16条	商業観光課	観光客が快適に利用できるよう、各観光施設の適切な維持管理を行った。	17, 598	A	観光客への利便性の確保と安心・安全の確保を図るため、飯山白山森林公園、ハイキングコース、観光トイレ、七沢観光案内所、観光歓迎塔等の観光施設の維持管理を適切に行う。	17, 895
12	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	1 魅力ある観光地の形成	③ブランド化の推進	七沢地区観光拠点維持補修事業	東丹沢七沢温泉郷や森林公園、森林セラピー®基地などを効果的に活用することで、心と身体 の健康維持 ・増進を図るなど、七沢エリアのブランド化を進める（「七沢エリア」ブランド化の推進）。	第10条	商業観光課					
13	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	1 魅力ある観光地の形成	③ブランド化の推進	飯山地区観光拠点維持補修事業	飯山温泉郷や森林公園、県央地域随一の桜を始めとする花の里構想による景観づくりなど、飯山エリアのブランド化を進める（「飯山エリア」ブランド化の推進）。	第10条	商業観光課					
14	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	2 豊かな自然環境を活用した施策の展開	①体験型観光の推進	アウトドア ツーリズム推進事業	本市が有する豊かな自然環境を生かしたアウトドア観光を推進し、新たな観光客を獲得するためのイベントを実施する。	第16条	商業観光課					
28	II 広域観光の推進、関連事業者等との連携	1 広域エリアとしてのブランド・魅力づくり	①多様な地域資源のブラッシュアップ		本市を発着としたサイクリング観光を推進するため、レンタサイクル事業及びサイクリングガイド事業を始める個人又は事業者に対し、経費の一部を補助することで、新たな体験型観光コンテンツとして確立を目指す。	第16条						
48	III ターゲットを絞ったプロモーション	1 客層や志向にあわせた的確なプロモーション	①ニーズを捉えたプロモーションの実施		自然豊かな環境や農業、工業が盛んな特性をいかした体験型のコンテンツを開発する。	第10条						
15	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	2 豊かな自然環境を活用した施策の展開	①体験型観光の推進	健康づくり村推進事業	厚木の特色ある里山、豊かな自然環境を有効に活用した健康づくりがテーマの体験学習など健康づくり推進 事業の実施団体に対して補助金を交付し、活動を支援する。	第16条	商業観光課	健康づくり大学事業及び森林セラピー事業について、次のとおり実施した。 ・健康づくり大学プログラム 温泉WELLNESSYOGA 茶道と温泉でリラックス 野菜教室イチゴを学ぶ ・森林セラピープログラム 森林セラピー®&森ヨガ 秋の飯山森林セラピー®&森の自然観察会	300	A	観光協会補助金へ統合。	
16	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	2 豊かな自然環境を活用した施策の展開	①体験型観光の推進	里地里山保全等促進事業	里山保全活動を行う団体と連携し、ボランティア活動により継続的な里山機能の維持、回復を図る。	第10条	環境政策課	七沢地区の里地里山のフィールドを活用し、生物多様性の保全活動団体と連携したいきもの調査（対象：小学生及び保護者）を実施した。 ・生き物調査 実施日：令和7年6月1日、令和7年6月15日 場 所：七沢地区	6, 026	A	引き続き、里地里山のフィールドをいかした体験事業や調査などの取組を進める。	6, 348
17	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	2 豊かな自然環境を活用した施策の展開	①体験型観光の推進	園芸振興対策事業	特産果樹の生産性向上及び果樹の高品質化並びに作業性・安全性の向上を図るため、施設の整備費や 最新技術等の導入経費の一部を助成する。	第9条	農業政策課	果樹棚の新設工事を実施し、果樹収穫量の安定と品質の向上を図った。	1, 362	A	あつぎの梨のブランド力を高めるため、梨箱を一新し統一した梨箱を使用する。	50
18	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	3 客層やニーズにあわせたモデルルートの提案	①周遊ルートづくり	観光ルート創出事業	若者、女性、ハイキング客等、ターゲットのニーズにあわせたモデルコースを新たに創設する。	第16条	商業観光課					
20	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	3 客層やニーズにあわせたモデルルートの提案	②モニターツアーの実施		観光モニターツアーの実施を通じて、市内の観光資源に対する満足度やニーズについて調査することにより、本市の観光振興にいかす。	第17条						
21	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	3 客層やニーズにあわせたモデルルートの提案	②モニターツアーの実施			第17条						
22	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	4 観光消費を高めるコンテンツづくり	①夜・早朝型観光の推進		本市の宿泊客をターゲットに、滞在する朝夕の時間帯に楽しめる観光コンテンツを開発する。	第16条						

19	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	3 客層やニーズにあわせたモデルルートの提案	①周遊ルートづくり	広域連携観光推進事業	若者、女性、ハイキング客等、ターゲットのニーズにあわせたモデルコースを新たに創設する。	第13条	商業観光課					
23	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	4 観光消費を高めるコンテンツづくり	①夜・早朝型観光の推進	地産地消推進事業	地産地消を推進するため、市民朝市、夕焼け市を開催する。	第9条	農業政策課	①市民朝市を開催した。 51回（うち特別フェア等17回） 来場者数：24,500人 ②夕焼け市を開催した。 30回（うち特別フェア4回） 来場者数：9,020人	2,550	A	①市民朝市を開催する。 52回（うち特別フェア等14回）予定 ②夕焼け市を開催する。 30回（うち特別フェア7回）予定	2,550
24	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	4 観光消費を高めるコンテンツづくり	①夜・早朝型観光の推進	ねんりんピック開催準備事業	主に60歳以上の高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するために開催される、ねんりんピック（全国健康福祉祭）について、2022年度は神奈川県が開催県となっており、本市は「ラクビーフットボール」、「健康マージャン」の開催地となっている。2021年度は「健康マーン」のりハーサル大会を予定している。	第16条	スポーツ魅力創造課					
25	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	4 観光消費を高めるコンテンツづくり	②イベントやフード観光の推進	観光行事推進事業	あつぎ鮎まつり、にぎわい爆発あつぎ国際大道芸など、本市の魅力の一つでもあるイベントの継続的な実施にむけた取組を推進する。	第10条	商業観光課	第79回あつぎ鮎まつりを開催した。 ・開催日：令和7年8月2日（土）、3日（日） ・開催場所：相模川河川敷三川合流点、厚木中央公園・厚木公園・中央通り・厚木一番街・厚木なかちょう大通り・本厚木駅北口広場 ・来場者数：33万人	104,400	A	第80回あつぎ鮎まつりを開催する。 ・開催日：令和8年10月10日（土）、11日（日） ・開催場所：相模川河川敷三川合流点、厚木中央公園・厚木公園・中央通り・厚木一番街・厚木なかちょう大通り・本厚木駅北口広場	99,600
47	Ⅲ ターゲットを絞ったプロモーション	1 客層や志向にあわせた的確なプロモーション	①ニーズを捉えたプロモーションの実施	あつぎ鮎まつり開催事業	厚木市最大のイベントである「あつぎ鮎まつり」を8月の第一土曜を中心に開催する。市民参加型の催し物を取り入れる等、より一層内容の充実を図る。	第9条				A		
26	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	4 観光消費を高めるコンテンツづくり	②イベントやフード観光の推進	食ブランド推進事業	本市の魅力となる優れた食を「あつぎ食ブランド」として認定し、市内外に積極的に情報発信するなど、シティセールスのツールとして効果的に活用することにより、本市の知名度の向上やイメージアップを図る。	第17条	商業観光課	①あつぎ食ブランド選定委員会を開催し、OECフードの認定及び更新を行った。 ・新規認定品数 1品 ・更新認定品数 6品 ②OECフードのリーフレットを増刷した。また、ミニのぼり旗を作成した。 ③あつぎ温泉郷ガストロノミーウォーク2025を開催した。	1,798	A	あつぎ食ブランド選定委員会を開催し、OECフードの認定及び更新を行う。 また、リーフレットの作成やガストロノミーリズムの手法を用いたイベントを実施する。	1,552
58	Ⅲ ターゲットを絞ったプロモーション	2 多様な情報ツールによる情報発信	③訴求効果の高い宣伝・告知		地域の産品を広報誌や雑誌等で取り上げることによって、産品の知名度向上を目指す。	第17条			1,798	A		1,552
27	Ⅱ 広域観光の推進、関連事業者等との連携	1 広域エリアとしてのブランド・魅力づくり	①多様な地域資源のブラッシュアップ	広域連携観光推進事業	伊勢原市、秦野市と共に、「平成大山講プロジェクト推進協議会」を組織し、3市にまたがる大山エリアを候補地として核づくりに取り組む。	第13条	商業観光課					
29	Ⅱ 広域観光の推進、関連事業者等との連携	1 広域エリアとしてのブランド・魅力づくり	②広域エリアとしての周遊性の強化	広域連携観光推進事業	大山・宮ヶ瀬を核とするエリアにおける観光資源に関する情報をまとめたイラストマップを作成し、広く情報発信していく。	第17条	商業観光課	丹沢・大山・宮ヶ瀬エリアの観光資源を特出ししたイラストマップを6.5万部修正増刷し、公共施設等で配架した。	0	A	R07に修正増刷したイラストマップを改定増刷する。	0
30	Ⅱ 広域観光の推進、関連事業者等との連携	1 広域エリアとしてのブランド・魅力づくり	②広域エリアとしての周遊性の強化	広域連携観光推進事業	部会及び関係団体等と連携を強化し、観光消費につながる周遊モデルルートを作成する。	第13条	商業観光課					
31	Ⅱ 広域観光の推進、関連事業者等との連携	1 広域エリアとしてのブランド・魅力づくり	③エリアとしてのブランド化と一体感の醸成	広域連携観光推進事業	部会及び関係団体等との連携を強化し、市町村を越えた広域エリアのブランド化に努める。	第13条	商業観光課	県央やまなみ協議会観光推進専門部会(厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体)において連携を強化し、市町村を越えた広域エリアのブランド化を推進した。	0	A	県央やまなみ協議会観光推進専門部会(厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体)において連携を強化し、市町村を越えた広域エリアのブランド化を推進する。	0
32	Ⅱ 広域観光の推進、関連事業者等との連携	2 広域エリアとしての魅力の発信	①一体となったプロモーションの展開	広域連携観光推進事業	県央やまなみ地域が一体となって観光振興を進めるため、共通のプロモーションツールを作成する。	第13条	商業観光課	県央やまなみ協議会観光推進専門部会(厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体)において連携を強化し、5市町村でデジタルマップの作成やスタンプラリーを実施した。	0	A	県央やまなみ協議会観光推進専門部会(厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体)において連携を強化し、一体的なプロモーションを検討していく。	0

33	Ⅱ 広域観光の推進、関連事業者等との連携	2 広域エリアとしての魅力の発信	①一体となったプロモーションの展開	広域連携観光推進事業	県央やまなみ地域（厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村）の丹沢・大山・宮ヶ瀬湖エリア、更には、県央地区等の行政と連携してエリア内の魅力を発信する。	第13条	商業観光課	丹沢大山観光キャンペーン推進協議会（3市3町1村及び関係団体）において、丹沢大山地域の観光資源等の魅力をPRする動画の放映事業を実施した。また、丹沢大山国定公園を中心とした観光地をPRするため、パンフレット及びポスターを作成し、小田急線駅構内などの公共交通機関、神奈川県、各市町村へ掲出・配架した。 パンフレット：14,000部、ポスター：100枚	75	A	丹沢大山観光キャンペーン推進協議会（3市3町1村及び関係団体）において、合同でキャンペーンを実施し、エリアとして誘客を推進する。 また、令和3年度から3箇年で作成した丹沢大山観光プロモーション映像を発信し、当該地域の誘客強化を図る。 丹沢大山を紹介するパンフレットの修正増刷、ポスターを制作する。	75
34	Ⅱ 広域観光の推進、関連事業者等との連携	2 広域エリアとしての魅力の発信	①一体となったプロモーションの展開	広域連携観光推進事業	県央やまなみ地域（厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村）の丹沢・大山・宮ヶ瀬湖エリア、更には、県央地区等の行政と連携してエリア内の魅力を発信する。	第13条	商業観光課	丹沢・大山・宮ヶ瀬エリアの観光資源を特出したイラストマップを6.5万部修正増刷し、公共施設等で配架した。	0	A	R07に修正増刷したイラストマップを改定増刷する。	0
35	Ⅱ 広域観光の推進、関連事業者等との連携	2 広域エリアとしての魅力の発信	②多様な情報発信媒体の活用	広域連携観光推進事業	本市の観光情報をSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）や、Web（ワールド・ワイド・ウェブ）を活用して広く紹介宣伝し、観光客の誘致拡大を図るとともに、ターゲットを絞った効果的な情報発信の取組を進める。	第17条	商業観光課	県央やまなみ協議会観光推進専門部会（厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体）において連携を強化し、エリアとしての情報発信を行った。 また、丹沢大山観光キャンペーン推進協議会において、令和3年度から令和5年度までに制作したPR動画を3週間放映し、丹沢大山地域の観光資源等の魅力を発信した。	0	A	県央やまなみ協議会観光推進専門部会（厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体）において連携を強化し、エリアとしての情報発信を行う。 また、丹沢大山観光キャンペーン推進協議会において、制作したPR動画を放映し、丹沢大山地域の観光資源等の魅力を発信する。	0
36	Ⅱ 広域観光の推進、関連事業者等との連携	2 広域エリアとしての魅力の発信	②多様な情報発信媒体の活用	広域連携観光推進事業	雑誌や広報誌などのメディアに向けての情報発信を強化することで、県央やまなみ地域への更なる誘客を図る。	第17条	商業観光課	県央やまなみ協議会観光推進専門部会（厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体）において連携を強化し、メディアに向けての情報発信を行った。	0	A	県央やまなみ協議会観光推進専門部会（厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体）において連携を強化し、メディアに向けての情報発信を行う。	0
37	Ⅱ 広域観光の推進、関連事業者等との連携	2 広域エリアとしての魅力の発信	③特産品の新たな販路の確保・推進	広域連携観光推進事業	パーキングエリアやサービスエリアなどの交流拠点において、県央やまなみ地域の特産品の販売や観光案内などを行う。	第13条	商業観光課	県央やまなみ協議会観光推進専門部会（厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体）において連携を強化し、秦野サービスエリアのオープンに向け、当該エリアに誘客する為のPRを実施した。	0	A	県央やまなみ協議会観光推進専門部会（厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体）において連携を強化し、秦野サービスエリアのオープンに向け、当該エリアに誘客する為のPRを実施する。	0
38	Ⅱ 広域観光の推進、関連事業者等との連携	3 広域観光を推進する人・環境・基盤づくり	①広域観光を支える人材の育成	広域連携観光推進事業	広域観光地としてのブランド力やコンテンツ力、情報発信力の強化を戦略的に推進するためには中核人材の育成とネットワークづくりが必要となるため、行政担当者及び観光協会職員などを対象とした研修会を実施する。	第12条	商業観光課					
39	Ⅱ 広域観光の推進、関連事業者等との連携	3 広域観光を推進する人・環境・基盤づくり	①広域観光を支える人材の育成									
40	Ⅱ 広域観光の推進、関連事業者等との連携	3 広域観光を推進する人・環境・基盤づくり	②観光推進体制の強化	広域連携観光推進事業	広域観光の課題解決を行う場として、推進体制を確立する。	第13条	商業観光課	令和6年度に設立した。	0	A		
41	Ⅱ 広域観光の推進、関連事業者等との連携	3 広域観光を推進する人・環境・基盤づくり	②観光推進体制の強化	広域連携観光推進事業	宮ヶ瀬ダム周辺振興財団（観光地域づくり法人（地域連携DMO））と連携し、宮ヶ瀬周辺の活性化に向けた連携を強化する。	第13条	商業観光課	県央やまなみ協議会観光推進専門部会（厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体）を初め、各種イベントなどで連携を強化し、丹沢エリアの周遊観光の推進に努めた。	0	A	県央やまなみ協議会観光推進専門部会（厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体）を初め、各種イベントなどで連携を強化し、丹沢エリアの周遊観光の推進に努める。	0
42	Ⅱ 広域観光の推進、関連事業者等との連携	3 広域観光を推進する人・環境・基盤づくり	③広域観光を支える基盤・施設整備の促進	広域連携観光推進事業	広域観光を支える道路（県道60号・63号・64号・70号・603号・701号、国道246号バイパス、薬師林道等）の整備を促進する。	第14条	商業観光課	県央やまなみ協議会（厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体）において丹沢エリアの整備における要望を提出した。	0	A	県央やまなみ協議会（厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体）において丹沢エリアの整備における要望について検討する。	0
43	Ⅱ 広域観光の推進、関連事業者等との連携	3 広域観光を推進する人・環境・基盤づくり	③広域観光を支える基盤・施設整備の促進	広域連携観光推進事業	外国人観光客の受け入れ体制構築の一環で、広域観光を支える広域観光案内看板の多言語対応を進める。	第17条	商業観光課	外国人観光客が快適に過ごせるよう、外国語表記のパンフレットやメニューなどを作成する事業者に対し、作成経費の一部を助成した。 ・助成件数：3件（英語専用の商品メニュー表ほか）	500	A	観光地としての付加価値を高めるため、受入環境整備に係る事業に対して補助金を交付する。	400

44	Ⅱ 広域観光の推進、関連事業者等との連携	3 広域観光を推進する人・環境・基盤づくり	③広域観光を支える基盤・施設整備の促進	広域連携観光推進事業	個人旅行者の移動を支える二次交通の充実・強化に向けた検討を行い、二次交通の乗り継ぎ強化や、民間駐車場案内サービスと連携した利便性の向上を図る。	第14条	商業観光課	広域連携事業において、民間事業者等の連携を強化し、観光客の利便性向上に努めた。	0	A	広域連携事業において、民間事業者等の連携を強化し、観光客の利便性向上に努める。	0
45	Ⅱ 広域観光の推進、関連事業者等との連携	4 行政、観光関連団体・事業者における役割の明確化と、互いの強みをいか	①役割分担と連携強化	観光振興条例推進事業	本市の持続的な観光振興を図るため、市、観光団体、観光事業者及び市民が一体となって、本市の観光資源（自然、食、歴史等）をいかした魅力ある観光都市づくりに取り組めるよう、観光振興施策の基本を定める。	第10条	商業観光課	厚木市観光振興推進委員会を3回開催し、条例の運用状況の点検や条例に定める基本計画の推進について検討した。 ・第1回：令和7年8月18日 ・第2回：令和7年11月17日 ・第3回：令和8年2月13日	238	A	厚木市観光振興推進委員会において、条例の運用状況の点検や条例に定める基本計画の推進について検討する。 ・開催予定回数：4回	444
46	Ⅱ 広域観光の推進、関連事業者等との連携	4 行政、観光関連団体・事業者における役割の明確化と、互いの強みをいか	①役割分担と連携強化	観光協会補助金	行政や市民、観光関連事業者との連携を密にしながら情報の一元化や観光プロモーションを総合的に行う。	第17条	商業観光課	本市観光の推進主体である一般社団法人厚木市観光協会に対し補助金を交付することで、観光関係団体への支援や観光情報発信力の強化等、観光産業の振興の推進が図られた。 ・令和7年度補助金交付額：30,000千円	30,000	A	厚木市観光協会及び地域の観光協会と連携し、観光プロモーションを総合的に行う新たなネットワークの形成を目指す。	32,820
49	Ⅲ ターゲットを絞ったプロモーション	1 客層や志向にあわせた的確なプロモーション	②観光消費を高めるプロモーションの展開	観光プロモーション事業	本市の観光情報を広く紹介宣伝し、観光客の誘致拡大を図るとともに、ターゲットを絞った効果的な情報発信の取組を進める。各種メディアを始め、イベントキャンペーンなどを通じ市の魅力を伝え誘客を促進することで、本市の交流人口を増やし地域の活性化につなげていく。	第17条	商業観光課	本市の観光資源と宿泊施設等の魅力を発信するため、刊行物の修正及び配架を行った。 ①ハイキングガイドを修正増刷し、観光施設に配架した。 ・修正増刷数：10,000部 ②圏央道厚木パーキングエリアにおけるリーフレットスタンド設置を年間契約し、丹沢・大山・宮ヶ瀬イラストマップを配架した。	1,360	A	本市の観光資源と宿泊施設等の魅力を発信するため、機会を捉えて情報発信に取り組む。 ①友好都市である沖縄県糸満市、北海道網走市で開催するイベントにおいて、パンフレット配布やあつぎOECフード等のPR実施 ②ハイキングガイドの改定増刷 ③圏央道厚木PAにパンフレットを設置し、広く情報発信を行う。 ④本市の魅力となる優れた食を「あつぎ食ブランド」として認定し、市内外に積極的に情報発信するなど本市の知名度の向上やイメージアップを図る。	1,360
50	Ⅲ ターゲットを絞ったプロモーション	1 客層や志向にあわせた的確なプロモーション	②観光消費を高めるプロモーションの展開	観光ルート創出事業	ホテルや飲食店などと連携し、本市への来訪が多いビジネス客の観光消費額の増加に向けた事業を推進する。	第10条	商業観光課					
51	Ⅲ ターゲットを絞ったプロモーション	2 多様な情報ツールによる情報発信	①SNSなどICTの積極的な活用	公衆無線LAN整備事業	国内外を問わず、観光やビジネスなどで訪れる方々や市民等を対象に、公共施設等でインターネットに接続できる公衆無線LANサービス「Atsugi Free Wi-Fi」を提供し、中心市街地等のにぎわいの創出を図る。	第10条	DX推進課	既存の公衆無線LAN環境の適切な運用管理を行った。 ・名称：Atsugi Free Wi-Fi ・サービス提供エリア：33か所 ・Atsugi Free Wi-Fi利用実績（※令和8年3月31日現在） 登録者数：282,524人 利用者数（累計）：3,245,439人	0	A	引き続き既存の公衆無線LAN環境の適切な運用管理を行う。	0
52	Ⅲ ターゲットを絞ったプロモーション	2 多様な情報ツールによる情報発信	②観光情報の一元化	観光協会補助金	首都圏近郊に位置し、自然に恵まれ、温泉等の観光資源が豊かな本市の優位性と特性をいかながら、各種誘客事業や調査研究事業を展開するとともに関係団体と協力し、観光情報の提供や観光PR、協会ホームページの強化に積極的に取り組み、本市の観光振興の促進に努める。	第17条	商業観光課	本市観光の推進主体である一般社団法人厚木市観光協会に対し補助金を交付することで、観光関係団体への支援や観光情報発信力の強化等、観光産業の振興の推進が図られた。 ・令和7年度補助金交付額：30,000千円	30,000	A	厚木市観光協会及び地域の観光協会と連携し、観光プロモーションを総合的に行う新たなネットワークの形成を目指す。	32,820
53	Ⅲ ターゲットを絞ったプロモーション	2 多様な情報ツールによる情報発信	②観光情報の一元化	観光協会補助金	首都圏近郊に位置し、自然に恵まれ、温泉等の観光資源が豊かな本市の優位性と特性をいかながら、各種誘客事業や調査研究事業を展開するとともに関係団体と協力し、観光情報の提供や観光PR、協会ホームページの強化に積極的に取り組み、本市の観光振興の促進に努める。	第17条	商業観光課	本市観光の推進主体である一般社団法人厚木市観光協会に対し補助金を交付することで、観光関係団体への支援や観光情報発信力の強化等、観光産業の振興の推進が図られた。 ・令和7年度補助金交付額：30,000千円	30,000	A	厚木市観光協会及び地域の観光協会と連携し、観光プロモーションを総合的に行う新たなネットワークの形成を目指す。	32,820
54	Ⅲ ターゲットを絞ったプロモーション	2 多様な情報ツールによる情報発信	③訴求効果の高い宣伝・告知	広報事業	広報紙の発行をはじめ、テレビや新聞等の各メディアの特性にあわせたパブリシティの活用など、積極的な情報発信に努める。	第17条	広報シティプロモーション課	市の魅力を発信するため、次の事業を行った。 ・「広報あつぎ」の民間施設への配架【約160カ所、毎号約4,400部】 ・マチイロ、マイ広報紙による全国への情報発信【毎月】 ・広報番組をCATVにて放送【鮎まつりやあつぎ国際大道芸、イチゴのもぎ取り情報のお知らせなど】 ・FM横浜「エリアナビ」、tvk「猫ひたインフォ」での放送【鮎まつりや桜まつり、鮎釣り情報のお知らせなど】 ・電子看板「あつNAVI」で観光情報等の情報発信【鮎まつりや桜まつりなど、観光情報のお知らせなど】 ・SNSで季節の写真やパブリシティの内容などを配信	48,695	A	次の媒体・方法で、市の魅力を発信する。 ①「広報あつぎ」の民間施設への配架 ②マチイロ、マイ広報紙による全国への情報発信 ③広報番組「あつぎ愛テレビ」CATVによる放送 ④FM横浜「エリアナビ」での放送 ⑤tvk「猫ひたインフォ」での放送 ⑥tvk文字放送によるイベント等の情報提供 ⑦電子看板「あつNAVI」で観光情報等の情報発信	48,070
55	Ⅲ ターゲットを絞ったプロモーション	2 多様な情報ツールによる情報発信	③訴求効果の高い宣伝・告知	観光プロモーション事業	旅行雑誌だけでなく山歩きや園芸など趣味の雑誌、あるいはスポーツ用品関連メーカーなどへ、観光情報の積極的な情報リリースを行う。	第17条	商業観光課	本市の観光資源と宿泊施設等の魅力を発信するため、刊行物の修正及び配架を行った。 ①ハイキングガイドを修正増刷し、観光施設に配架した。 ・修正増刷数：10,000部 ②圏央道厚木パーキングエリアにおけるリーフレットスタンド設置を年間契約し、丹沢・大山・宮ヶ瀬イラストマップを配架した。	1,360	A	本市の観光資源と宿泊施設等の魅力を発信するため、機会を捉えて情報発信に取り組む。 ①友好都市である沖縄県糸満市、北海道網走市で開催するイベントにおいて、パンフレット配布やあつぎOECフード等のPR実施 ②ハイキングガイドの改定増刷 ③圏央道厚木PAにパンフレットを設置し、広く情報発信を行う。 ④本市の魅力となる優れた食を「あつぎ食ブランド」として認定し、市内外に積極的に情報発信するなど本市の知名度の向上やイメージアップを図る。	1,360

56	Ⅲ ターゲットを絞ったプロモーション	2 多様な情報ツールによる情報発信	③訴求効果の高い宣伝・告知	デジタルサイネージ維持管理事業	本厚木駅や愛甲石田駅にデジタルサイネージを設置し、積極的かつ効果的な情報発信を図る。	第10条	広報シティプロモーション課	本厚木駅と愛甲石田駅のデジタルサイネージで、鮎まつりや桜まつりのお知らせなど、観光情報を発信した。	3, 840	A	本厚木駅と愛甲石田駅に設置しているデジタルサイネージで、積極的かつ効果的な情報発信を図る。	14, 400
57	Ⅲ ターゲットを絞ったプロモーション	2 多様な情報ツールによる情報発信	③訴求効果の高い宣伝・告知	観光プロモーション事業	本市の観光情報を広く紹介宣伝し、観光客の誘致拡大を図るとともに、ターゲットを絞った効果的な情報発信の取組を進める。	第17条	商業観光課	本市の観光資源と宿泊施設等の魅力を発信するため、刊行物の修正及び配架を行った。 ①ハイキングガイドを修正増刷し、観光施設に配架した。 ・修正増刷数：10, 000部 ②圏央道厚木パーキングエリアにおけるリーフレットスタンド設置を年間契約し、丹沢・大山・宮ヶ瀬イラストマップを配架した。	1, 360	A	本市の観光資源と宿泊施設等の魅力を発信するため、機会を捉えて情報発信に取り組む。 ①友好都市である沖縄県糸満市、北海道網走市で開催するイベントにおいて、パンフレット配布やあつぎO E Cフード等のPR実施 ②ハイキングガイドの改定増刷 ③圏央道厚木PAにパンフレットを設置し、広く情報発信を行う。 ④本市の魅力となる優れた食を「あつぎ食ブランド」として認定し、市内外に積極的に情報発信するなど本市の知名度の向上やイメージアップを図る。	1, 360
59	Ⅲ ターゲットを絞ったプロモーション	2 多様な情報ツールによる情報発信	③訴求効果の高い宣伝・告知	フィルム・コミッション事業	映画やドラマの撮影を支援・誘致することにより、シティ・セールスの推進を図り、市民エキストラを登録・紹介することにより、市民参加による地域振興等を図る。	第17条	広報シティプロモーション課	映画やドラマなどの撮影について、18件を支援した。 【主な作品】 ・Netflix「TAMIYA」（情報解禁前のため取り扱い注意） ・NHK「笑ったび」 ・テレビ東京「キンパとおにぎり～恋するふたりは似ていてちがう～」	0	A	映画やドラマなどの制作を支援することで、引き続きシティセールスにつなげていく。	0
60	Ⅲ ターゲットを絞ったプロモーション	2 多様な情報ツールによる情報発信	③訴求効果の高い宣伝・告知	マスコットキャラクター事業	本市の魅力となる地域資源や特性などを市内外へ効果的に情報発信するとともに、市民協働によるシティセールスの取組を推進する。	第17条	商業観光課	①次の物品を作成し、公共施設等に配架及び来庁者等へ配布した。 ・クリアファイル ・缶バッジ ・紙うちわ ・シール ②次のとおりイベントに出展した。	1, 413	A	本市のマスコットキャラクター「あゆコロちゃん」を媒体として、イベントへの出展、着ぐるみの貸出し、デザインの使用、啓発物品の配布などを行うことでシティセールスを推進していく。	372
61	Ⅲ ターゲットを絞ったプロモーション	3 交通事業者と連携した誘客促進	①誘客プロモーションの展開	交通事業者連携プロモーション事業補助金	鉄道・バス・タクシー事業者と連携したプロモーションを展開し、小田急線、相鉄線駅に観光パンフレット等を配架し東京や横浜方面等からの誘客促進を目指す。	第17条	商業観光課					
62	Ⅲ ターゲットを絞ったプロモーション	3 交通事業者と連携した誘客促進	②旅行プラン・商品の開発	交通事業者連携プロモーション事業補助金	小田急電鉄や宿泊事業者との連携を強化し、広域観光のキャンペーン・イベントを推進する。	第13条	商業観光課					
63	Ⅲ ターゲットを絞ったプロモーション	3 交通事業者と連携した誘客促進	③近隣観光地からの周遊促進	交通事業者連携プロモーション事業補助金	バス事業者（神奈川中央交通など）やタクシー事業者と連携し、観光マップへの掲載などの取組を推進する。	第17条	商業観光課					
64	Ⅲ ターゲットを絞ったプロモーション	3 交通事業者と連携した誘客促進	③近隣観光地からの周遊促進	観光プロモーション事業	パーキングエリアやサービスエリアなどの交流拠点において、特産品の販売や観光案内などを行う。	第17条	商業観光課	圏央道厚木パーキングエリアにおけるリーフレットスタンド設置を年間契約し、丹沢・大山・宮ヶ瀬イラストマップを配架した。	360	A	圏央道厚木PAにおいて、パンフレットを設置し、広く情報発信を行う。	360
65	Ⅳ 受入環境の整備	1 観光客を受け入れる側の意識・おもてなしの醸成	①おもてなしの醸成	郷土芸能事業	市内に伝承される郷土芸能を広く市民に周知するため、公演の場を提供するとともに、児童・生徒のために郷土芸能普及公演及び出前体験教室を開催する。また、後継者育成のために郷土芸能学校を開校する。	第9条	文化魅力創造課	①普及公演 保育施設、幼稚園、小中学校等で公演を実施。 ・実施回数 27回 ・鑑賞人数 延べ1, 967人 ②出前体験教室 小学校、大学で体験教室を実施。 ・実施回数 6回 ・参加人数 延べ152人 ③郷土芸能学校 相模人形芝居林座・長谷座が後継者育成講座を実施。 ・実施回数 各座8回 ・参加人数 延べ69人 ④郷土芸能まつり 郷土芸能団体が一堂に会し、伝統芸能を披露。 ・郷土芸能発表会 来場者数 375人 ・相模人形芝居特別公演 来場者数 304人 ⑤人形芝居ワークショップ ・鑑賞人数 230人 ⑥その他自主公演 ・実施回数 8回 ・参加人数 延べ1, 931人	3, 845	A	市内に伝承される郷土芸能を広く市民に周知するため、次の事業を実施する。 ①第24回郷土芸能まつり ②郷土芸能普及公演 ③相模人形芝居大会 ④郷土芸能イベント 等	3, 424
66	Ⅳ 受入環境の整備	1 観光客を受け入れる側の意識・おもてなしの醸成	①おもてなしの醸成	職場講和・職場体験事業	市立中学校で開催される「職業講話」に観光振興課職員を派遣するとともに、職場体験の際は観光振興課への受入れに協力していく。	第12条	商業観光課	令和7年12月3日に厚木小学校で本市の観光イベントやまちづくりについての出前講座を実施した。 対象：厚木小学校3学年	0	A	地域の魅力を学んでもらうため、職場体験やインターンの受入れに協力していく。	0

67	Ⅳ 備	受入環境の整	1 観光客を受け入れる側の意識・おもてなしの醸成	①おもてなしの醸成	受入環境整備事業	観光事業者に対する接待やサービス、姿勢などの研修を行い、本市観光の振興を図る。	第12条	商業観光課	事業実施していない。	110			0
68	Ⅳ 備	受入環境の整	1 観光客を受け入れる側の意識・おもてなしの醸成	①おもてなしの醸成	あつぎ観光ボランティアガイド協会活動支援事業	あつぎ観光ボランティアガイド協会の活動の広報への掲載やサイクリングルートを案内するサイクルガイドの養成などを推進する。	第12条	商業観光課	あつぎ観光ボランティアガイド協会の活動を支援した。	0	A	あつぎ観光ボランティアガイド協会の活動を支援する。	0
69	Ⅳ 備	受入環境の整	1 観光客を受け入れる側の意識・おもてなしの醸成	②市民協働による観光のまちづくり	観光行事推進事業（これだけ親事業名です）	あつぎ鮎まつり、厚木市緑のまつり、あつぎ飯山桜まつりなどを地域住民の参加により、地域で盛り上げることで来訪者の拡大を図る。	第9条	商業観光課	①第79回あつぎ鮎まつりを開催した。 ・開催日：令和7年8月2日（土）、3日（日） ・開催場所：相模川河川敷三川合流点、厚木中央公園・厚木公園・中央通り・厚木一番街・厚木なかちょう大通り・本厚木駅北口広場 ・来場者数：33万人 ②第61回あつぎ飯山桜まつりを開催した。 ・開催期間：令和8年3月28日（土）～3月29日（日） ・開催場所：飯山白山森林公園 桜の広場 庫裡橋大門通り ・来場者数：38,000人 ③地域観光まつり 地域観光まつり事業に対し、次のとおり補助金を交付した。 ・厚木観光桜まつり：200千円 ・七沢森のまつり：250千円 ・ローズガーデンフェスティバル：200千円 ・厚木南口ホコ天まつり 105千円	104,400	A	各種イベントにおいて、地域住民を中心とした市民と協働で開催することで、来訪者の拡大を図る。	99,600
70	Ⅳ 備	受入環境の整	1 観光客を受け入れる側の意識・おもてなしの醸成	②市民協働による観光のまちづくり	あつぎ市民芸術文化祭開催事業	野外彫刻造形展、市民文化祭、市民芸術祭、あつぎミュージックフェスティバルを開催し、文化芸術活動の活性化を図る。	第16条	文化魅力創造課	①市民文化祭を開催した。 ・参加者数（出展・出演者数） 1,632人 ②野外彫刻造形展を開催した。 ・参加者数（作品出展者数）826人 ③市民芸術祭を開催した。 ・参加者数（出演者数） 20人 ④あつぎミュージックフェスティバルを開催した。 ・オーディション参加者数 42人 ・コンサート参加者（オーディション大賞者）4名	14,730	A	文化芸術の振興を図るため、長年開催している次の事業を実施する。 ①市民文化祭 ②野外彫刻造形展 ③市民芸術祭 ④あつぎミュージックフェスティバル	6,150
71	Ⅳ 備	受入環境の整	1 観光客を受け入れる側の意識・おもてなしの醸成	②市民協働による観光のまちづくり	ロボット産業推進事業	市内企業による最先端技術に関する講演会を実施する。また、企業訪問の際に、企業の業種に応じて、見学コースやファクトリーショップの設置を依頼する。	第10条	産業振興課					
72	Ⅳ 備	受入環境の整	1 観光客を受け入れる側の意識・おもてなしの醸成	②市民協働による観光のまちづくり	受入環境整備事業	まつりやイベントなどを地域住民の参加により地域で盛り上げていくため、地域で幅広く活動する自治会との連携強化を図っていく。	第10条	商業観光課	外国人観光客が快適に過ごせるよう、外国語表記のパンフレットやメニューなどを作成する事業者に対し、作成経費の一部を助成した。 ・助成件数：3件（英語専用の商品メニュー表ほか）	500	A	観光地としての付加価値を高めるため、受入環境整備に係る事業に対して補助金を交付する。	400
73	Ⅳ 備	受入環境の整	1 観光客を受け入れる側の意識・おもてなしの醸成	③環境美化の推進	まち美化推進事業	自治会、企業、ボランティア団体等が実施する地域美化清掃及び自治会が行う年末美化清掃を支援する。	第9条	生活環境課	自治会、企業、ボランティア団体等が実施する地域美化清掃及び自治会が行う年末美化清掃を支援した。 ・地域美化清掃実施団体数：162件 ・年末美化清掃参加自治会数：212自治会	14,919	B	引き続き各自治会等と調整し、地域美化清掃及び年末美化清掃の実施について支援する。	10,935
74	Ⅳ 備	受入環境の整	1 観光客を受け入れる側の意識・おもてなしの醸成	③環境美化の推進	里地里山保全等促進事業	里山保全活動を行う団体と連携し、ボランティア活動により継続的な里山機能の維持、回復を図る。	第10条	環境政策課	市で認定する里地里山保全等活動団体（10団体）に対し、補助金の交付や意見交換会、ヒアリングの実施など活動支援を実施した。	6,026	A	引き続き、ヒアリング等の活動支援をするとともに、活動の主体となる保全活動団体の会員減少や高齢化と問題に対応するため、大学生と連携した場合やAEDの導入、保全作業の機械化等を促進するための補助金交付を予定している。	6,348
75	Ⅳ 備	受入環境の整	2 訪日外国人にとって居心地の良い環境づくり	①言語バリアフリーの推進	受入環境整備事業補助金	英語、中国語、韓国語などを併記したパンフレットや世界基準のサインを進める。	第17条	商業観光課	外国人観光客が快適に過ごせるよう、外国語表記のパンフレットやメニューなどを作成する事業者に対し、作成経費の一部を助成した。 ・助成件数：3件（英語専用の商品メニュー表ほか）	394	A	観光地としての付加価値を高めるため、受入環境整備に係る事業に対して補助金を交付する。	
76	Ⅳ 備	受入環境の整	2 訪日外国人にとって居心地の良い環境づくり	①言語バリアフリーの推進	観光協会補助金	外国語による観光アプリや観光情報コンテンツの提供により、イベントや観光スポットなどの情報を発信する。	第17条	商業観光課	本市観光の推進主体である一般社団法人厚木市観光協会に対し補助金を交付することで、観光関係団体への支援や観光情報発信力の強化等、観光産業の振興の推進が図られた。	30,000	A	厚木市観光協会と連携し、ホームページやInstagramを活用し、外国語に対応した情報発信に努める。	32,820
77	Ⅳ 備	受入環境の整	2 訪日外国人にとって居心地の良い環境づくり	②ユニバーサルツーリズムの推進	公園緑地整備事業	全ての人が快適に過ごすことができるよう、歩道や公園のバリアフリー化やトイレの快適性の向上、自転車利用環境の整備など、まちなかを中心にユニバーサルデザインの観点に立った取組を推進する。	第9条	公園緑地課	公園の整備及び改修等を実施し、誰もが快適に安心して利用できる場を提供できるよう整備を行った。 ・鷲尾西公園ほか遊具更新工事 ・藤塚みどり公園ほか遊具更新工事 ・旭町やま公園ほか遊具更新工事 ・酒井新宿公園整備工事	43,614	A	公園の整備及び改修を計画的に実施し、バリアフリー化を推進する。また、新規公園の整備を実施する。	231,120

78	Ⅳ 備	受入環境の整備 2 訪日外国人にとって居心地の良い環境づくり	②ユニバーサルツーリズムの推進	歩道整備事業	全ての人が快適に過ごすことができるよう、歩道や公園のバリアフリー化やトイレの快適性の向上、自転車利用環境の整備など、まちなかを中心にユニバーサルデザインの観点に立った取組を推進する。	第11条	交通混雑対策課	計画に基づき次のとおり事業を実施した。 ①委託 ・市道温水愛名線用地測量委託 L=500m ・市道松蓮寺千頭線予備設計委託 L=110m ・市道松蓮寺千頭線用地測量委託 L=110m ・市道昭和用水線予備設計委託 L=80m ・市道昭和用水線測量委託 L=80m	76,000	B	①委託 ・（仮称）妻田薬師南側交差点歩道測量及び実施設計委託 ・清水小学校西側歩道測量及び実施設計 ・市道中依知上依知線測量及び実施設計 ・市道小平長坂線測量及び予備設計 ・市道旗谷上古沢線現地測量委託 ・市道昭和用水線交通量調査委託 ・市道妻田中荻野線路線測量及び予備設計委託 ②工事 ・市道小平長坂線ほか1路線道路環境整備工事 ・市道愛甲高坪線歩道整備工事 ・市道水引小野線歩道整備工事 ・市道旗谷上古沢線歩道整備工事 ・市道横須賀水道路線早期整備工事 ・歩道早期整備工事	322,000
79	Ⅳ 備	受入環境の整備 2 訪日外国人にとって居心地の良い環境づくり	③インバウンド誘客の推進	観光協会補助金	観光事業者に対するインバウンド研修や旅行会社と協同したツアー商品の開発・販売を行い、本市観光の振興を図る。	第16条	商業観光課	本市観光の推進主体である一般社団法人厚木市観光協会に対し補助金を交付することで、観光関係団体への支援や観光情報発信力の強化等、観光産業の振興の推進が図られた。	30,000	A	厚木市観光協会と連携し、ホームページやInstagramを活用し、外国語に対応した情報発信に努める。	32,820
80	Ⅳ 備	受入環境の整備 2 訪日外国人にとって居心地の良い環境づくり	③インバウンド誘客の推進	観光協会補助金	観光事業者に対するインバウンド研修や旅行会社と協同したツアー商品の開発・販売を行い、本市観光の振興を図る。	第17条	商業観光課	本市観光の推進主体である一般社団法人厚木市観光協会に対し補助金を交付することで、観光関係団体への支援や観光情報発信力の強化等、観光産業の振興の推進が図られた。	30,000	A	厚木市観光協会と連携し、ホームページやInstagramを活用し、外国語に対応した情報発信に努める。	32,820
81	Ⅳ 備	受入環境の整備 3 観光客の安心・安全確保のための体制づくり	①快適な環境づくり	交差点等改良事業	交通が集中し、混雑が発生している交差点や通行の支障となっている交差点の形状変更を行い、交通の円滑化や交通安全の強化を図る。	第11条	交通混雑対策課	計画に基づき次のとおり事業を実施した。 ・（仮称）妻田薬師南側交差点予備設計委託 N=1.0式 ・（仮称）妻田薬師南側交差点測量委託 N=1.0式 ・（仮称）森の里病院前交差点予備設計委託 N=1.0式 ・（仮称）森の里病院前交差点測量委託 N=1.0式 ・長沼交差点予備設計委託 N=1.0式 ・長沼交差点測量委託 N=1.0式 ②工事 ・戸室交差点改良工事 N=1.0式 ・愛甲石田駅北口広場付帯工事 N=1.0式	87,000	A		
82	Ⅳ 備	受入環境の整備 3 観光客の安心・安全確保のための体制づくり	①快適な環境づくり	観光施設維持管理事業	観光庁や県、各事業者等が出しているガイドラインに従い、感染症対策を推進する。	第15条	商業観光課					
83	Ⅳ 備	受入環境の整備 3 観光客の安心・安全確保のための体制づくり	①快適な環境づくり	観光施設維持管理事業	ハイキングコースの整備清掃、観光トイレの清掃、展望台の維持管理、観光歓迎塔等の観光施設の維持管理を行う。	第14条	商業観光課	観光客が快適に利用できるよう、各観光施設の適切な維持管理を行った。	17,598	A	観光客への利便性の確保と安心・安全の確保を図るため、飯山白山森林公園、ハイキングコース、観光トイレ、七沢観光案内所、観光歓迎塔等の観光施設の維持管理を適切に行う。	17,895
84	Ⅳ 備	受入環境の整備 3 観光客の安心・安全確保のための体制づくり	②安全情報の発信	観光案内事業	感染症対策の実施状況を観光客に発信することで、安心して来訪できる環境づくりを推進する。	第17条	商業観光課	本厚木駅観光案内所及び東丹沢七沢観光案内所において、観光客にとって必要な情報が入手できるよう観光案内を行い、安全な観光地として誘客に努めた。	7,035	A	観光案内所を中心に、観光客にとって必要な情報を発信できる環境を整える。	7,554
85	Ⅳ 備	受入環境の整備 3 観光客の安心・安全確保のための体制づくり	③安心・安全な体制づくり	観光行事推進事業（これだけ親事業名です）	感染症対策の徹底や災害発生時に、観光協会等への情報提供を通じて、迅速、的確な応急対策を実施し、市民や市内を訪れる観光客の安心・安全の確保を行うための体制を整備する。	第15条	商業観光課	緊急時において観光客の安心・安全の確保できるよう、情報発信を行うホームページを更新した。	104,400	A	引き続き緊急時において観光客の安心・安全の確保できるよう、情報発信を行うホームページを更新していく。	99,600
86	Ⅳ 備	受入環境の整備 3 観光客の安心・安全確保のための体制づくり	③安心・安全な体制づくり	観光協会補助金	感染症対策の徹底や災害発生時に、観光協会等への情報提供を通じて、迅速、的確な応急対策を実施し、市民や市内を訪れる観光客の安心・安全の確保を行うための体制を整備する。	第15条	商業観光課	本市観光の推進主体である一般社団法人厚木市観光協会に対し補助金を交付することで、観光関係団体への支援や観光情報発信力の強化等の推進が図られた。	30,000	A	観光協会や市の危機管理部門等と連携を強化し、緊急時において観光客の安心・安全の確保を行うための体制を整備する。	32,820
87	Ⅳ 備	受入環境の整備 1 観光客を受け入れる側の意識・おもてなしの醸成	①おもてなしの醸成	郷土博物館特別展示事業	地域の歴史や風土、自然について学芸員が行っている研究や調査、展示会、講座などを市民に有用な情報として提供するとともに、その成果を後世まで郷土の文化として伝え残すことにより、厚木市民にとって「郷土あつぎ」を構築、創造していくための一助となることを目的とする。	第9条	文化魅力創造課	厚木市民にとって「郷土あつぎ」を構築、創造していくための一助とするため、次の事業を実施した。 ①地域展示 「地域再発見4 荻野地域の魅力『光善院・あかとんぼ・ガラス工芸』」3月29日～6月22日 7,612人 ②特別展示 「友好都市いとまんの文化、歴史と自然」7月19日～9月7日 5,116人 ③企画展示 「記録されたあつぎの災害 一地震・神鳴り・禍事・やまひー」10月4日～11月30日 4,555人 ④市制70周年記念展示 「寿 一毛利家と共に一」1月24日～3月1日 5,338人	25,233	A	厚木市民にとって「郷土あつぎ」を構築、創造していくための一助とするため、次の事業を実施する。 ①地域展示 「地域再発見5 小鮎地域の魅力『祈り・ぎふてふ・亀太郎』」3月28日～6月21日 ②特別展示 「文明開化展」（仮）7月～9月 ③企画展示 「あつぎの芸術家1 近世」（仮）10月～12月 ④企画展示 「あつぎの自由民権」（仮）1月～3月	13,683

88	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	1 魅力ある観光地の形成	②新たな資源の発掘	オリンピック聖火リレー記念施設整備事業	東京2020オリンピックの聖火リレーを記念し、リレーコース上の市内に残る施設を設置します。	第9条	道路維持課					
89	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	1 魅力ある観光地の形成	①既存資源のブラッシュアップ	観光資源創出事業補助金	飯山・七沢地区の地域活性化を目的に、新たな観光資源の創出を図るため、地域活性化団体へ補助金を交付し、活動を支援する。	第9条	商業観光課					
90	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	1 魅力ある観光地の形成	②新たな資源の発掘	観光地の魅力づくり促進事業補助金	飯山・七沢地区の新たな観光資源の創出や、本市の魅力となる優れた食を新たに「あつぎ食ブランド」として認定するなど観光資源の掘り起こしを図る。	第16条	商業観光課	観光客の誘致拡大を図るため、厚木市観光協会に対し補助金を交付することにより、厚木市の多様な観光資源に関する情報を市内外に効果的かつ幅広く発信した。 ・ホームページの構築費・冊子、リーフレットの作成費 3,014,000円 ・インバウンド事業 100,000円 ・ミツマタ・飯山キャンペーン等 706,000円	3,820	A	観光協会補助金へ統合。	0
91	I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘	4 観光消費を高めるコンテンツづくり	①夜・早朝型観光の推進	スポーツ合宿誘致事業補助金	本市スポーツの振興、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図るため、スポーツ合宿等を開催する団体等に対し補助金を交付する。	第16条	スポーツ魅力創造課	本市スポーツの振興、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図るため、スポーツ合宿等を開催する団体等に対し補助金を交付した。 【内訳】 団体 167件 個人 1件	5,000	A	本市スポーツの振興、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図るため、スポーツ合宿等を開催する団体等に対し補助金を交付する。	2,240
92	Ⅲ ターゲットを絞ったプロモーション	2 多様な情報ツールによる情報発信	③訴求効果の高い宣伝・告知	魅力発信事業	PR動画の作成やSNSを使った広告事業に取り組むとともに、アンバサダーの活用やターゲットを定めた戦略的なシティプロモーションにより、市の魅力を広く発信します。	第4条	広報シティプロモーション課	市の魅力を発信するため、次の事業を行った。 ・子育て世帯と若者世代をターゲットにしたPR動画の制作 ・電車内での動画広告の掲載 ・新聞、SNS、ウェブメディア、ウェブプラットフォームを活用した情報発信 ・インフルエンサーを活用したInstagramのPR投稿 ・市内を巡るビンゴカードを活用した体験型イベントの実施	29,579	A	次の手法などを用いて、本市の魅力を市内外に発信していく。 ・PR映像の制作 ・YouTube インストリーム広告の活用 ・電車内動画広告などの活用 ・SNSを使ったハッシュタグキャンペーン ・ウェブメディアでの記事掲載	26,088
93	Ⅳ 受入環境の整備	3 観光客の安心・安全確保のための体制づくり	①快適な環境づくり	道路交通環境整備事業	道路の安全性と移動円滑性を追求し、既存の道路空間の機能や交通の流れを改善するため、計画的かつ効果的な道路改良、安全で快適な歩行空間の確保、無電柱化など総合的な道路交通環境の整備を実施する。	第11条	交通混雑対策課		107,000		交通の円滑化や交通安全の強化を図るため、次の事業を行う。 ①委託 ・屋際交差点土質調査、測量及び実施設計 ・警察署前交差点測量及び実施設計 ・荻野新宿交差点予備設計 ②工事 ・（仮称）森の里病院前交差点改良工事 ・市道A－9号線ほか1路線電線共同溝整備工事	139,000

厚木市観光振興条例運用状況について

1 運用状況の評価について

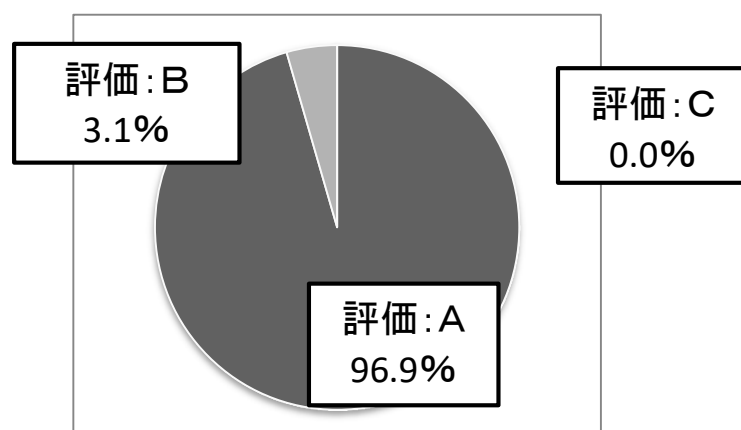
担当課において、A、B、Cの3段階で評価

2 評価基準

- A 計画通り事業が実施できた。
- B 一部、計画通りに実施できなかった。
- C 計画通りに実施できなかった。

3 評価分布

該当条項	A	B	C	計	Aの割合
4条 市の責務	2			2	100%
6条 観光関係団体の役割				0	－
7条 市民による観光振興				0	－
8条 基本計画				0	－
9条 魅力ある観光地の形成	11	1		12	92%
10条 地域の特性をいかした観光地の形成	9	1		10	90%
11条 交通利便性の向上	1	1		2	50%
12条 人材の育成	2			2	100%
13条 広域的な連携	7			7	100%
14条 旅行者の利便性の向上	3			3	100%
15条 安全の確保	2			2	100%
16条 新たな観光旅行分野の開拓	7			7	100%
17条 観光情報に関する広報宣伝等	20			20	100%
計	64	3	0	67	96%
割合	95.5%	4.5%	0.0%	－	－



4 厚木市観光振興計画 基本方針

- I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘
- II 広域観光の推進、関連事業者等との連携
- III ターゲットを絞ったプロモーション
- IV 受入環境の整備

令和8年度事業について

「第2次厚木市観光振興計画」に基づき、計画の中で定める4つの基本方針を念頭に、次の事業を実施する。

《4つの基本方針》

- | |
|-----------------------|
| I 観光資源のブラッシュアップ・再発掘 |
| II 広域観光の推進、関連事業者等との連携 |
| III ターゲットを絞ったプロモーション |
| IV 受入環境の整備 |

1 あつぎ鮎まつり開催事業費【方針Ⅰ】（継続）

【第80回あつぎ鮎まつり】

令和8年10月10日（土）・11日（日）

あつぎ鮎まつり大花火大会、ダンスレジェンド、鮎つかみどりほか

2 あつぎ飯山桜まつり開催事業費【方針Ⅰ】（継続）

【第62回あつぎ飯山桜まつり】

令和8年3月28日（土）から3月29日（日）まで

飯山白龍太鼓、白龍の舞、さくら輿(餅まき)、お茶処ほか

3 地域観光まつり事業補助金【方針Ⅰ】（継続）

厚木観光桜まつり、あつぎ七沢森のまつり、ローズガーデンフェスティバル、厚木南口ホコ天まつり、鯉のぼりまつりについて、祭りを支援するため補助金を交付する。

4 観光プロモーション事業【方針Ⅲ】（継続）

本市の観光資源をPRするパンフレットを作成し、イベントやキャンペーンなど、ターゲットに合わせて情報を発信する。また、ハイカーズガイドの修正増刷や友好都市で行われるイベントに出店する事業者を支援するなど、新たな観光客誘致に取り組む。

5 マスコットキャラクター事業費【方針Ⅰ】（継続）

本市のマスコットキャラクター「あゆコロちゃん」を媒体として、イベントへの出展、着ぐるみの貸出し、デザインの使用、啓発物品の配布などを行うことでシティセールスを推進していく。

6 食ブランド推進事業費【方針Ⅰ】（継続）

本市の魅力となる優れた食を新たに「あつぎ食ブランド」として認定するなど観光資源の掘り起こしを図るため、100年フードののぼり旗やフードステッカーの作成、リーフレットの修正増刷を行う。また、ガストロノミーツーリズムの促進を図る。

7 受入環境整備事業補助金【方針Ⅳ】（継続）

訪日外国人に対する受入環境を整備する事業に対し補助金を交付する。

8 インバウンド推進事業費【方針Ⅳ】（継続）

外国人旅行客の趣味嗜好に合わせた観光ツアーを商品化し、本市観光資源の体験機会の創出をすることで、本市のインバウンド観光需要向上につなげることを目的とし観光周遊ツアーを実施する。

9 温泉施設整備事業補助金【方針Ⅳ】（新規）

あつぎ温泉郷を活性化するため、温泉施設の改修及び維持補修に必要な施設設備に要する経費に対しその一部を補助する。

10 観光施設維持管理事業費【方針Ⅳ】（継続）

飯山白山森林公園、ハイキングコースの整備清掃、観光トイレの清掃、七沢観光案内所の維持管理、観光歓迎塔の維持管理など、観光施設の適切な維持管理を行う。

11 観光施設維持補修事業費【方針Ⅳ】（継続）

台風等の自然災害や施設老朽化による破損箇所に対応し、良好な施設運営と安全性を確保する。

12 観光案内事業費【方針Ⅰ】（継続）

本厚木駅観光案内所及び東丹沢七沢観光案内所において、宿泊や観光関連施設の紹介等の観光案内業務を行い、観光客をはじめとする観光客への利便向上を図る。

13 観光協会補助金【方針Ⅰ】（継続）

本市観光の推進主体である一般社団法人厚木市観光協会に対し補助金を交付することで、観光関係団体の指導育成や観光地の情報発信強化など、観光産業の振興を図る。

14 観光振興条例推進事業費【方針Ⅰ】（継続）

厚木市観光振興条例制定に伴い、同条例の実効性を担保するため、条例に基づいた委員会を組織し運用の点検を行う。また、同条例に定める厚木市観光振興計画の進捗管理も実施する。

15 花の里創出事業費【方針Ⅰ】（継続）

四季折々の花を観光資源の一つと位置付け、飯山・七沢地区における花の里事業を支援する。

16 地域活性化推進事業補助金【方針Ⅰ】（継続）

本市の特色ある里山、森林など豊かな自然環境を有効に活用した体験学習や地域の自然を活用したエコツーリズムの推進、ハイキングコースの整備など、地域の活性化を図るための地域再生推進事業を実施する団体に対して補助金を交付し、活動を支援する。

17 観光地の魅力づくり促進事業費【方針Ⅰ】（継続）

厚木の豊かな自然環境を有効に活用した体験学習や食文化を活かしたイベントを開催することにより観光客の誘致拡大を図る。

18 魅力あふれる観光地形成事業費【方針Ⅰ】（継続）

厚木市道標マップのシステムの管理や適宜情報の更新を行い、集客の向上を図る。

19 観光振興計画策定事業費【方針Ⅱ】（新規）

第2次厚木市観光振興計画が令和8年度をもって満了することから、本市の新たな観光戦略を構築するため、第3次厚木市観光振興計画の策定作業を行う。

第 3 次厚木市観光振興計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本市では、「第 1 次厚木市観光振興計画（計画期間：平成 24 年～令和 2 年）」及び「第 2 次厚木市観光振興計画（計画期間：令和 3 年～令和 8 年）」を策定し、観光振興に向けた具体的な施策を展開してまいりました。

この度、第 2 次厚木市観光振興計画が令和 8 年度をもって満了を迎えることと併せ、昨今の観光振興を取り巻く環境の変化に的確に対応した新しい観光戦略の構築を図るため、令和 9 年度を始期とする新たな「厚木市観光振興計画」（以下、「第 3 次振興計画」という。）を策定します。

2 策定スケジュール（予定）

令和 7 年度	3 月	第 3 次計画策定方針策定 アンケート調査実施
令和 8 年度	4 月	アンケート調査実施
	5 月	策定支援委託業者決定
	6 月	第 1 回推進委員会 ※アンケート調査結果報告
	8 月	<u>第 2 回推進委員会</u> ※計画案骨子検討、庁内各課対象事業の整理
	10 月	<u>第 3 回推進委員会</u> ※計画案検討
	11 月	経営戦略調整会議・経営戦略会議（計画案）
	12 月	パブリックコメント実施
	1 月	経営戦略調整会議・経営戦略会議（パブコメ結果）
	2 月	パブコメ結果公開、計画書印刷製本 <u>第 4 回推進委員会</u> ・庁内検討組織会議 ※計画策定報告
	3 月	全協・部長会議（策定報告）

厚木市の観光に関するアンケート結果 (案)

令和8年（2026年）6月

目次

- 1. 調査概要
 - 2. 回答者の属性（F1～F5）
 - 3. 調査結果（Q1～Q15）
 - 3-1. 旅行の頻度・同行者・情報源・旅行形態（Q1～Q4）
 - 3-2. 旅行に求めるもの・お土産・旅行先選定（Q5～Q7）
 - 3-3. 旅行の必要性・幸福度（Q8～Q9）
 - 3-4. 厚木市の観光資源（Q10）
 - 3-5. 厚木市のイメージ・施策・心配事（Q12～Q15）
- （参考）総合分析 ※今後作成予定

※クロス集計は、属性間で顕著な差異が認められた項目を抜粋して掲載（分析対象 $n \geq 50$ ）

1. 調査概要

調査名	厚木の観光に関するアンケート
調査目的	厚木市の観光振興に関する市民の意識・ニーズを把握し、観光振興計画策定の基礎資料とする
調査対象	厚木市民及び市外の方
調査方法	①市LINE ②電子申請システム（e-kanagawa）
調査期間	※要確認
回収数	1,098件（市LINE: 643件、電子申請: 455件）
調査項目	回答者属性（性別・年齢・居住地・職業・世帯構成） 旅行の頻度・同行者・情報源・旅行形態 旅行に求めるもの・お土産・旅行先選定 旅行の必要性・幸福度 厚木市の観光資源・イメージ・施策評価・心配事 自由回答
集計方法	単純集計、クロス集計（性別・年齢・居住地・世帯・旅行の必要性・幸福感別）
備考	集計表は別添参照

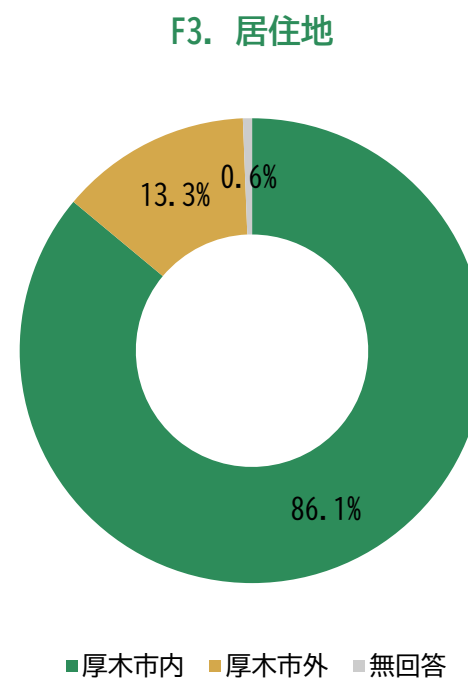
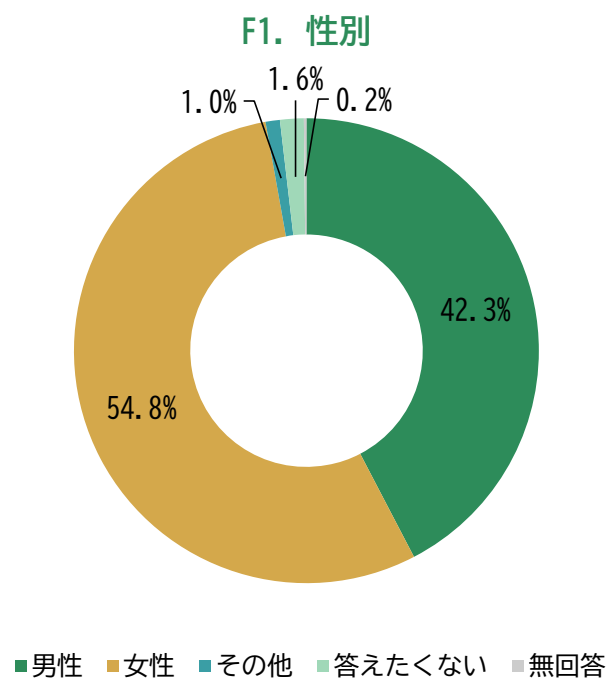
2. 回答者の属性

F1～F5（性別・年齢・居住地・職業・世帯構成）

2-1. 回答者の属性：性別・居住地

Q F1. 性別を教えてください。 / Q F3. 居住地を教えてください。（n=1,098）

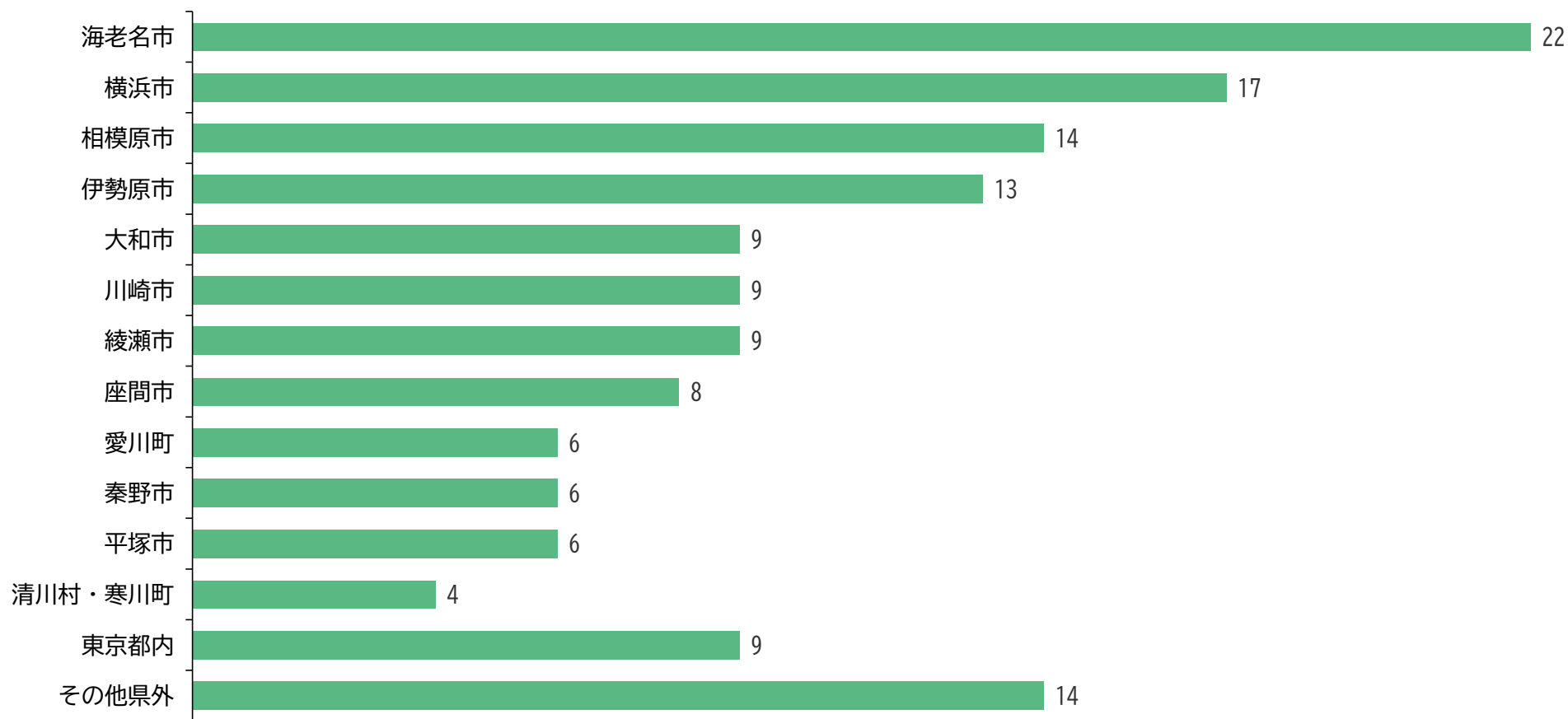
- 回答者の性別は女性（54.8%）が男性（42.3%）をやや上回る
- 回答者の約86%が厚木市内在住であり、市外からの回答は約13%
- 調査方法は市LINE（58.6%）と電子申請（41.4%）の2種類で実施
- 市外の居住地は海老名市22件が最多、横浜市17件、相模原市14件と近隣市が中心



2-1. 回答者の属性：性別・居住地

F3 自由回答：厚木市外と回答した方の市町村名（n=146）

F3 市外回答者の居住地（件数）



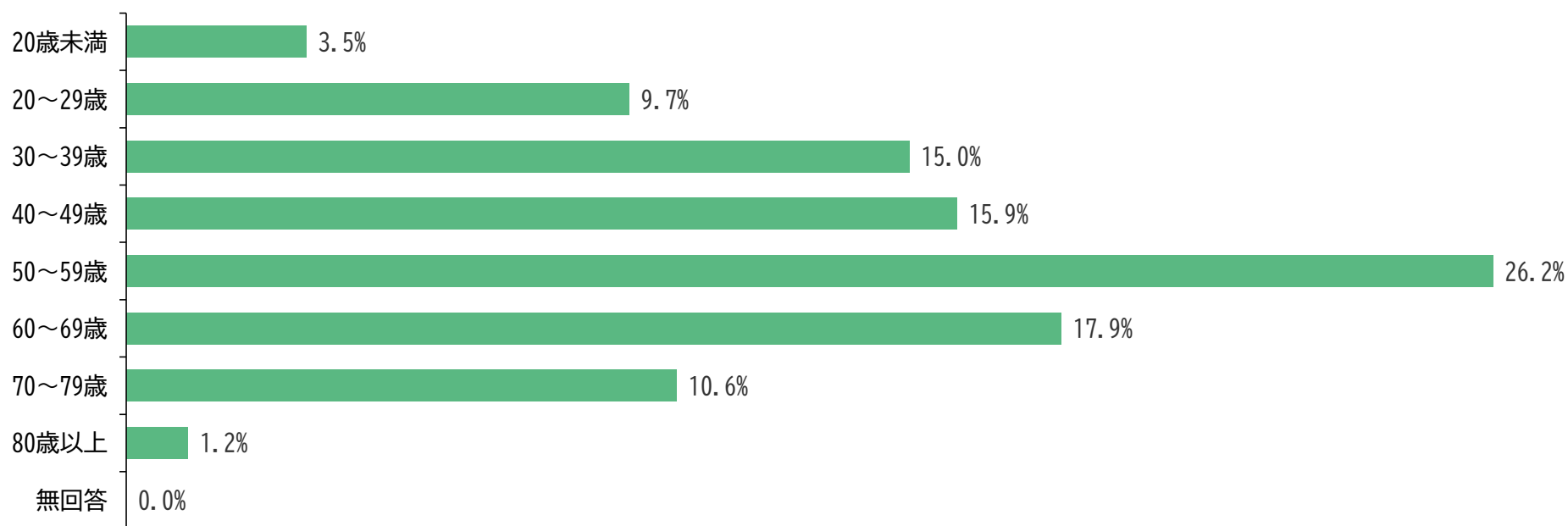
その他県外（14件）：静岡市、高崎市、仙台、刈谷市、福岡県大野城市、山梨県上野原市、二宮町、イギリス、海外等

2-2. 回答者の属性：年齢

Q F2. 年齢を教えてください。（n=1,098）

- 50～59歳が最多（26.2%）で、全体の約4分の1を占める
- 40代以上が全体の約72%を占め、中高年層が回答の中心
- 20歳未満・80歳以上はそれぞれ3.5%、1.2%と少数

F2. 年齢構成

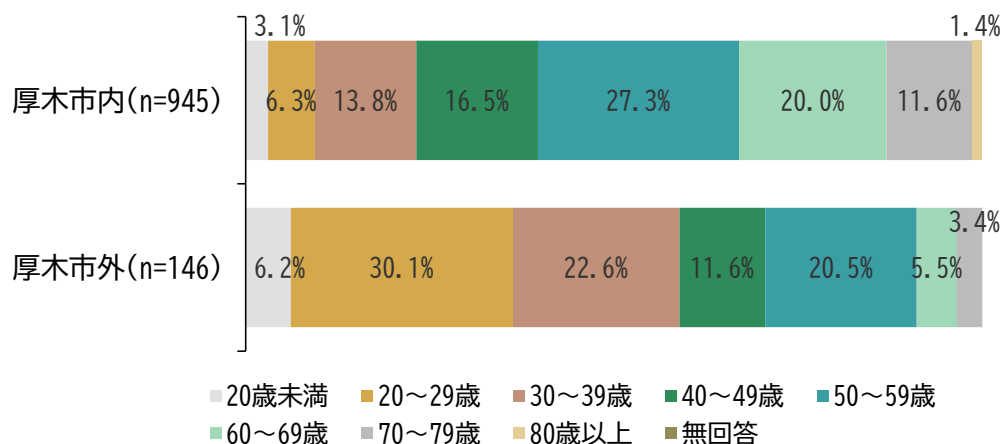


2-2. 回答者の属性：年齢

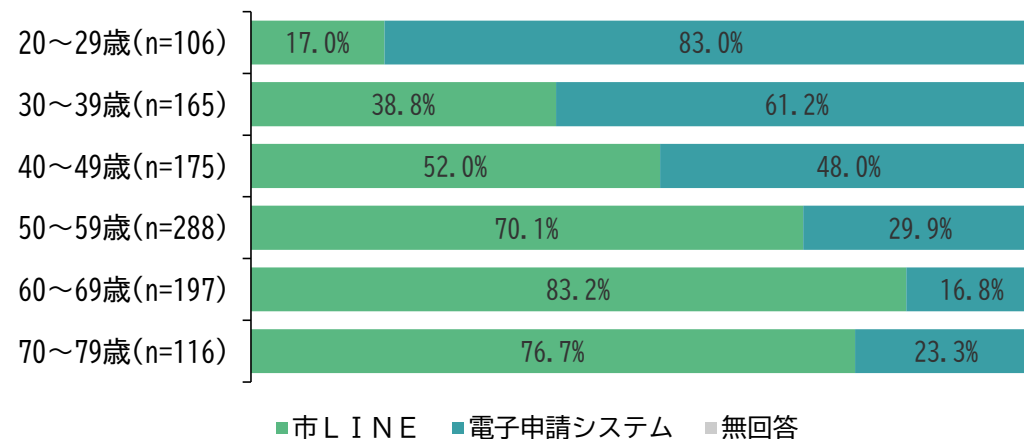
クロス集計：居住地別の年齢構成 / （参考）年齢別の実施方法

- 市外回答者は20代が30.1%・30代が22.6%と若年層が過半数。市内は50代以上が約60%を占める
- 20代は電子申請83.0%、60代以上は市LINE83.2%と、回答方法に大きな世代差

居住地別：年齢構成



（参考）年齢別：実施方法

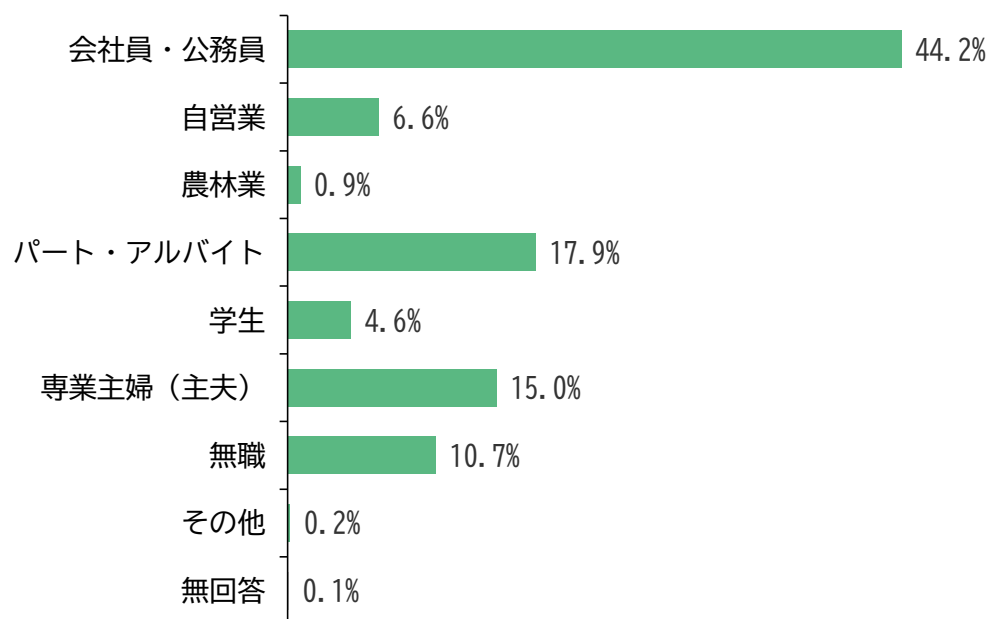


2-3. 回答者の属性：職業・世帯構成

Q F4. 職業を教えてください。 / Q F5. 世帯の構成を教えてください。（n=1,098）

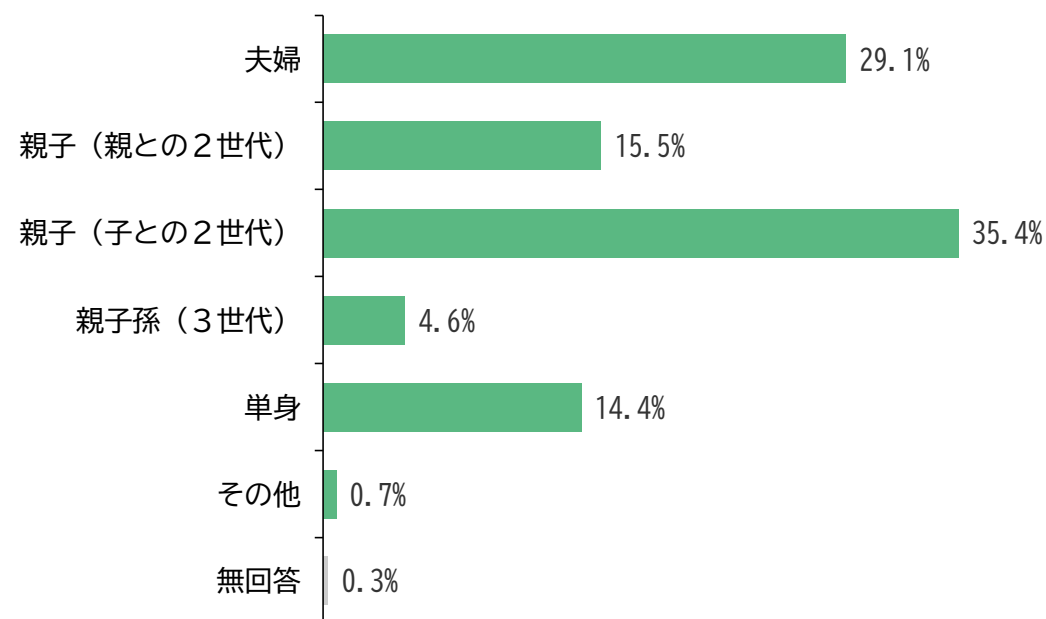
- 職業は会社員・公務員（44.2%）が最多、次いでパート・アルバイト（17.9%）、専業主婦/主夫（15.0%）
- 世帯構成は親子（子との2世代）が35.4%で最多、次いで夫婦（29.1%）。ファミリー層が回答の中心
- 単身世帯は14.4%で、30代以下の若年層の回答が相対的に少ないことと関連
- 職業その他は派遣社員・看護師等14件。世帯その他はカップル・パートナー関係が9件中5件

F4. 職業構成



F4その他（14件）：派遣社員(2)、看護師、薬剤師、大学教員 等

F5. 世帯構成

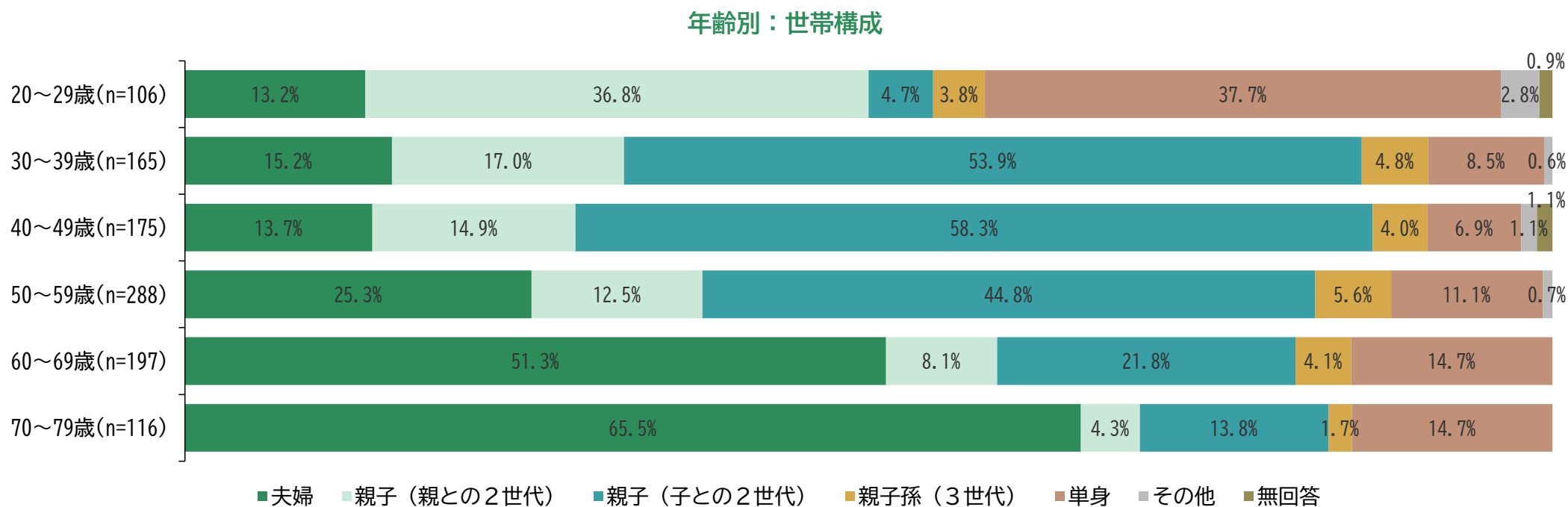


F5その他（9件）：カップル(4)、パートナーシップ(1) 等

2-3. 回答者の属性：職業・世帯構成

クロス集計：年齢 × 世帯構成

- 30～40代は「親子（子との2世代）」が約53～58%。子育て世帯が主流
- 60～70代は「夫婦」が約51～66%で圧倒的。子の独立後の夫婦が主流
- 20代は「単身」37.7%・「親子(親との2世代)」36.8%。一人暮らしと独立前の家族世帯



3. 調査結果

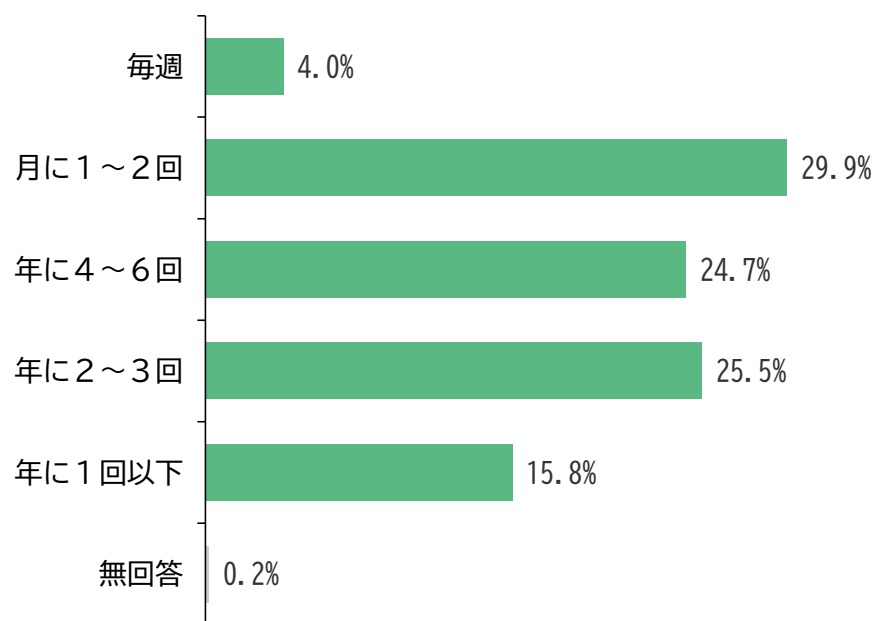
Q1～Q15（旅行行動・観光意識・厚木市の観光資源等）

3-1. 旅行の頻度・同行者

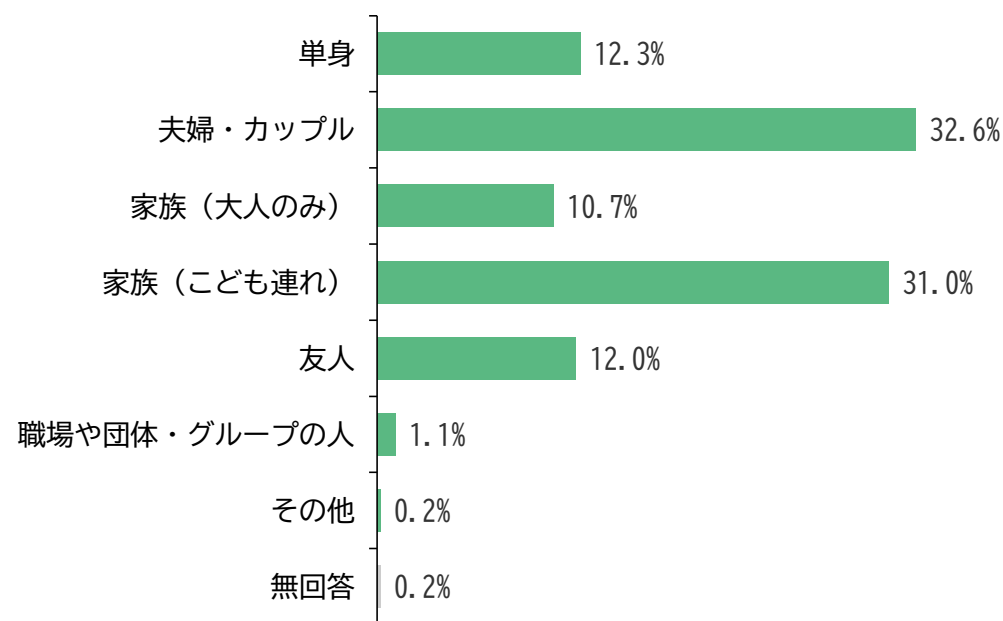
Q1. どのくらいの頻度で旅行（日帰り旅行やドライブ等を含む）に出かけますか。 / Q2. 主に誰と行きますか。（n=1,098）

- 旅行頻度は「月に1～2回」（29.9%）と「年に2～3回」（25.5%）が上位。約6割が年3回以上旅行に出かけている
- 同行者は「夫婦・カップル」（32.6%）と「家族（こども連れ）」（31.0%）で全体の約6割を占める
- 「単身」での旅行も12.3%あり、一人旅のニーズも一定数存在する

Q1. 旅行の頻度



Q2. 旅行の同行者



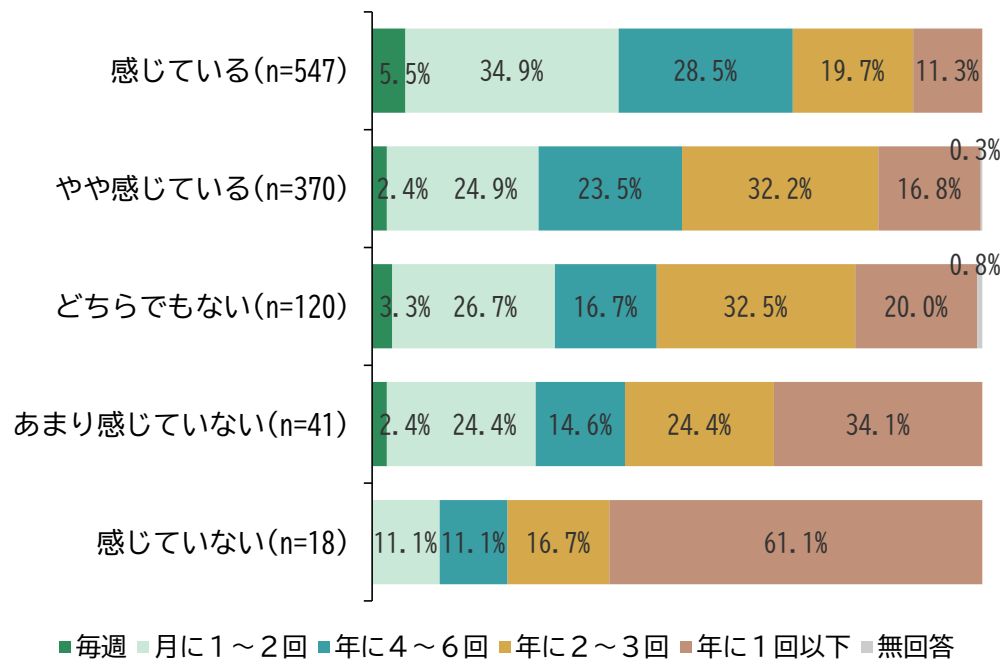
Q2その他（2件）：夫婦とペット

3-1. 旅行の頻度・同行者

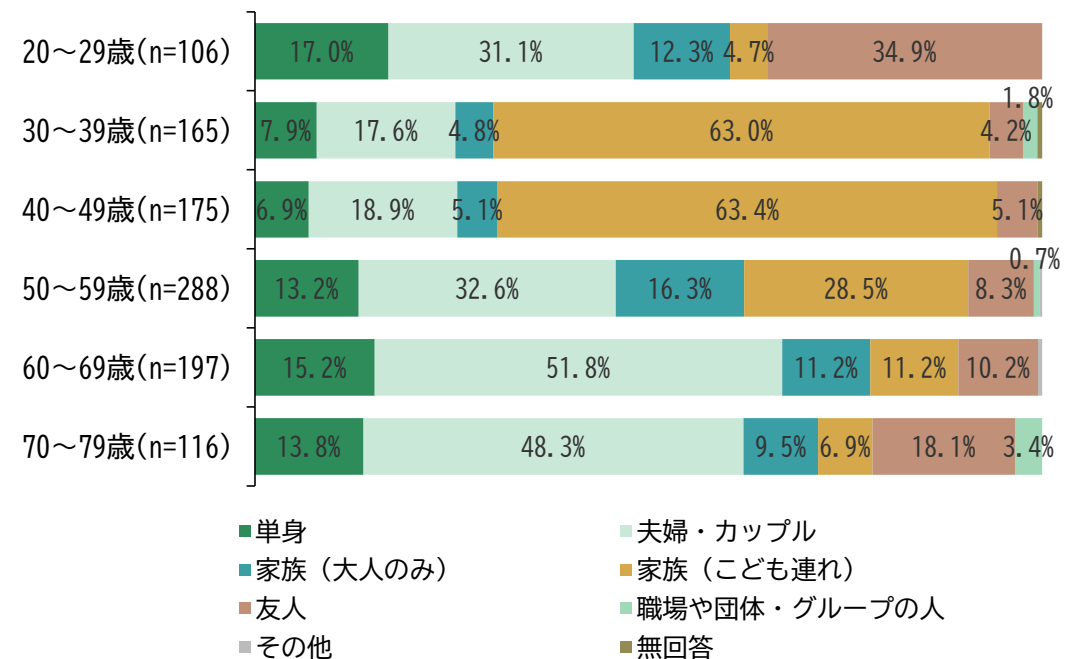
クロス集計：幸福感別の旅行頻度 / 年齢別の旅行同行者

- 幸福感が高い層ほど旅行頻度が高い（感じている：月1回以上が約39% vs 感じていない：約11%）
- 幸福感が低い層は「年1回以下」が約34～61%と多く、旅行を通じた生活の質向上の余地がある
- 30～40代は「家族（こども連れ）」が約63%、20代は「友人」34.9%と、年齢で同行者が大きく異なる

幸福感別：旅行頻度



年齢別：旅行の同行者

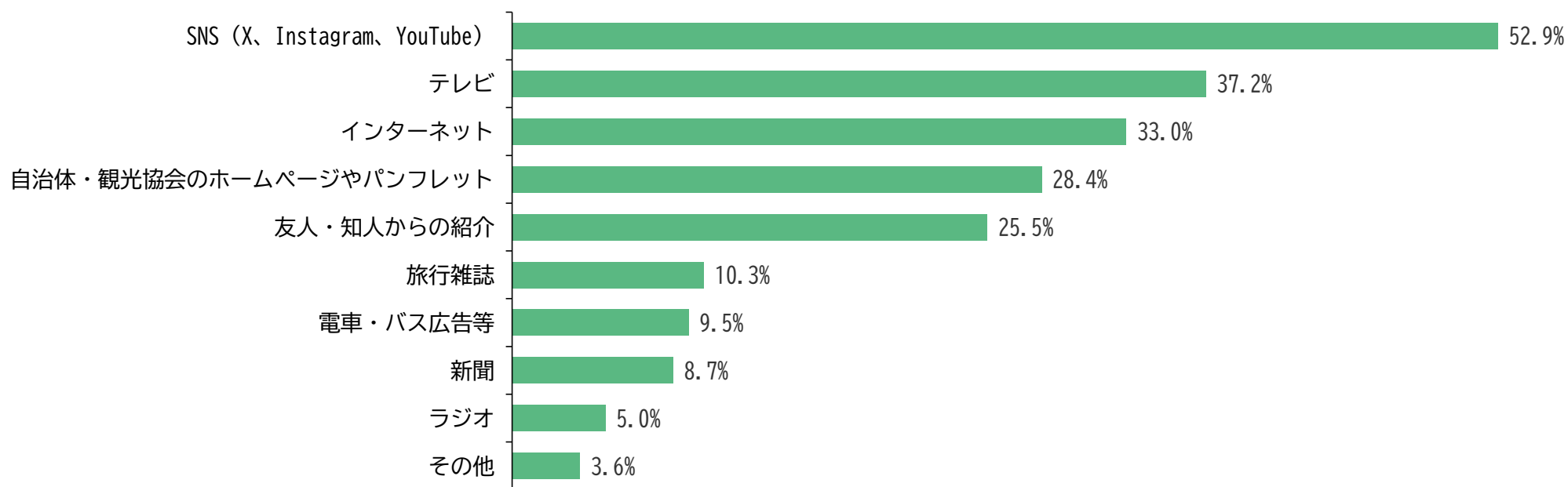


3-1. 旅行の情報入手先

Q3. どこで情報を入手しますか。（複数回答可）（n=1,098）

- SNS（52.9%）が最も多く、過半数がSNSから旅行情報を得ている
- テレビ（37.2%）、インターネット検索（33.0%）が続き、デジタルメディアが情報源の主流
- 自治体・観光協会のHP等（28.4%）も約3割が利用しており、公的な情報発信の重要性がうかがえる
- 旅行雑誌は、るるぶ49件が圧倒的。サイトは、Google検索73件、じゃらん37件、Yahoo30件が上位
- SNSは20代で77.4%、70代で24.1%。インターネットは50代で43.4%、20代で8.5%と、情報源の世代差が顕著

Q3. 旅行情報の入手先（複数回答）



Q3その他の情報源（25件）：旅行会社DM・カタログ、AI検索、鉄道アプリ、GoogleMAP、市のLINE等

3-1. 旅行の情報入手先

Q3 自由回答：旅行雑誌名(n=85)・インターネットサイト名(n=288)

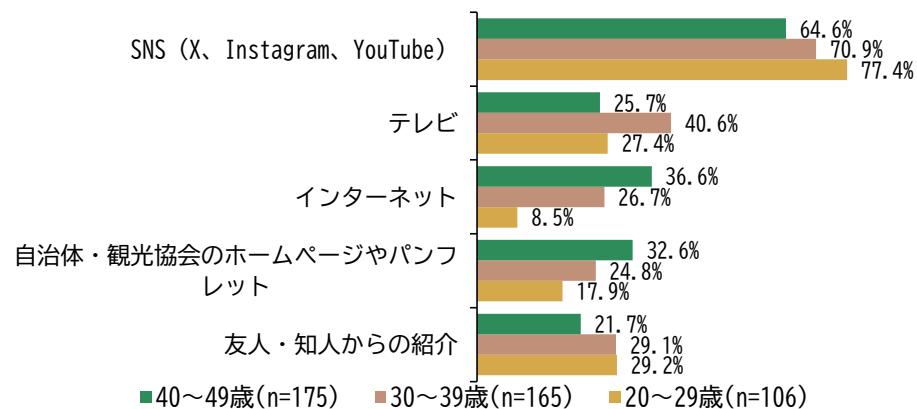
旅行雑誌名（85件）

グループ	件数	備考
るるぶ	49件	
クラブツーリズム	10件	
じゃらん	3件	
大人の休日クラブ	3件	
まっぷる・散歩の達人	4件	
その他	16件	JTB、JAFメイト等

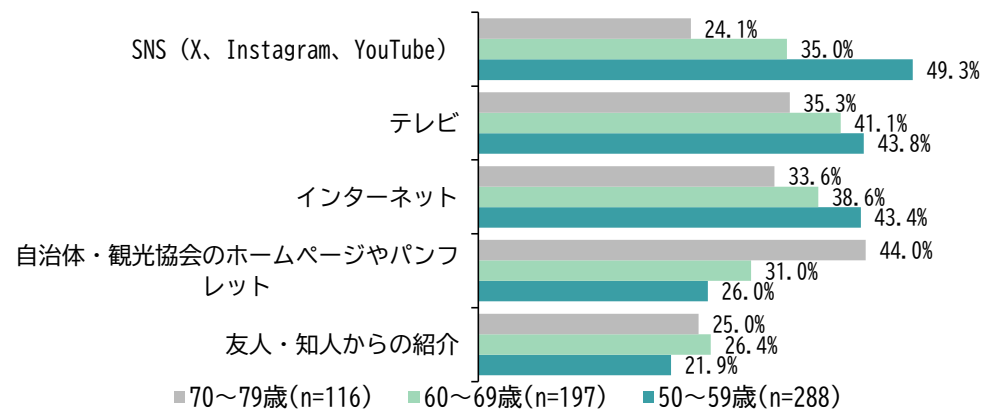
インターネットサイト名（288件）

グループ	件数	備考
Google系検索	73件	Google, Googleマップ等
じゃらん系	37件	じゃらんnet等
Yahoo系検索	30件	Yahoo, ヤフー等
特定サイトなし	29件	色々、決まっていない等
楽天トラベル系	19件	
SNS系	18件	Instagram, YouTube, X等
旅行会社サイト	10件	クラブツーリズム, JTB等
その他予約・情報サイト	72件	一休, アソビュー, 観光案内等

年齢別：情報入手先（20～40代）



年齢別：情報入手先（50～70代）

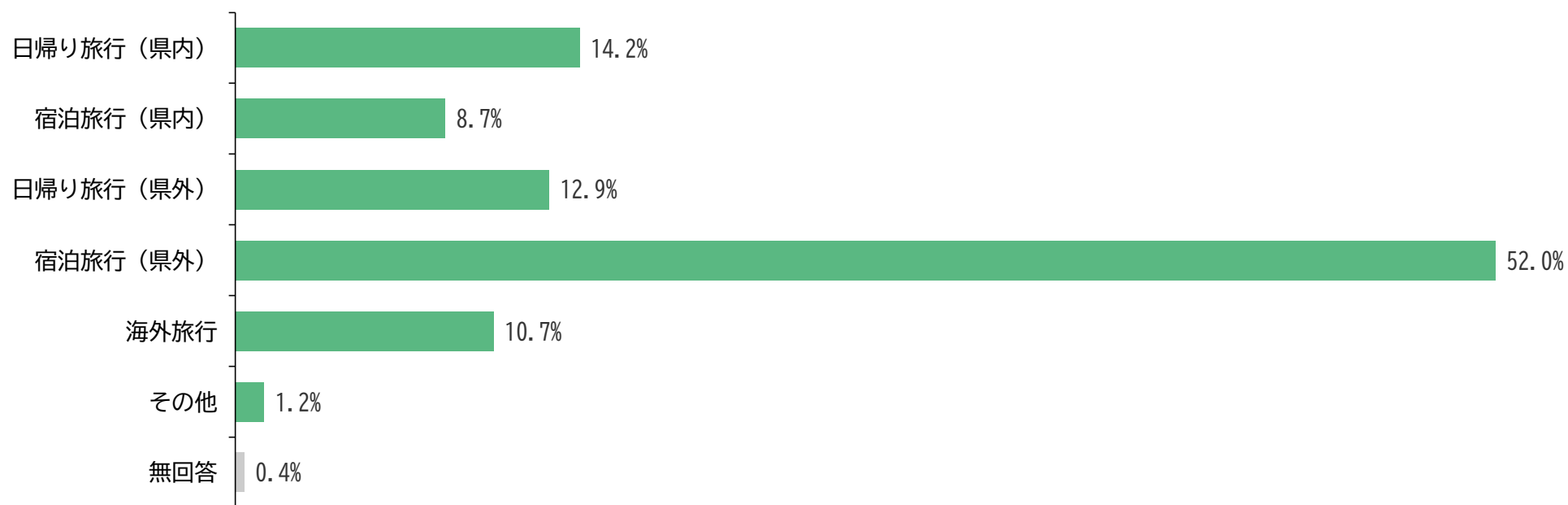


3-1. 今後したい旅行形態

Q4. 今後どのような旅行をしたいですか。（n=1,098）

- 「宿泊旅行（県外）」が52.0%と圧倒的に多く、遠出の宿泊旅行への志向が高い
- 「日帰り旅行（県内）」は14.2%で、身近な旅行ニーズも一定数存在
- 「海外旅行」も10.7%と、コロナ後の海外旅行需要の回復がうかがえる

Q4. 今後したい旅行形態



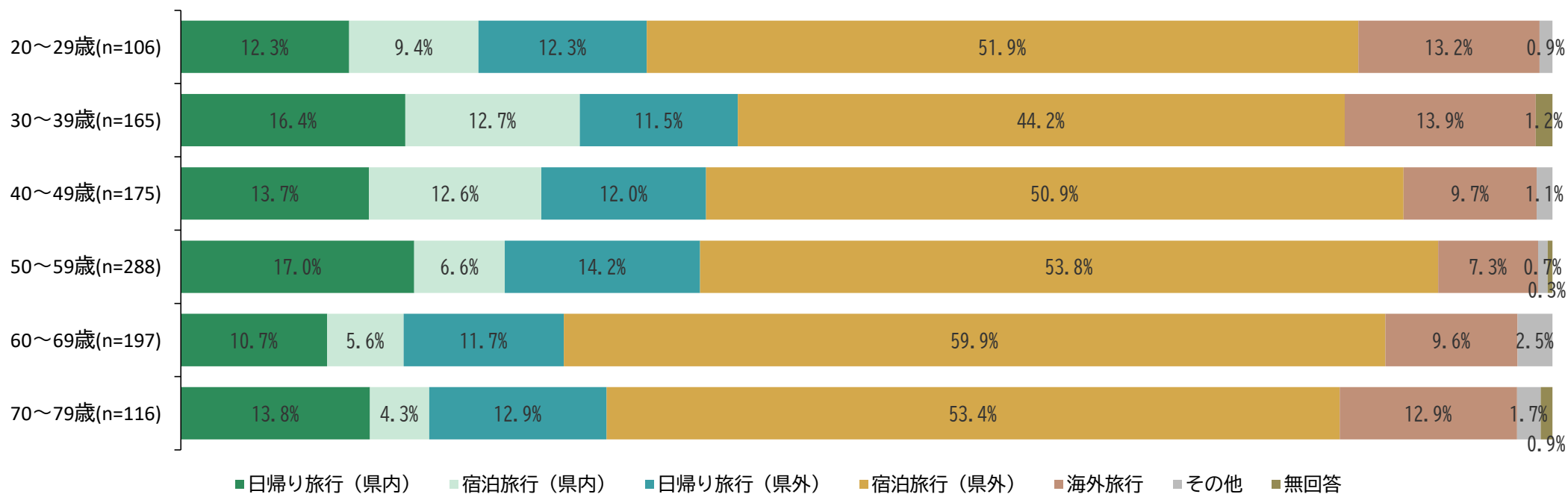
Q4その他（13件）：キャンピングカー旅行(2)、ツーリング、温泉巡り、クルージング等

3-1. 今後したい旅行形態

クロス集計：年齢別の旅行形態

- 60代は「宿泊旅行(県外)」が全体より高め。時間的ゆとりによる遠出志向がうかがえる
- 30代は「宿泊旅行(県外)」が全体より低め。子育て世帯の時間・予算制約がうかがえる

年齢別：今後したい旅行形態

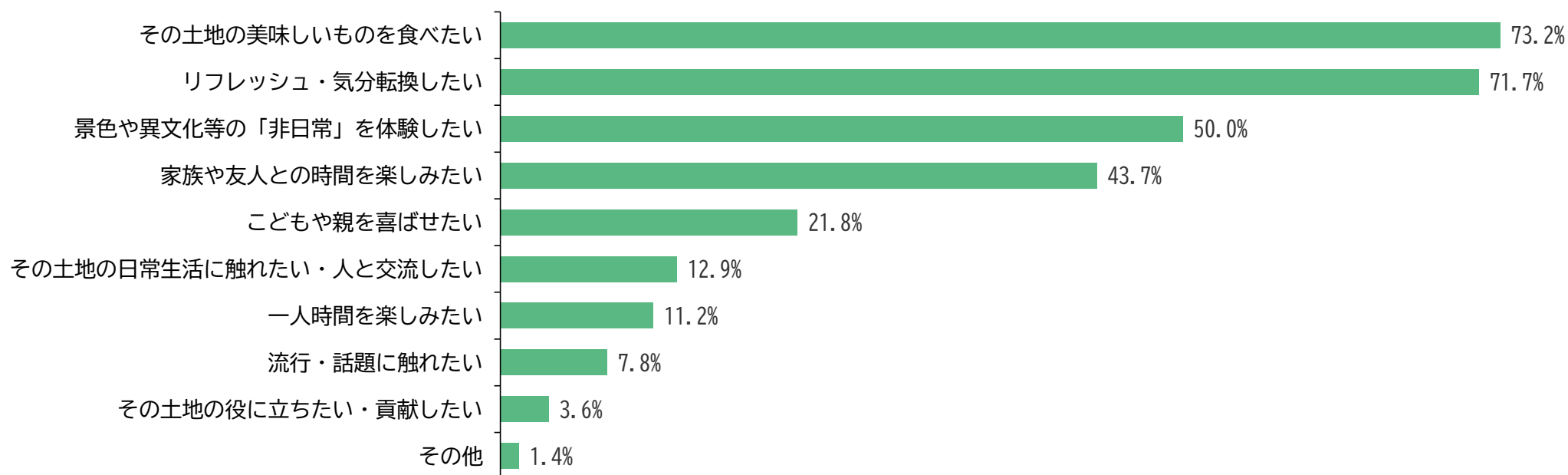


3-2. 旅行に求めるもの

Q5. 旅行に求めるものは何ですか。（複数回答可）（n=1,098）

- 「美味しいものを食べたい」（73.2%）と「リフレッシュ」（71.7%）が7割超で突出
- 「非日常の体験」（50.0%）が3位で、日常から離れた経験への期待も大きい
- 「家族や友人との時間」（43.7%）も高く、旅行は人とのつながりの場としても重要視されている

Q5. 旅行に求めるもの（複数回答）



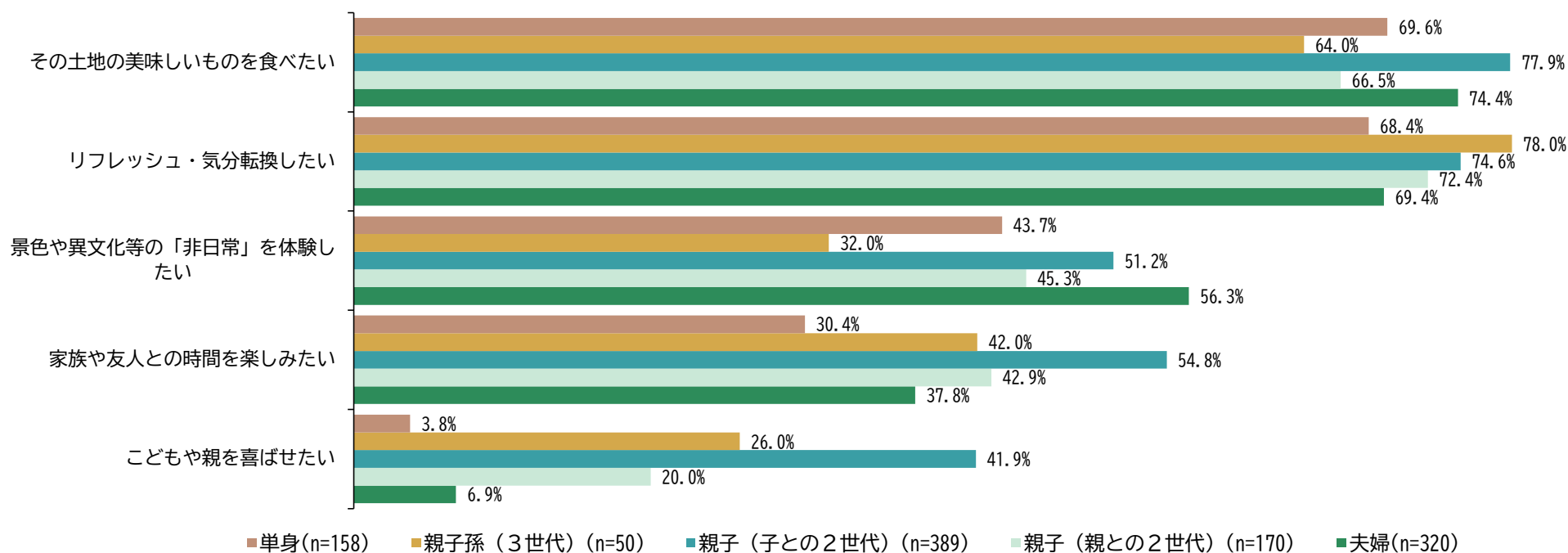
Q5その他（16件）：歴史・文化を感じたい(3)、ペット旅行(2)、温泉(1)、推し活(1)等

3-2. 旅行に求めるもの

クロス集計：世帯構成別の旅行に求めるもの 上位5項目

- 「非日常を体験したい」は夫婦で56.3%と高く、親子孫（3世代）で32.0%と低い
- 「家族や友人との時間を楽しみたい」は親子（子との2世代）で54.8%と高く、単身で30.4%と低い
- 上位2項目（美味しいもの・リフレッシュ）は全世帯でほぼ共通の高ニーズ

世帯別：旅行に求めるもの

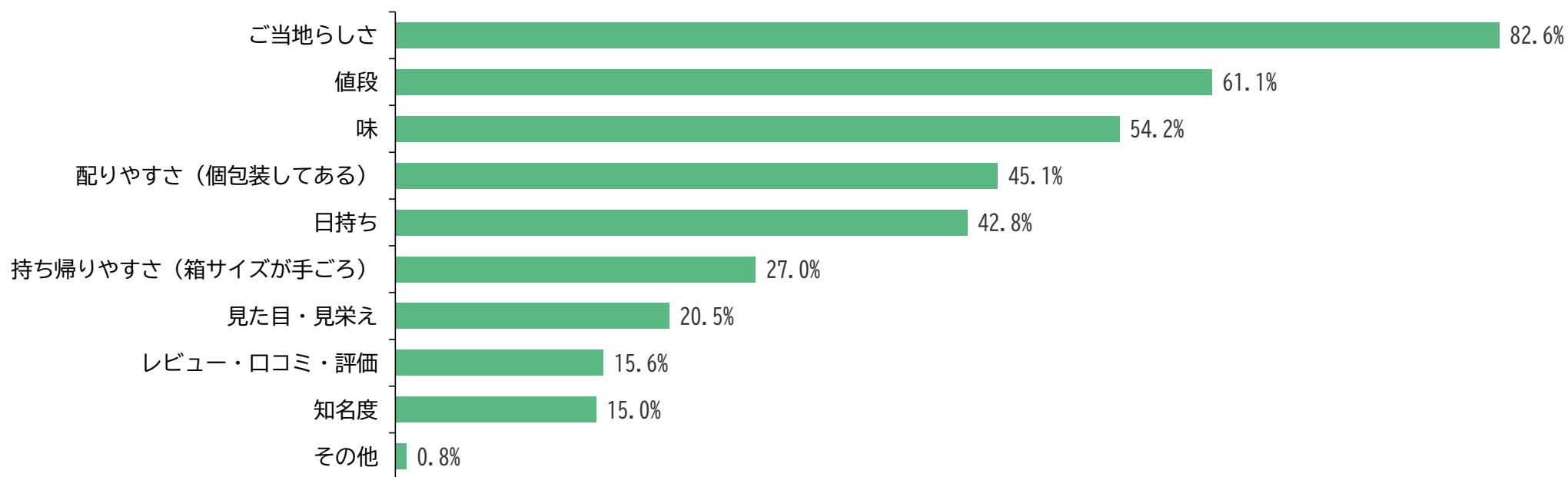


3-2. お土産購入時のチェックポイント

Q6. お土産を買う時にチェックすることは何ですか。（複数回答可）（n=1,098）

- 「ご当地らしさ」が82.6%で最も重視されており、地域の特色を活かした商品開発が重要
- 「値段」（61.1%）、「味」（54.2%）、「配りやすさ」（45.1%）の実用的な観点が上位に続く
- 「日持ち」（42.8%）も高く、保存性は購買決定の重要な要素

Q6. お土産購入時のチェックポイント（複数回答）



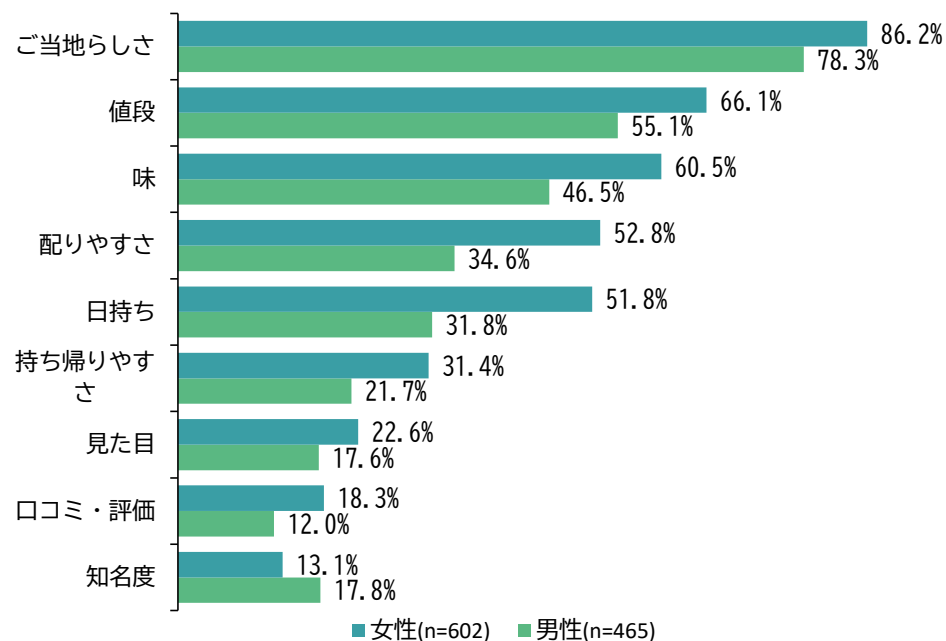
Q6その他（8件）：無添加・添加物チェック(3)、限定品かどうか(2)、買わない(1)等

3-2. お土産購入時のチェックポイント

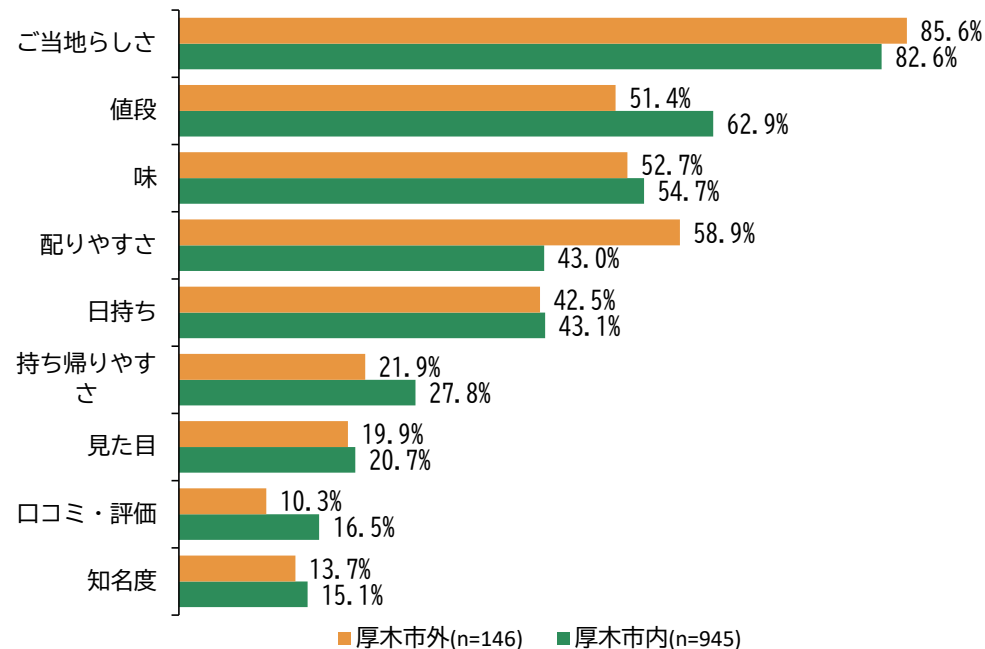
クロス集計：性別 / 居住地別の上位項目

- 女性は「日持ち」「配りやすさ」が男性より約19pt高い。実用性を重視する傾向
- 市外居住者は「配りやすさ」が全体より約14pt高く、利便性も重視
- 「ご当地らしさ」は性別・居住地を問わず約78～86%で共通の最重要基準

性別：お土産チェックポイント



居住地別：お土産チェックポイント

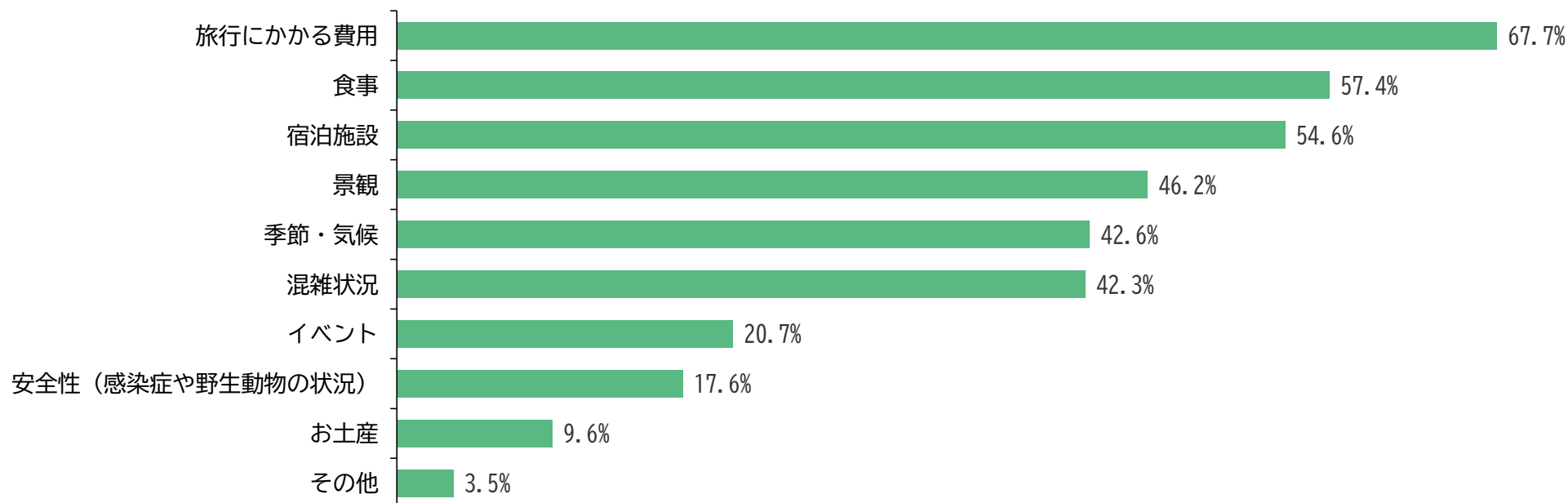


3-2. 旅行先選定の重視点

Q7. 旅行先を決める時に重視することは何ですか。（複数回答可）（n=1,098）

- 「費用」（67.7%）が最多で、コストパフォーマンスへの意識が非常に高い
- 「食事」（57.4%）、「宿泊施設」（54.6%）、「景観」（46.2%）が続き、旅の質を重視
- 「混雑状況」（42.3%）も上位にあり、快適な旅行環境が求められている
- その他は「子どもが楽しめるか」4件、「ペット同伴可」2件、「温泉」2件等（28件）

Q7. 旅行先選定の重視点（複数回答）



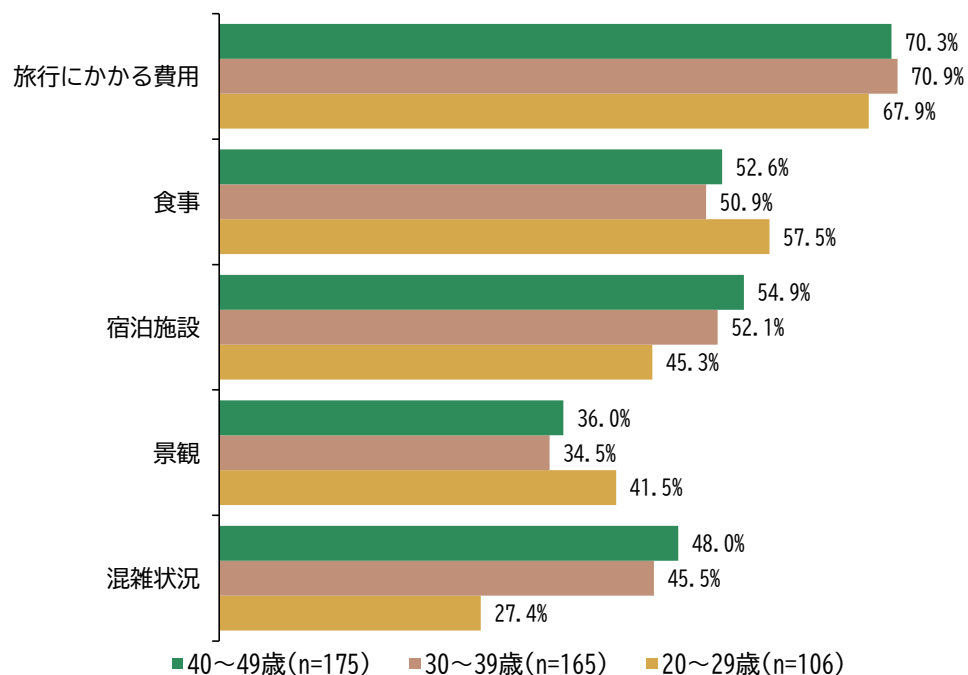
Q7その他（28件）：子どもが楽しめるか(4)、ペット同伴可(2)、温泉(2)、アクセス(2)等

3-2. 旅行先選定の重視点

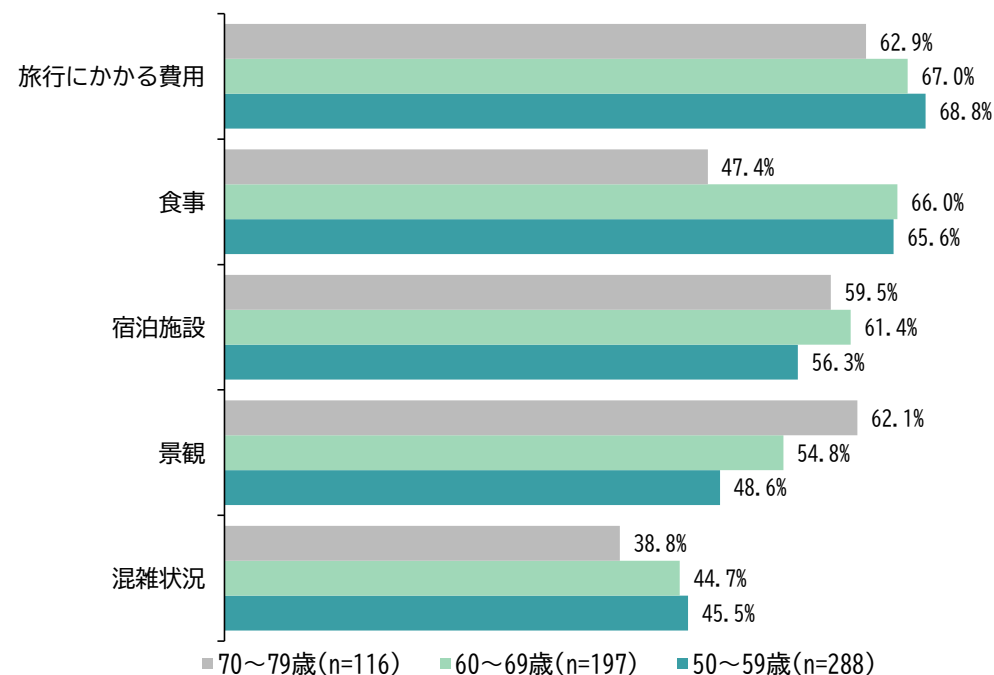
クロス集計：年齢別の旅行先選定の重視点 上位5項目

- 70代は「景観」が全体より約16pt高く、高齢層ほど景観への関心が高い
- 20代は「宿泊施設」「混雑状況」が他世代より低め
- 「費用」は全年齢で約63～71%と共通の最重要項目。世代を問わずコスパ意識が高い

年齢別：旅行先の重視点（20～40代）



年齢別：旅行先の重視点（50～70代）

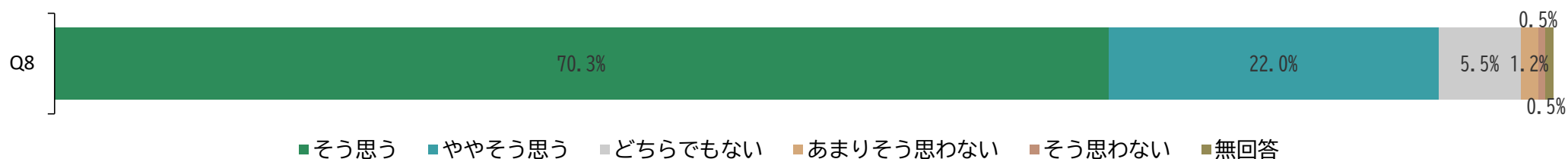


3-3. 旅行の必要性・日常の幸福感

Q8. 日常生活を豊かにするために、旅行することは必要だと思いますか。 / Q9. 日常生活に幸せを感じていますか。（n=1,098）

- 旅行の必要性は「そう思う」「ややそう思う」で92.3%と圧倒的多数が旅行を必要と認識
- 日常の幸福感は「感じている」「やや感じている」で83.5%が肯定的
- 旅行の必要性の認識と日常の幸福感はともに高く、旅行が生活の質向上に寄与する意識が強い

Q8. 日常生活を豊かにするために、旅行することは必要だと思いますか。



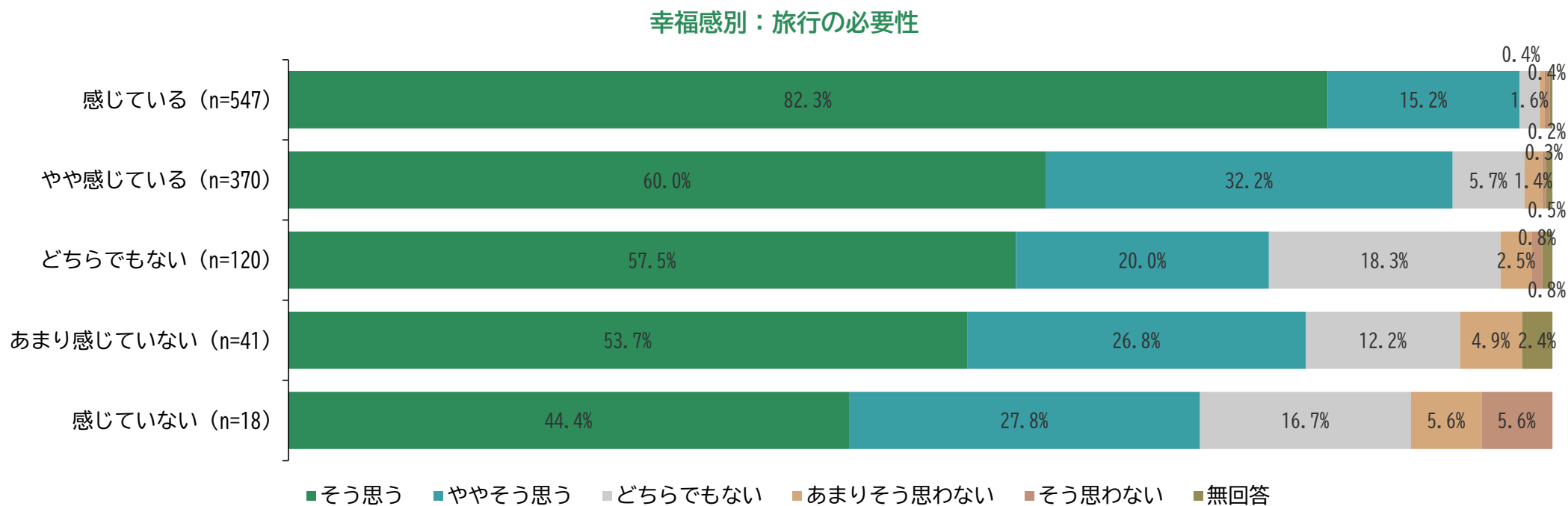
Q9. 日常生活に幸せを感じていますか。



3-3. 旅行の必要性・日常の幸福感

クロス集計：Q8 旅行の必要性 × Q9 幸福感

- 日常に幸福感を「感じている」と回答した人は、旅行の必要性に「そう思う」と回答する割合が82.3%と最も高い
- 旅行の必要性と幸福感には正の相関が確認される

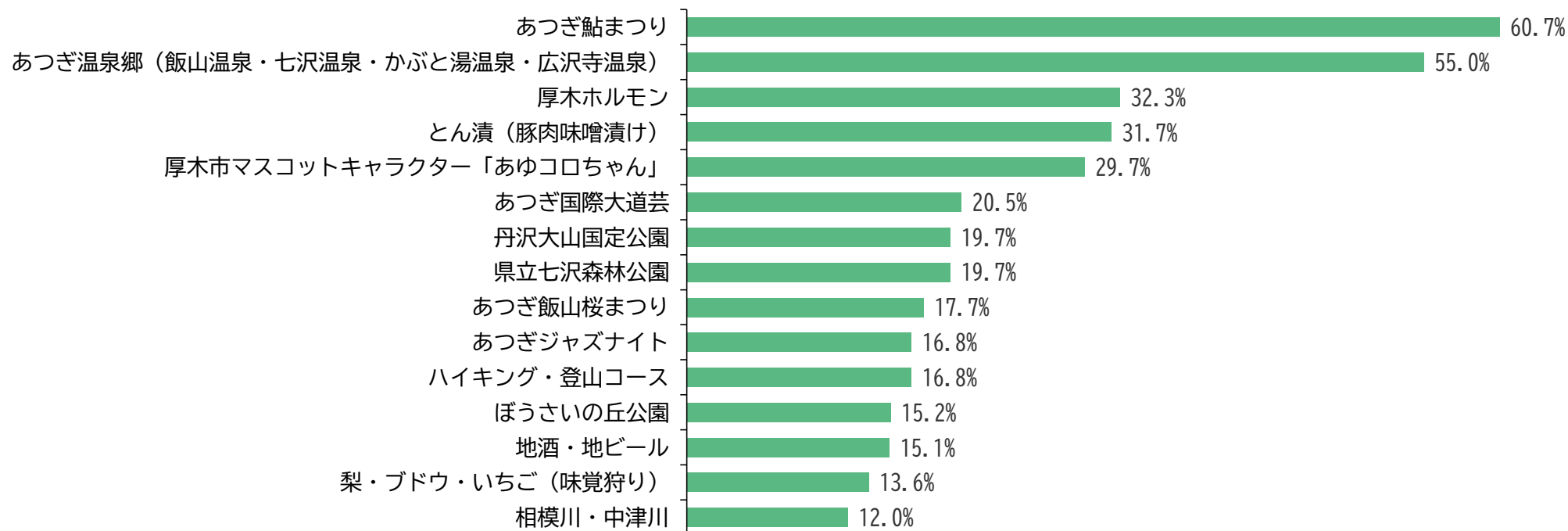


3-4. 市外の方に紹介したい厚木市の観光資源

Q10. 次の項目の中で、あなたが市外の方に紹介したいと思うものを選択してください。（複数回答可）（n=1,098）※上位15位

- 「あつぎ鮎まつり」（60.7%）と「あつぎ温泉郷」（55.0%）が5割超で突出
- グルメ系（ホルモン32.3%、とん漬31.7%）も3割超と、食の魅力が厚木の強み
- マスコットキャラクター「あゆコロちゃん」（29.7%）も認知度が高い

Q10. 市外の方に紹介したいもの 上位15（複数回答）

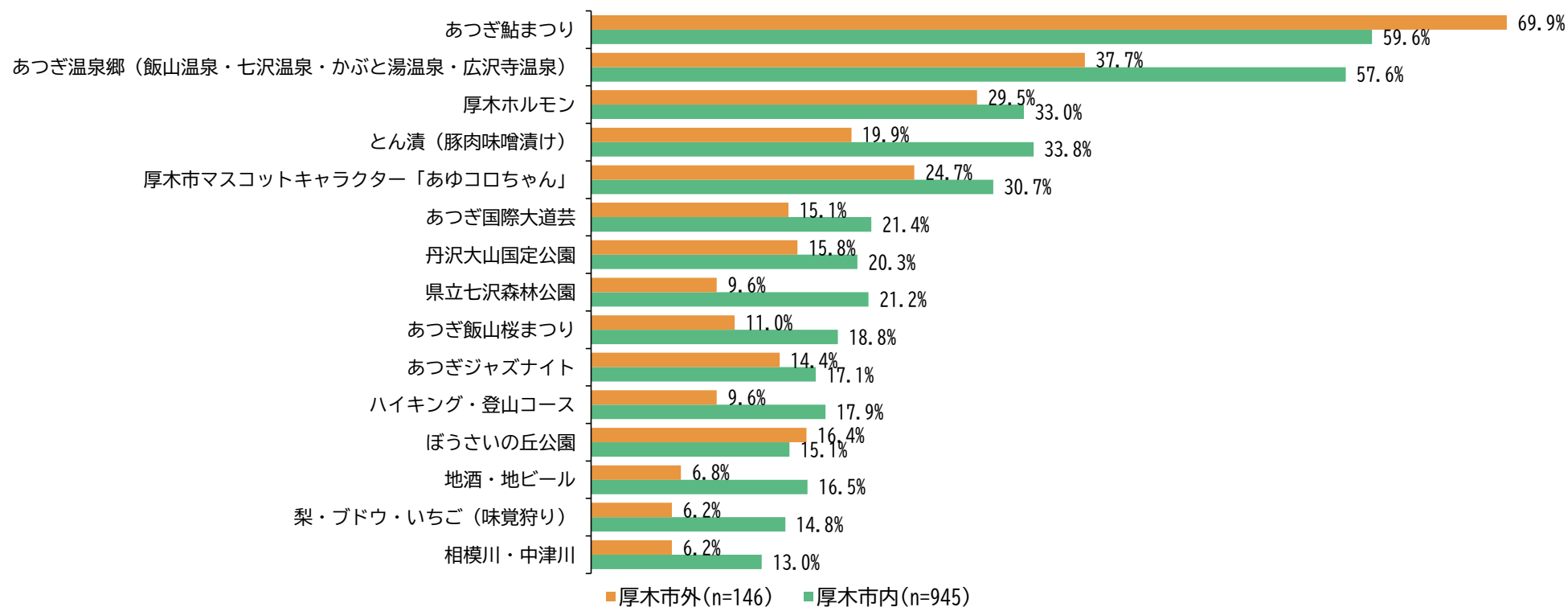


3-4. 市外の方に紹介したい厚木市の観光資源

クロス集計：居住地別の紹介したいもの 上位10項目

- 市外は「鮎まつり」が1位だが、「温泉郷」は市内より大きく低く、認知差あり
- 「とん漬」「ホルモン」も市外は市内より低く、食の魅力の発信強化が必要
- 「あゆコロちゃん」は市外からも一定の紹介意向を獲得しているものの、市内との差がみられ、市外での認知向上に余地があり

居住地別：紹介したい観光資源 上位15（複数回答）



3-4. 市外の方に紹介したい厚木市の観光資源

Q11. Q10以外に紹介したい厚木市の観光コンテンツ【自由記述】(n=89)

- Q10の選択肢以外の紹介したいコンテンツとしては「グルメ・飲食店」が22件で最多。ラーメン(7件)、居酒屋(3件)など個人飲食店への注目が高い
- 「自然・景観」(13件)、「イベント・祭り」「施設・スポット」(各12件)も多く、地域の魅力を多面的に評価
- 「歴史・文化・神社仏閣」(10件)では毛利家発祥の地や古墳など、Q10にない歴史資源への関心が高い
- 「体験・アウトドア」(9件)や「市場・物産」(9件)など、体験・購買型コンテンツへの注目もみられる

Q11 紹介したい観光コンテンツ (89件、延べ100件)

グループ	件数	備考
グルメ・飲食店	22件	ラーメン(7)、居酒屋(3)、たまごサンド(2)等
自然・景観	13件	桜の名所、野鳥観察、バラ園、田園風景等
イベント・祭り	12件	オクトーバーフェスト(3)、花火、収穫祭等
施設・スポット	12件	KAIT工房、若宮公園、鳶尾展望台等
歴史・文化・神社仏閣	10件	毛利家(3)、古墳、厚木宿の歴史等
体験・アウトドア	9件	ツリークロスアドベンチャー(3)、屋形船、キャンプ等
市場・物産	9件	夢未市(4)、朝市(2)、厚木ハム等
提案・周遊コース	8件	モデルコース、スタンプラリー等
著名人・エンタメ	5件	いきものがかり(3)、マンホールカード等

特徴的な回答(抜粋)

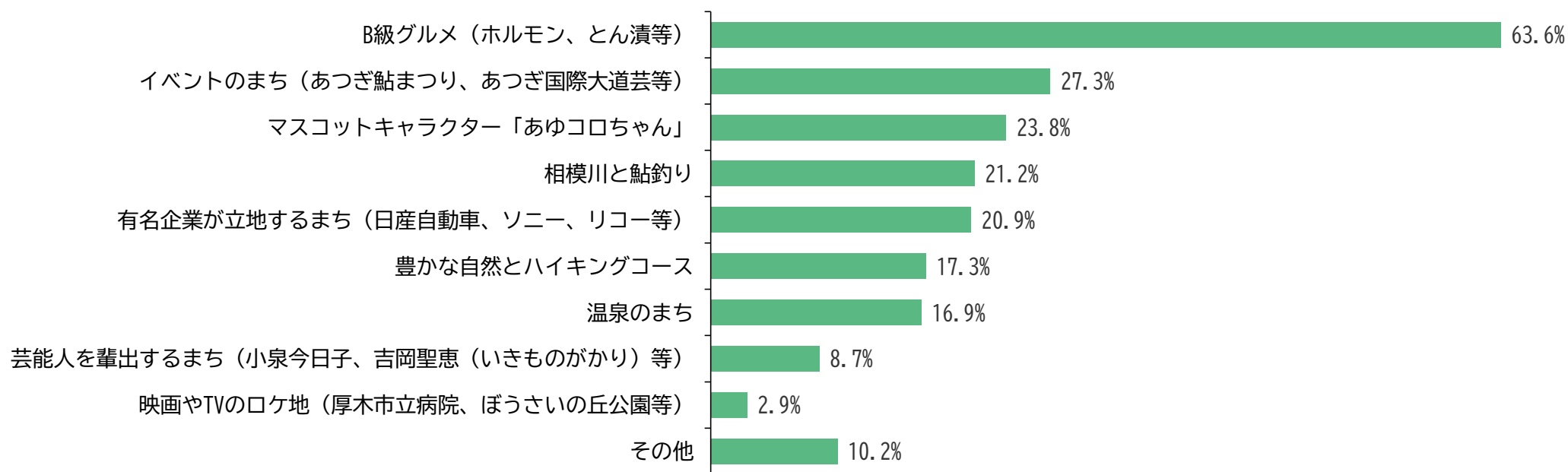
- ・ ラーメン、居酒屋、たまごサンド、カレー屋など個人飲食店を推す声が多数
- ・ 夢未市(4件)は新鮮な野菜が購入できる場として高い支持
- ・ 毛利家発祥の地としてのPR強化や、近隣市町村との連携を求める声あり
- ・ ツリークロスアドベンチャー(3件)や屋形船など体験型コンテンツにも注目
- ・ KAIT工房や鳶尾展望台など、知る人ぞ知るスポットの紹介を求める声も
- ・ 「具体的な過ごし方の紹介がほしい」「モデルコースの紹介を」など情報発信への要望も

3-5. 市外の方が持つ厚木市のイメージ

Q12. 市外の方は、厚木市についてどのようなイメージを持っていますか。（複数回答可）（n=1,098）

- 「B級グルメ」（63.6%）が圧倒的に高く、厚木=B級グルメのまちというイメージが定着
- 「イベントのまち」（27.3%）、「あゆコロちゃん」（23.8%）が続くが、B級グルメとの差は大きい
- 「温泉のまち」は16.9%にとどまり、温泉郷の認知向上が課題

Q12. 市外の方が持つ厚木市のイメージ（複数回答）



Q12その他（68件）：厚木基地と勘違い(約12)、知名度低い(約15)、東名IC(約6)、治安・景観(約5)等

3-5. 市外の方が持つ厚木市のイメージ

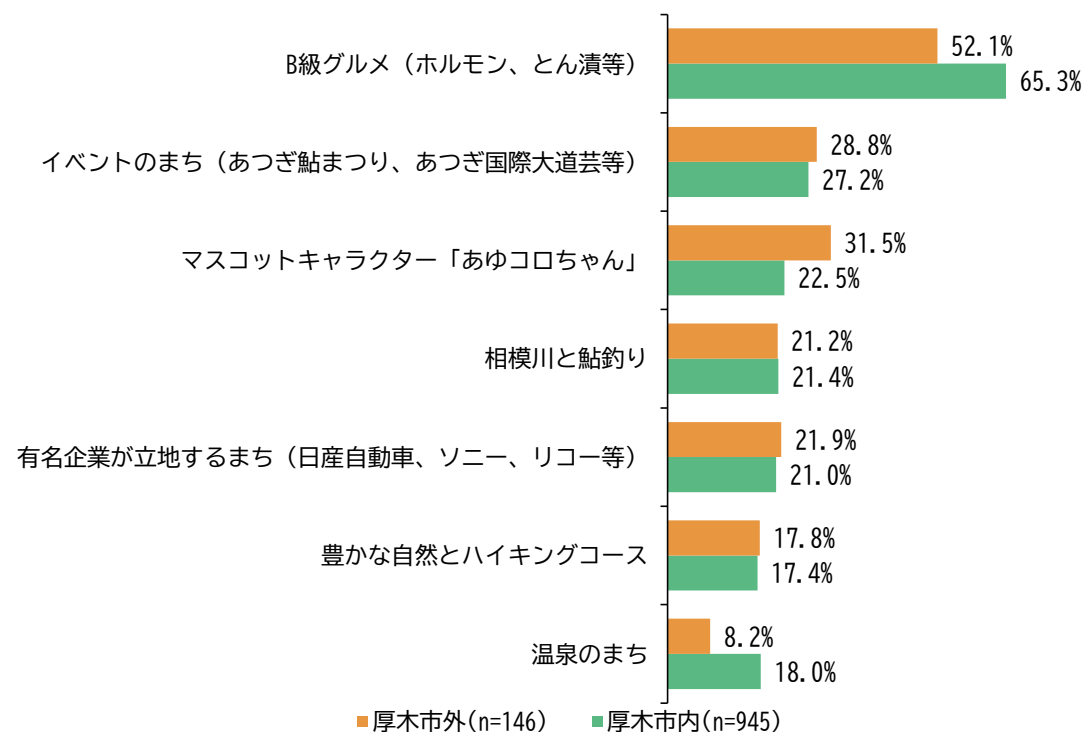
Q12 自由回答(n=68)の主なテーマ / 居住地別のイメージ比較

- 市外はB級グルメのイメージが市内より低く、「温泉のまち」は1割未満
- その他自由回答では「厚木基地と勘違い」「知名度低い」が多い

Q12 その他のイメージ（68件）

グループ	件数	備考
知名度低い・イメージなし	17件	何もない、知らないなど
厚木基地と勘違い	13件	
東名IC・交通の要衝	9件	
田舎・寂れている	7件	
治安・風俗・景観の問題	6件	
その他	21件	住みたいまちNo.1、毛利氏の発祥など

居住地別：厚木市のイメージ比較

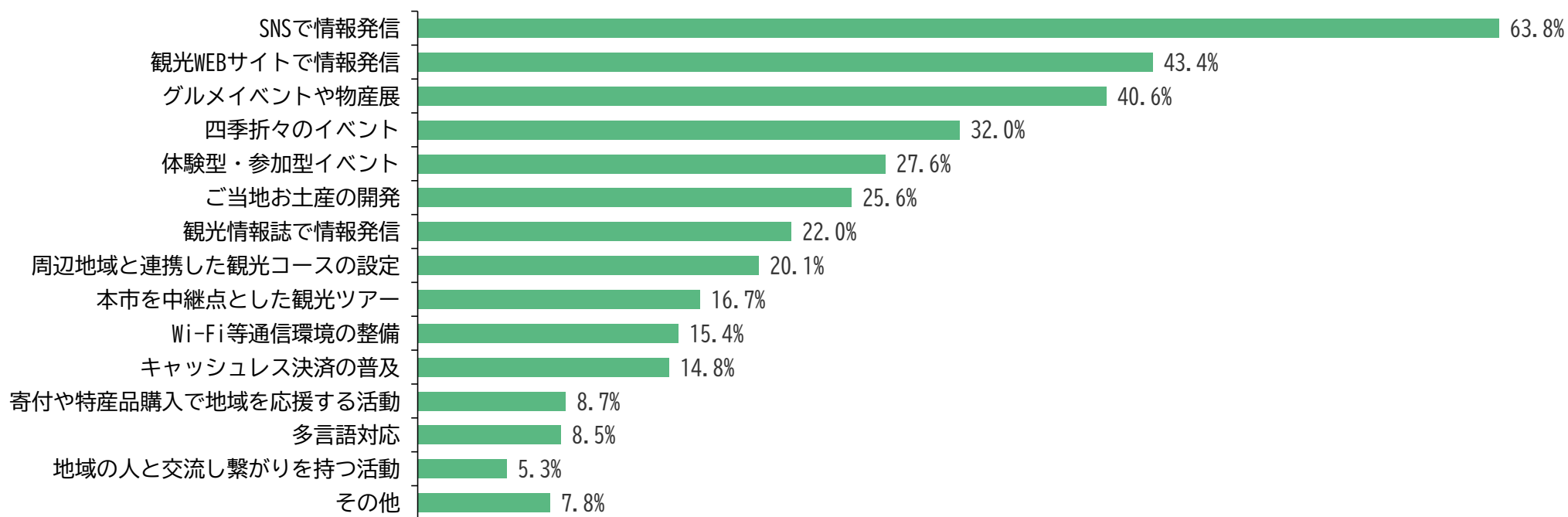


3-5. 観光客増加につながる施策

Q13. 次の項目の中で、どれを実施すると観光客が増えると思いますか。（複数回答可）（n=1,098）

- 「SNSで情報発信」（63.8%）が最多で、デジタルマーケティングへの期待が非常に高い
- 「グルメイベントや物産展」（40.6%）、「四季折々のイベント」（32.0%）など体験型施策も重視
- 「観光WEBサイト」（43.4%）も高く、公式サイト充実が求められている

Q13. 観光客増加につながる施策（複数回答）



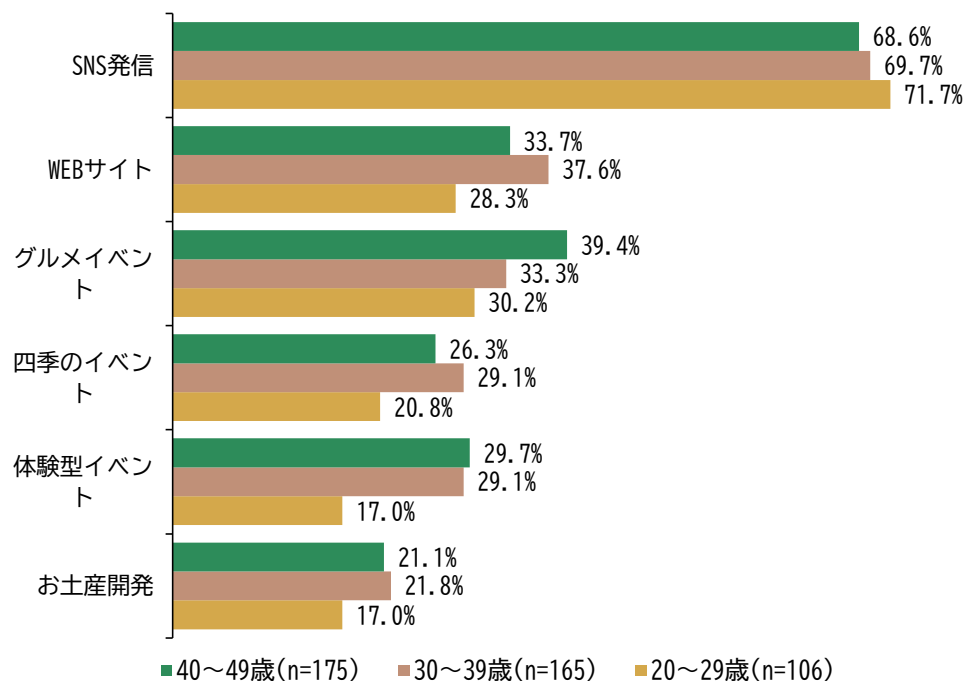
Q13その他（60件）：交通整備・駐車場(約10)、テレビ活用(約5)、道の駅(約5)、グルメ充実(約5)等

3-5. 観光客増加につながる施策

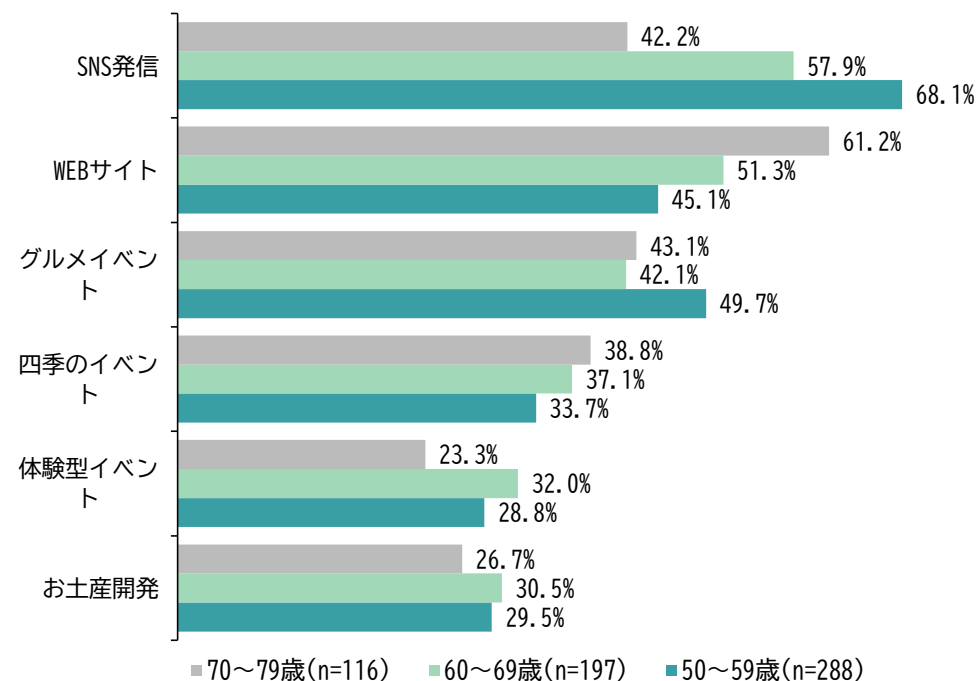
クロス集計：年齢別の重視施策

- 若年層はSNS発信、高齢層はWEBサイトと、世代で求める情報発信手段が異なる
- 「グルメイベント」は50代で最も高く、60～70代も全体より高め
- 「四季のイベント」は60～70代で全体より高め。季節感のあるイベントは高齢層で支持

年齢別：重視する施策（20～40代）



年齢別：重視する施策（50～70代）

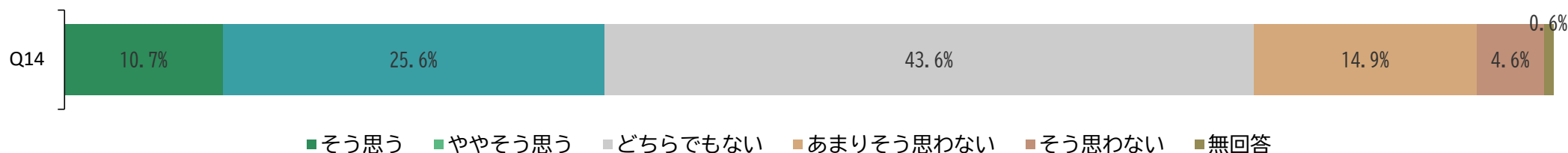


3-5. 観光施策の評価・心配事

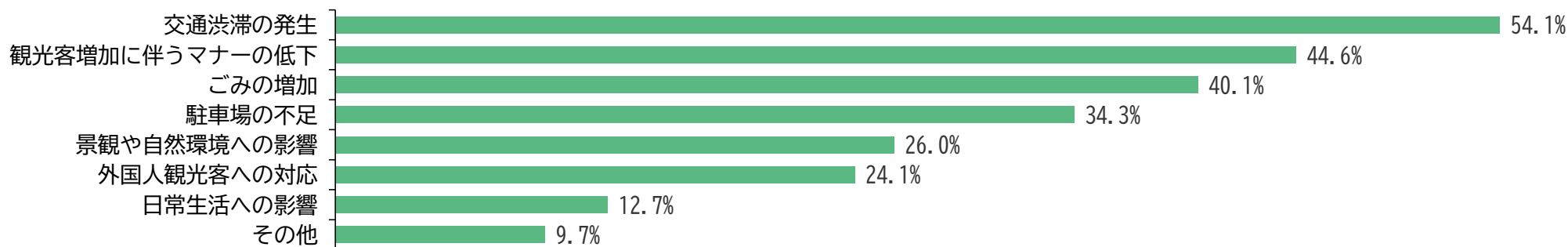
Q14. 厚木市の観光施策は、市民の意見を反映して行われていると思いますか。 / Q15. 今後、厚木市の観光について心配事がありますか。（複数回答可）（n=1,098）

- 施策評価は「どちらでもない」が43.6%で最多。市民への情報発信や参画機会の充実が課題
- 心配事の1位は「交通渋滞」（54.1%）で、インフラ面の不安が大きい
- 「マナー低下」（44.6%）、「ごみ増加」（40.1%）などへの懸念も高い

Q14. 厚木市の観光施策は、市民の意見を反映して行われていると思いますか。



Q15. 今後、厚木市の観光について心配事がありますか。（複数回答）



Q15その他（101件）：観光資源・魅力不足(15)、交通・アクセス(12)、治安・景観(8)、情報発信不足(8)等

3-5. 観光施策の評価・心配事

Q15 心配事その他（n=101）の主な内容 / Q13 必要な施策その他（n=60）の主な内容

- 心配事のその他、必要な施策のその他ともに「交通・アクセス」が最大の課題。観光振興の前提としてインフラ整備が重要
- 心配事では「そもそも魅力・資源が不足」という根本的な指摘が最多。積極的な提案も多い
- 必要な施策のその他ではメディア活用・道の駅・グルメ充実など、具体的な施策提案が多岐にわたる

Q15 心配事その他の内容（101件）

グループ	件数	備考
観光資源・魅力の不足	21件	そもそも観光地がない等
情報発信の不足	18件	知名度が低い等
交通・駐車場・アクセス	15件	渋滞、駐車場不足等
温泉街の整備・活用	10件	七沢温泉の活性化等
治安・街の景観	6件	風俗街、景観の悪さ等
トイレの整備・清掃	5件	トイレの洋式化等
施設の老朽化	3件	飯山温泉等の老朽化
お土産・特産品の弱さ	2件	魅力ある特産品がない等
心配なし・現状で十分	2件	
その他（提案含む）	25件	若者向け施設、外国人対応等

Q13 必要な施策その他の内容（60件）

グループ	件数	備考
交通の整備・駐車場の確保	16件	バス便の増加、駐車場整備等
道の駅・大型商業施設の整備	7件	大型ショッピングモール等
グルメの充実・発信	6件	グルメスポット誘致、一同に紹介等
テレビ・メディアの活用	5件	テレビ番組、ロケ誘致等
公園・自然の活用	4件	充実している公園の活用等
アニメ・コラボ企画	4件	スポーツチーム、企業、大学等
歴史・文化の活用	2件	毛利家との繋がり等
その他	17件	外国人の誘客、治安・美化等

3-6. 厚木市の観光への意見・感想

Q16. 厚木市の観光の現状や今後について、ご意見やご感想【自由記述】(n=168)

- 「情報発信・PRの強化」が35件で最多。SNS活用やアピール不足を指摘する声が目立つ
- 「施設・インフラの整備」(25件)、「交通・アクセスの改善」(24件)と、受け入れ環境の課題が上位に
- 「観光資源・魅力についての指摘」(19件)では「そもそも観光地がない」という率直な意見も複数
- 「住民の生活を豊かに」「住んでいる人にとっても良い街に」など、市民生活の充実を求める声もみられる

Q16 意見・感想 (168件、延べ179件)

グループ	件数	備考
情報発信・PRの強化	35件	SNS活用、知名度向上、アピール不足等
施設・インフラの整備	25件	トイレ改善、道の駅、子ども向け施設等
交通・アクセスの改善	24件	バス本数不足、渋滞、駐車場整備等
観光資源・魅力についての指摘	19件	観光地ではない、特色がない等
温泉・宿泊施設の改善	17件	施設老朽化、日帰り温泉、温泉街整備等
イベント・周遊ツアーの充実	15件	イベント企画・周知、体験型ツアー等
肯定的意見・応援	11件	厚木が好き、自然が良い等
グルメ・特産品の充実	10件	お土産開発、地産地消、カフェ等
景観・治安・マナー	7件	風俗街、観光客マナー、治安等
その他	16件	住民生活の充実(4)、外国人対応(3)、近隣連携(2)等

特徴的な回答 (抜粋)

- ・「厚木市のホームページは簡素すぎ。もっと工夫の余地がある」(情報発信)
- ・「バスの本数が少なく観光地に行きにくい」「タイヤが悪い」(交通)
- ・「温泉施設が古く衛生的でない割に値段が高い」(温泉)
- ・「市民でも観光地があるという感覚はない」(魅力の指摘)
- ・「市民の生活が豊かにならなければ観光客も来ない」(住民生活)
- ・「自然と市街地が隣接し気軽に非日常を楽しめる」(肯定)

4. 総合分析

集計結果から見える厚木市の観光の強みと課題

厚木市の観光の強み

1. 「グルメ」は厚木市最大のブランド資産

市外の方が持つと思う厚木市のイメージ1位は「B級グルメ」（63.6%）であり、紹介したいものでもホルモン（32.3%）・とん漬（31.7%）が上位を占める。一方、旅行に求めるものでも「グルメ」が73.2%で1位であることから、「グルメのまち」というブランドは今後の観光振興の核となりうる

2. 鮎まつり・温泉郷は市民共通の誇り

紹介したいもの1位「鮎まつり」（60.7%）、2位「温泉郷」（55.0%）と、この2つの観光資源は市民に広く認知されている。旅行に求めるものでも「リフレッシュ」（71.7%）や「非日常体験」（50.0%）が上位であり、厚木市の自然・温泉はこうしたニーズと親和性が高い

3. 豊かさや幸福感に対する旅行需要の高さは観光振興の土壌

日常生活を豊かにするための旅行の必要性について約92%が肯定し、日常生活に幸せを感じている人ほど旅行を必要としている。こうした旅行への高い意欲は、受け入れ環境を整えることにより厚木市にも来訪者を取り込める可能性を示している

主な課題

1. 観光資源はあるが「届いていない」

観光客増加につながる施策として「SNSで情報発信」が63.8%で最多であり、旅行者の情報入手先ではSNSが52.9%で1位となっている。観光に対する意見・感想でも情報発信の強化が最も多く挙げられている。観光資源は存在するが、市内外への発信が不足しており、SNSを中心とした情報発信の強化が最優先課題といえる

2. 受け入れ環境の整備なくして振興なし

観光に対する心配事では「交通渋滞」（54.1%）と「駐車場不足」（34.3%）が上位を占め、意見・感想でもバスの本数不足や施設整備の要望が計49件に上る。交通・インフラの改善は、観光振興の前提条件として不可欠である

3. 温泉郷は「宝の持ち腐れ」の恐れ

あつぎ温泉郷は、市外の方に紹介したいもの2位（55.0%）でありながら、市外の方が持つと思うイメージでは「温泉のまち」はわずか8.2%にとどまる。評価はしているものの市外には伝わっていないとの認識である。また、施設の老朽化も指摘されており、認知向上と施設改善の両面からの対策が急務である

4. 住む人にも訪れる人にも良い街へ

観光施策に市民の意見を反映しているかについては「どちらでもない」が43.6%と最多であり、「市民の生活が豊かになれば観光客も来ない」「住民がリフレッシュできる設備を」といった声もみられる。観光振興と住民の暮らしの質の向上を両立させる視点が、持続的な観光まちづくりには不可欠である

付記

1

集計表

別添の集計表（単純集計・クロス集計）をご参照ください

第3次厚木市観光振興計画策定方針

1 計画策定の趣旨

第2次厚木市観光振興計画（以下「現行計画」という。）が令和8年度をもって満了を迎えることと併せ、昨今の観光振興を取り巻く環境の変化への的確に対応した新しい観光戦略の構築を図るため、令和9年度を始期とする第3次厚木市観光振興計画（以下「第3次計画」という。）を策定します。

2 基本的事項

(1) 計画策定についての基本的な考え方

第3次計画の策定に当たっては、現行計画の成果と課題を検証し、これまでの社会状況の変化等に留意するとともに、意向調査、厚木市観光振興推進委員会及びパブリックコメントの市民参加手続を実施し、市内外の意見を取り入れた計画とします。

(2) 計画の位置付け

厚木市観光振興条例に基づく観光振興の基本的な計画として策定するとともに、本市の最上位計画である第11次厚木市総合計画の施策を補完・具体化する個別計画として位置付けるものです。また、「厚木市産業マスタープラン」等の関連する計画を始め、国・県が策定した観光関連計画と連携した計画とします。



(3) 計画の期間

第3次計画の計画期間は、第11次厚木市総合計画の計画終了年に合わせ、令和9年度から令和17年度までの9年間とします。なお、国や県の計画改定等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

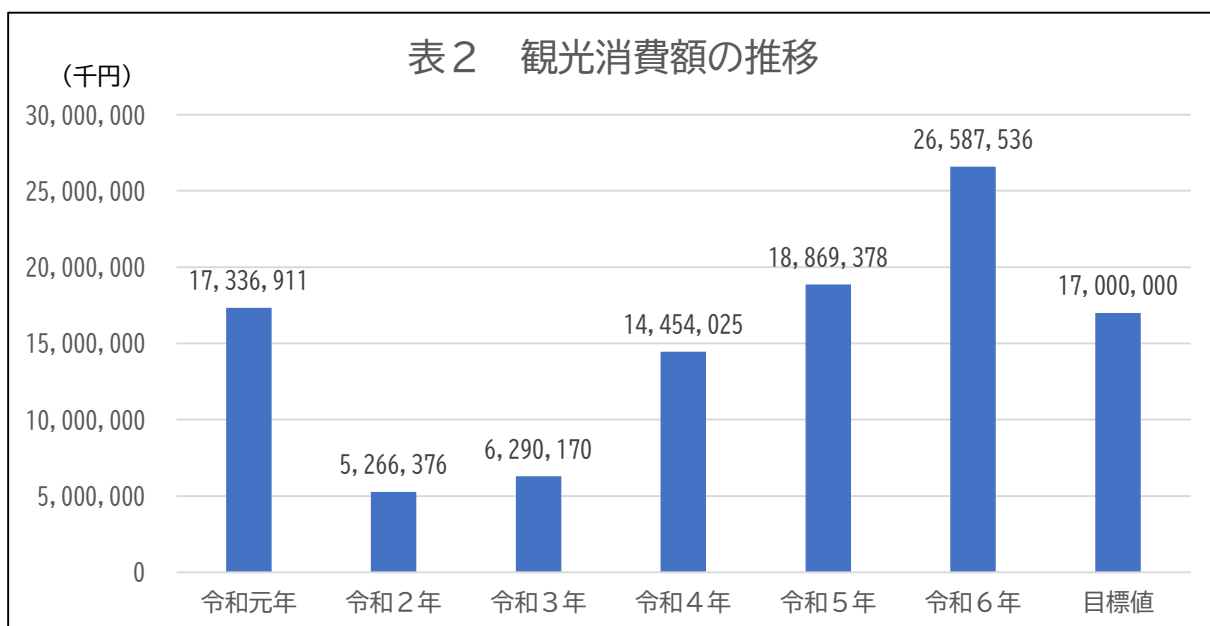
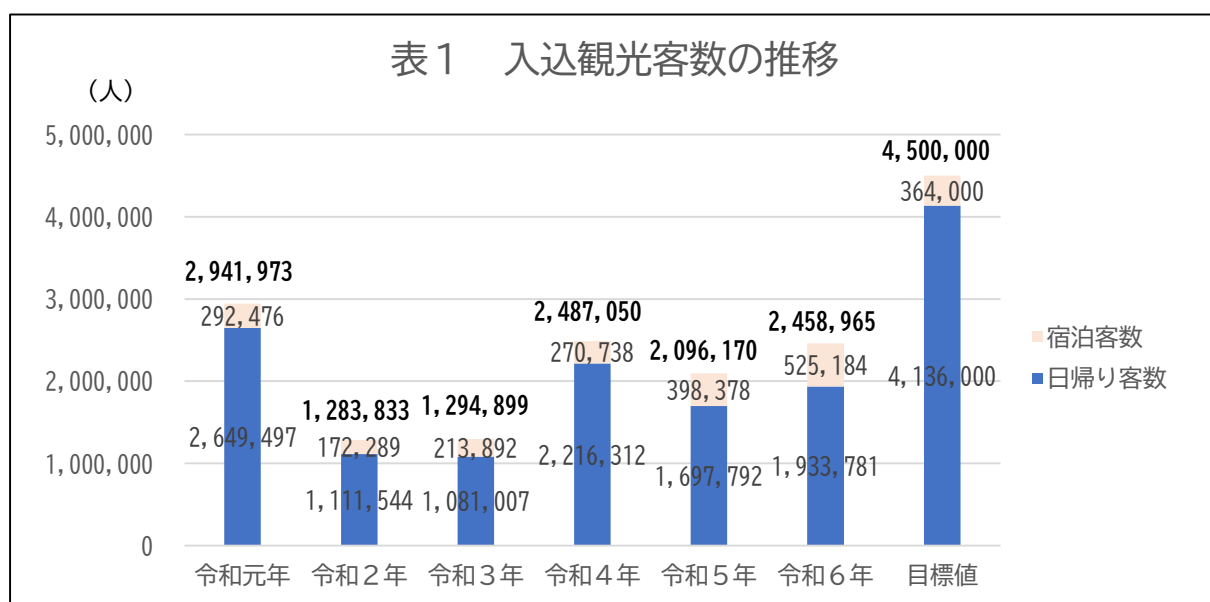
3 現状と課題

(1) 第2次計画の目標の達成状況

第2次計画では、「集客促進による観光消費額の拡大」を目標として掲げ、この目標を達成するために、「延べ観光客数」、「延べ宿泊客数」及び「観光消費額」の3つの指標を設定し、進捗を測っています。

本市の延べ観光客数（表1）については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で一時的に減少し、その後回復傾向ではあるものの、コロナ禍前の実績値にまで戻るには至っておりません。また、最新値である令和6年時点の実績が2,458,965人となっており、目標値である4,500,000人に到達していない状況です。

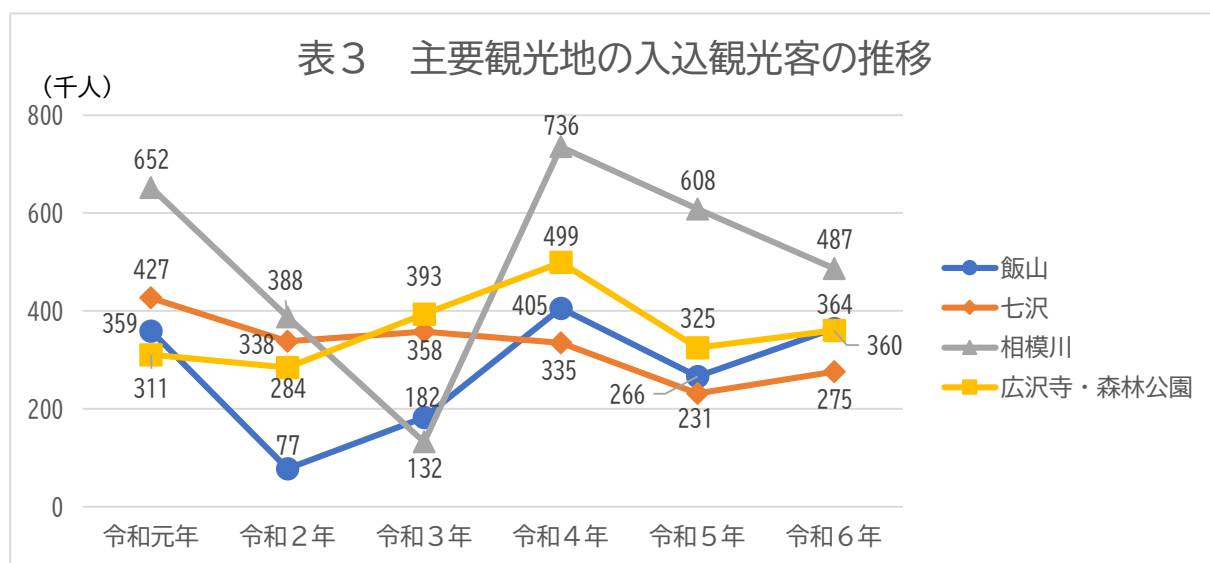
一方、延べ宿泊客数（表1）及び観光消費額（表2）については、コロナ禍後は順調に増加しており、令和6年時点の実績はともに目標値を上回っています。



(2) 課題

延べ観光客数が目標値に到達していない要因として、あつぎ鮎まつりやあつぎ国際大道芸、あつぎジャズナイト等の観光イベントへの来場者数や市内宿泊施設への宿泊客数は増加傾向にある一方、飯山や七沢等の市内主要観光地への観光客数が伸び悩んでいる点が挙げられます（表3）。

市内主要観光地への誘客力を強化するため、観光資源の更なる魅力向上や誰もが快適に安心して旅を楽しめる環境の整備、県央やまなみ地域の自治体と連携した広域観光圏の確立等、本市の観光が持続的に成長するための施策を推進する必要があります。



4 策定に当たって考慮すべき視点

第3次計画は、現行計画に位置付ける観光戦略の方向性を社会・経済環境の変化に照らし合わせて見直すことに加え、次の視点に考慮して計画を策定します。

(1) 持続可能な観光の促進

観光は地域に新たな交流と経済的恩恵をもたらす重要な産業です。観光地が持続的に発展するためには、観光客が楽しめるだけでなく、訪問先の環境や地域社会への影響まで考慮することが重要となります。観光地の自然環境や文化・歴史を保護するとともに、地域経済が活性化して持続的な利益を生み出し、そしてその利益が地域に還元されるよう、長期的に発展するための経済力を育む必要があります。

(2) 地域資源の魅力の最大化

本市は都心へのアクセスの良さと丹沢・大山山麓の豊かな自然環境の調和が魅力のまちです。食や文化、温泉といった既存の観光資源の磨き上げに加え、都心に近接しながら非日常を満喫できる本市の特徴をいかした観光地づくりを推進する必要があります。

(3) アクセシブルツーリズムの推進

アクセシブルツーリズムは、障がい者や高齢者、乳幼児連れの家族、外国籍の方など、誰もが安全で快適に旅を楽しめる観光に取り組むことです。移動や行動のハードルを下げるため、車いすやベビーカーが利用できる施設整備や温暖化による暑熱対策、野生動物による被害防止や複数言語への対応など、観光地にも幅広い視点を持った環境整備が求められています。アクセシビリティ対応の充実が観光地選びの重要な要素となっていることから、国籍や年齢にかかわらず、誰もが安心して観光にアクセスできる環境づくりに取り組む必要があります。

(4) 関係人口の創出

関係人口の創出は、単なる観光客数の最大化ではなく、地域と強いつながりを持つファンを増やすことで持続可能な地域経済を支えるとともに、将来的な定住人口の増加に寄与するものです。交流人口の創出に努めながら、各地域ならではの体験型プログラムの実施やリピーター向けのイベントの開催等、「関わり続けたい厚木」となるべく、観光客が地域のファンとなって長期的な関係人口としての役割を担えるよう設計する必要があります。

(5) 自治体間の連携

自治体の枠を超えた連携を推進し、周辺自治体等が持つ資源を活用することにより、質の高い行政サービスを安定的、持続的、効率・効果的に提供することができます。自治体間の連携によって一つの自治体では実現困難な広域的な魅力の創出や多様な観光資源の組み合わせ、効果的なプロモーション活動が可能になることから、周辺自治体等の特色ある文化・歴史資源を効果的に結び付け、回遊性の高い観光地域の形成を図る必要があります。

5 策定体制

(1) 附属機関

厚木市観光振興推進委員会

公募による市民、学識経験者及び関係団体の代表者により構成し、第3次計画の策定について、市長の諮問に応じて調査及び審議をし、答申します。

(2) 庁内検討組織

厚木市観光振興計画庁内推進チーム

課長職により構成し、計画の策定に関する事項を検討及び協議します。

(3) 市民参加手続

計画の策定に当たっては、市民参加条例に基づく意向調査やパブリックコメントなど、多様な手法による市民参加の機会を設け、市民の皆様の意見を伺いながら取り組みます。

6 策定スケジュール

次期計画の策定に当たって、次のスケジュールのとおり、計画的に取り組を進めます。

	令和7年度		令和8年度											
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定状況	●→ 策定方針							●→ 計画案骨子		●→ 計画案				● 策定
観光振興 推進委員会	●	→												
庁内推進 チーム			●	→										
市民参加 手続	●→ アンケート調査										●→ パブコメ			